

幸田町一般廃棄物処理基本計画

平成 31 年 3 月

幸 田 町

目次

第1部 序論	
第1章 計画の趣旨	1
1 計画の目的	1
2 一般廃棄物処理行政の動向	2
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	8
5 計画の対象区域	8
6 計画の対象範囲	8
第2章 地域概況	9
1 幸田町の概要	9
2 気象	9
3 人口	10
4 産業	13
5 土地利用状況	18
第2部 ごみ処理基本計画	
第1章 ごみ処理の現況	19
1 ごみ処理の沿革	19
2 ごみの分別区分	20
3 ごみ処理フロー	21
4 ごみ処理体制	22
5 ごみ処理の実績	28
6 ごみ処理の点検・評価	44
第2章 課題の抽出	47
1 排出抑制に関する課題	47
2 資源化に関する課題	47
3 収集・運搬に関する課題	47
4 中間処理及び最終処分に関する課題	47
5 その他の課題	48
第3章 基本理念・基本方針	49
1 基本理念	49
2 基本方針	49

第4章 基本計画.....	50
1 ごみ発生量の予測.....	50
2 ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項.....	52
3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	54
4 ごみの適切な処理及びこれを実施する者に関する基本事項.....	56
5 ごみ処理施設の整備に関する事項.....	62
6 その他ごみの処理に関し必要な事項.....	63
7 計画の推進.....	64
第3部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の状況.....	68
1 生活排水処理フロー.....	68
2 生活排水処理主体.....	69
3 生活排水の処理形態別人口.....	69
4 生活排水処理施設.....	71
5 し尿・浄化槽汚泥の処理状況.....	79
6 前回基本計画との比較.....	82
第2章 課題の抽出.....	83
1 生活排水処理施設の整備促進.....	83
2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理.....	83
3 生活排水の適正処理の普及・啓発.....	83
第3章 基本方針.....	83
第4章 基本計画.....	84
1 生活排水処理基本計画.....	84
2 生活排水の排出状況の見込み.....	85
3 し尿・汚泥の処理計画.....	89
4 生活排水の適正処理に向けて.....	90
資料編 ごみ処理の将来予測に関する資料.....	91
1 人口の予測.....	92
2 現状推移ケースの予測.....	93
3 目標達成ケースの予測.....	136
4 ごみ袋値下げがごみ排出量に与える影響の考察.....	141

第1部 序論

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

本町では、平成 26 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成 40 年度を目標に一般廃棄物の適正処理及び減量・資源化に関する取組を進めてきました。

また、一般廃棄物処理基本計画に基づいた取組を実行することで、一定の成果を出し続けています。特に、町民一人一日当たりのごみの排出量は、県下で最も少ないという優れた成績を維持するなど、一般廃棄物の減量化は着実に進んでいる状況にあります。

今回の計画改定は、これまでの一般廃棄物の適正処理及び減量・資源化に関する取組を引き継ぎつつ、計画策定（平成 26 年 3 月）からの一般廃棄物処理を巡る社会情勢の変化や国や県の政策の動向に対応することを目的としており、本町のこれからの、一般廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理に関する具体的方策や目標を定めることで、本町におけるごみの更なる減量・資源化を推進していくことを目的とするものです。

表 1-1 一般廃棄物処理を巡る社会情勢の変化

循環型社会の形成に向けた目標の達成状況	我が国では、新たに投入される天然資源の量は減少傾向、リサイクル（再生利用）される物質の量は増加傾向にあることから、循環型社会への移行は進みつつあるものの、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の取組が遅れている他、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない現況にあります。これらに対して国では、食品廃棄物の有効利用や小型家電中の有価物の回収などの資源循環を通して、地域の活性化を進めようとしています。
「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択	平成 27 年 9 月に開催された国連総会で持続可能な社会を創るための世界共通の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。日本国内においても SDGs の観点から政策の評価を行うことで、持続可能な社会の実現に向けた到達度を客観視する取組が進められており、廃棄物処理に関する各種政策においても SDGs の観点からの位置付けが進められています。
パリ協定の採択	平成 27 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で、平成 32 年以降の温暖化対策に関する国際的枠組として、「パリ協定」が採択されました。我が国ではこれを受け「日本の約束草案」を取りまとめ、廃棄物、エネルギーを含むあらゆる分野別の温室効果ガス削減目標及び、国内の地球温暖化対策の今後の方向性を示しました。
中国をはじめとする諸外国の資源ごみの輸入禁止	平成 29 年末より、中華人民共和国において廃プラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様の措置を行う動きが見られています。この影響によって、従来、輸出されていた廃プラスチックなどを国外で処理することが困難となってきています。環境省が、平成 30 年 8 月に実施した調査によると、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していること、一部処理業者において受入制限が実施されていることが明らかになっており、今後、廃プラスチック類の適正処理を行う上での支障が懸念されています。環境省では、廃プラスチック類のリサイクル施設の整備促進などによる、国内資源循環体制の構築を目指しています。

2 一般廃棄物処理行政の動向

前回の計画策定（平成 26 年 3 月）以降の国、県、本町、近隣市の主な一般廃棄物処理行政の動向を以下に示します。

(1) 国の動向

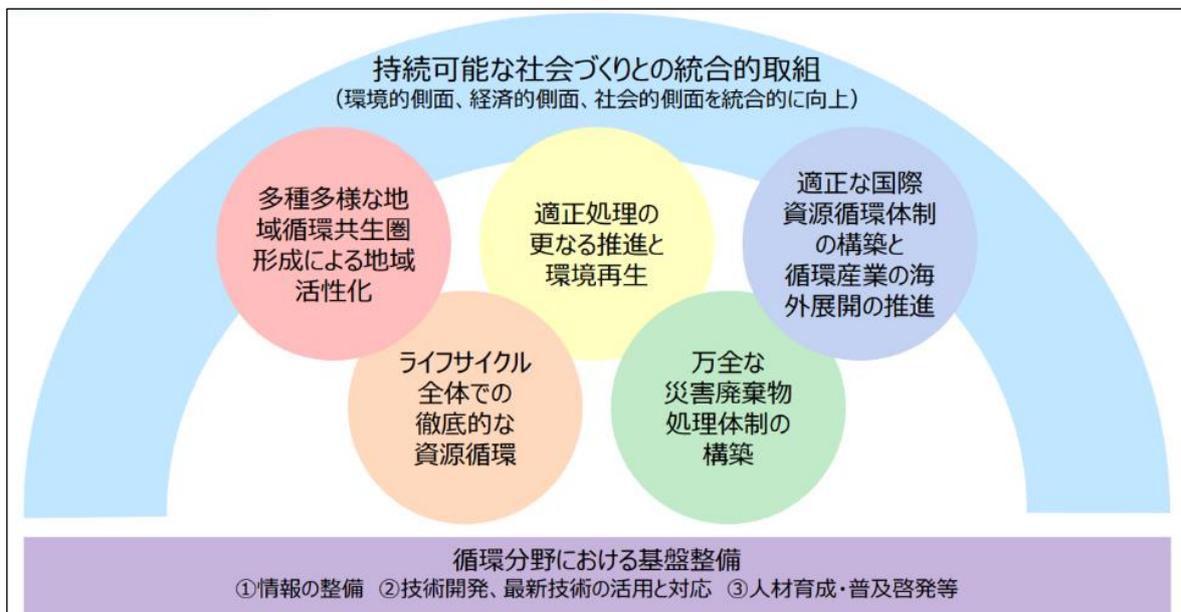
ア. 第五次環境基本計画の閣議決定（平成 30 年 4 月 17 日）

第五次環境基本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画であり、SDGs の考え方を活用しながら、分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたり質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し合う取組を推進していくこととしています。

循環型社会形成の観点からは、都市鉱山からの資源回収、廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域の資源循環、食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進などの取組の方向性を示しました。また、今後の大規模災害発生時の対応に向けて災害廃棄物の処理対策を推進していく考えを示しています。

イ. 第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定（平成 30 年 6 月 19 日）

第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを含む 5 つの取組の方向性を掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。



第四次循環型社会形成推進基本計画の構成

ウ. 地球温暖化対策計画の閣議決定（平成 28 年 5 月 13 日）

地球温暖化対策計画は、COP21 でパリ協定が採択されたことを受け、日本の約束草案の達成に向けた取組を含む総合的かつ計画的な温暖化対策の推進のために策定された計画であり、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。その中で、温室効果ガスの排出削減にも資する 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取組を進めながら、なお残る廃棄物等について廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減とエネルギー供給の拡充を図ること、また、廃棄物処理施設やリサイクル設備等の省エネルギー対策、ごみの収集・運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制を推進することが取組の方針として示されています。

(2) 県の動向

ア. 愛知県廃棄物処理計画の改定（平成 29 年 3 月）

改定された愛知県廃棄物処理計画は平成 29 年度から 33 年度の 5 年間を計画期間としており、循環型社会の構築に向け、できる限り廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順に可能な範囲での循環的な利用を行い、最終的に廃棄物になるものは適正に処理するという方向性を示しました。

また、大規模災害時の廃棄物の処理体制の構築、広域的な最終処分場確保についても今後の方針を示しています。

イ. 愛知県分別収集促進計画（第 8 期）の策定（平成 28 年 10 月）

愛知県分別収集促進計画は、市町村が行う容器包装廃棄物の分別収集等を促進するために策定する計画であり、第 8 期では計画の期間を平成 29 年度から 33 年度の 5 年間とし、その間の消費者、事業者に対する働きかけ、市町村に対する支援の方向性を定めることで、県内の容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集及びリサイクルを推進していく考えを示しています。

(3) 市町村に対する取組

- ① 市町村による廃棄物の排出抑制・分別収集・再商品化の推進の取組を促進するため、各種啓発、情報提供、技術的支援等を行う。
- ② 市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理事業実態調査を行い、県内の一般廃棄物の処理実態を把握、集計し、情報提供を行う。
- ③ 市町村職員を対象とした研修会等を開催し、容器包装廃棄物の分別収集及び選別保管を効率的に実施している各市町村の優良事例の共有等、容器包装の分別収集に関する情報提供を行い、知識の普及を図る。特に、本県において実施市町村が少ない、「その他の紙製容器包装」の分別収集の促進に重点的に取り組む。
- ④ 県内の資源ごみの持ち去り禁止条例の制定の状況等について、各市町村に情報提供するなど、市町村による適切なリサイクルを促進する。

市町村に対する支援の方向性

ウ. あいち地域循環形成プランの策定（平成 29 年 3 月）

「新・あいちエコタウンプラン」が平成 28 年度に目標年度を迎えたことや、資源循環を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の理念を継承する新たな計画として策定されたもので、「あいち資源循環推進センター」を核とした新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を担う人材の育成、資源循環に関する情報の発信など「地域循環圏」の形成に向けた取組の方向性を示しています。

エ. 愛知県災害廃棄物処理計画の策定（平成 28 年 10 月）

愛知県災害廃棄物処理計画は、南海トラフ全域で発生が予測されている巨大地震、近年の気候変動に伴う河川氾濫や土砂災害といった自然災害の発生を想定し、災害発生後の早期復旧・復興を果たせるよう災害が発生した際に廃棄物を迅速かつ適正に処理するための計画として定められたものです。具体的には、自然災害への備え、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項について、県及び県内市町村等の災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性が取りまとめられており、市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援し、市町村、民間事業者、他県、国等の関係機関との連携体制を整備していくことが示されています。

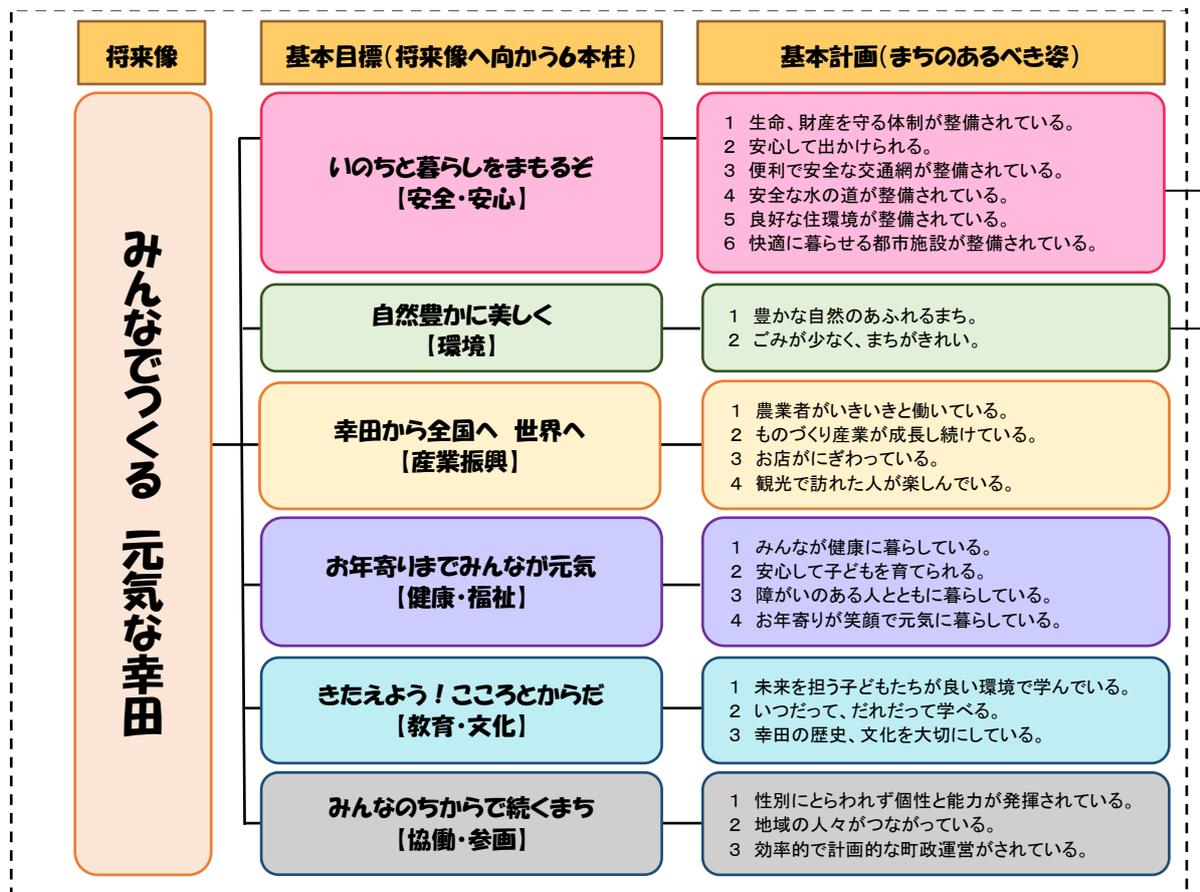
(3) 本町の動向

ア. 第 6 次幸田町総合計画の策定（平成 28 年 3 月）

幸田町総合計画とは、これからの本町をどのようなまちにしていくのか、目指すべき将来像を定め、その実現に向かっていくための指針となるまちづくりに関する最上位の計画であり、第 6 次総合計画では、目指すべき将来像を「みんなでつくる元気な幸田」とし、安全・安心、環境、産業振興などの分野ごとにまちづくりの基本目標を設定し、その実現のための主要な取組及び行政、町民、事業者の役割を定めています。

ごみ処理に関する事項は基本目標 2「自然豊かに美しく」で、生活排水処理に関する事項は基本目標 1「いのちと暮らしをまもるぞ」でそれぞれ主要な取組が定められており、これらの指針を基に総合的な観点からまちづくりを進めていくことを示しています。

総合計画の施策体系



ごみ問題への対応

主な取組		ごみの減量・再利用・再資源化 ごみ処理施設の充実 不法投棄の防止
主な役割	行政	ごみの減量を啓発する。 ごみの分け方・出し方を周知する。 資源回収活動を推進する。 ごみを効率的に処理する。 クリーンパトロールによりまちをきれいに保つ。
	住民	ごみの発生、排出を抑制する。 ごみの分け方・出し方を理解し、実践する。 資源回収に協力する。 クリーン運動に参加する。
	事業者	無駄な包装等をしない。 店頭回収に協力する。 美化活動に協力する。

下水道の整備

主な取組		公共下水道の整備 農業集落排水の維持管理の合理化 合併処理浄化槽の設置・適正管理
主な役割	行政	未整備地域の下水道を整備する。 老朽化への対策をする。 農業集落排水の維持管理を合理化する。 合併処理浄化槽の設置・適正管理を推進する。
	住民 事業者	公共下水道・農業集落排水へ接続する。 合併処理浄化槽区域については、合併処理浄化槽を設置し、適正に管理する。

総合計画の施策体系及びごみ処理、生活排水処理に関する施策の方向性

イ. 幸田町地球温暖化対策実行計画の改定（平成 31 年 3 月）

幸田町地球温暖化対策実行計画は「環境に「e^え~co^こと」しよう」を合言葉として、本町の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減に向けた目標値、具体的な取組、推進・点検及び公表の体制を示したものです。平成 31 年 3 月の改定では、新たな削減目標を設定し更なる温室効果ガス削減を進めていく方向性が示されました。

また、具体的な取組として、廃棄物由来の温室効果ガス排出量削減に向けたリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の順に 3R に関する取組を推進していく旨を示しています。

ウ. 幸田町災害廃棄物処理計画の策定（平成 29 年 3 月）

幸田町災害廃棄物処理計画は、「災害廃棄物対策指針」、「愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）」、「幸田町地域防災計画」と整合を図りながら、「愛知県災害廃棄物処理計画の災害廃棄物等発生量（推計）（平成 27 年 7 月）」が想定する災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、町民の安心・安全な生活環境を守り、災害発生後の本町の復旧・復興へ寄与することを目的として策定されたものです。計画内では、災害廃棄物処理の基本方針、行政、町民、事業者の協力支援体制、災害廃棄物処理フロー、発生が予測される災害廃棄物の種類ごとの推計、処理体制など災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性を示しています。

(4) 近隣市の動向

岡崎市では平成 26 年 8 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定し、新たにごみ分別体系の検討、拠点回収対象品目の増加、産業廃棄物など受入れ対象外物の搬入防止などによって、平成 39 年度の処理しなければならない一人一日当たりのごみの量（主に可燃ごみ、不燃ごみ）を平成 39 年度の推計値に対し約 8.9%削減し、812 g/人・日とすることを目指しています。

西尾市では、平成 29 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、「三者連携・協働による 4R（3Rに加えて、リフューズ（発生回避）を行う）の促進」、「4Rを推進するための分別・収集・運搬体制の整備」、「環境負荷の少ない適正なごみ処理体制整備」、「ごみ減量を積極的に実施するエコ市民づくり、食品ロスの削減」を基本目標として、平成 38 年度における一人一日当たりのごみ排出量を 1,010 g/人・日とすることを目指しています。

蒲郡市では、平成 26 年 3 月にごみ処理基本計画を改定し、将来的にも持続可能なごみの減量化や資源化施策などの新たな施策を推進していくことにより、平成 40 年度までに、一人一日当たり家庭系ごみ排出量を平成 24 年度比で 15%以上削減し、667 g/人・日以下とすることを目指しています。

3 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条の規定に基づき、本町のごみ処理政策分野における中長期的な基本方針を定めるものであり、ごみの処理に関する計画（ごみ処理基本計画）と生活排水の処理に関する計画（生活排水処理基本計画）から構成されます。

計画の策定に当たっては、循環型社会形成に関する法律や条例、国や県、関係自治体の計画、本町の上位計画や関連計画との整合性を確保します。

また、本町のごみの適正処理や減量・資源化の基本方針を定めるとともに、町民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針を定めます。

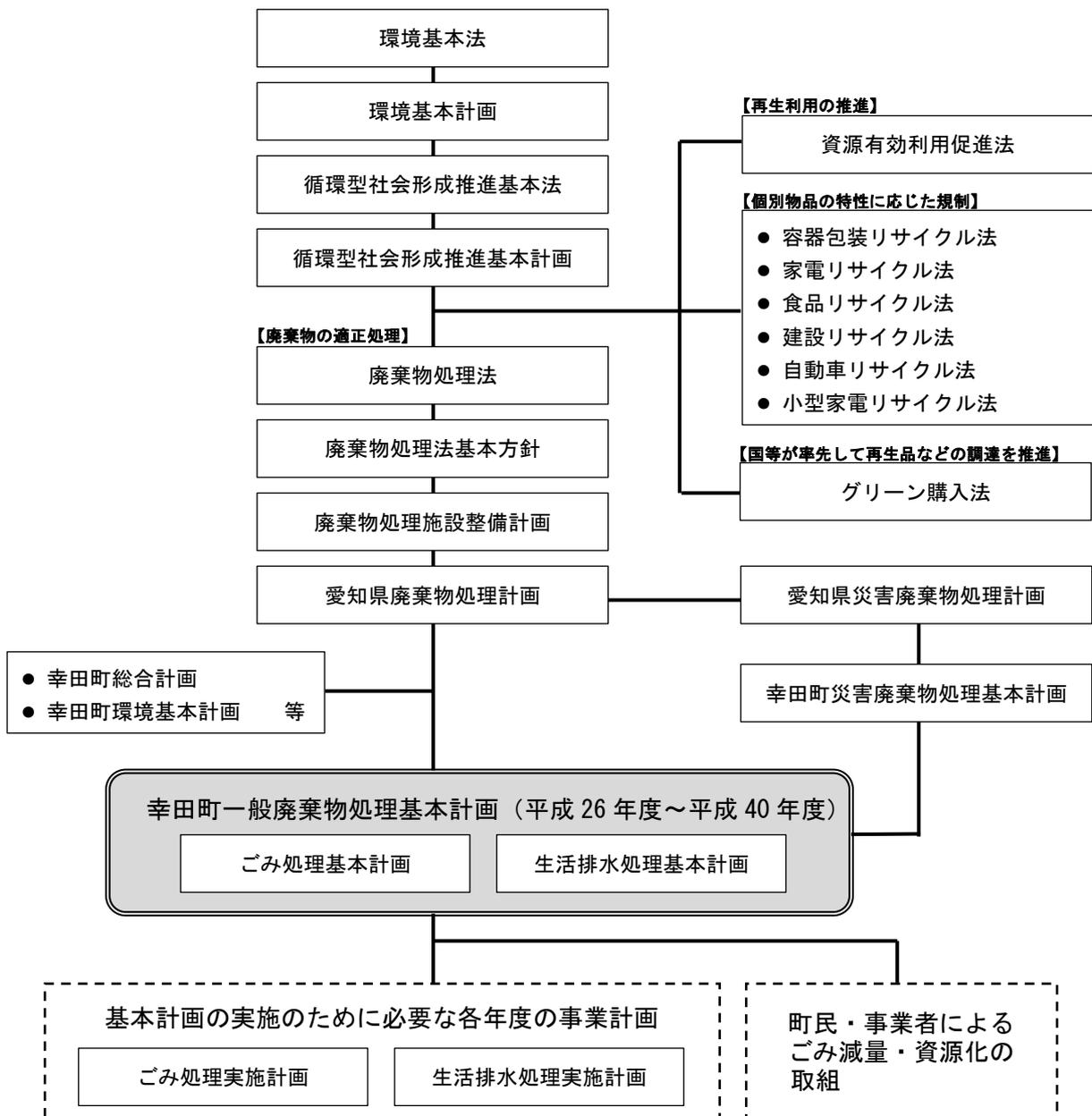


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

4 計画の期間

本計画は平成 26 年度を初年度、目標年度を平成 40 年度とする計画であり、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき概ね 5 年ごとに改定を行うことになっています。

今回の計画改定は、計画期間が 5 年経過した現在の中間見直しであり、今後は、平成 35 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うこととします。

また、それ以外にも、計画期間中に社会経済情勢や廃棄物処理行政が大きく変化した場合は計画の見直しを行うことを検討します。

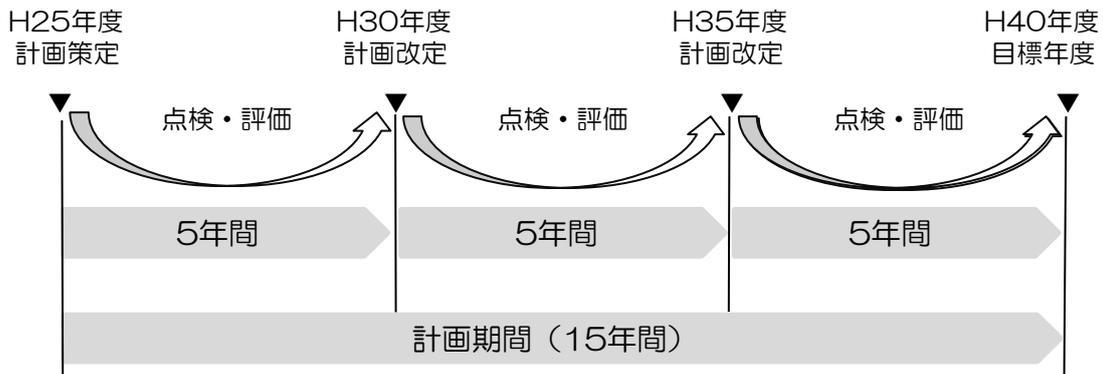


図 1-2 計画の期間

5 計画の対象区域

本計画の対象区域は幸田町全域とします。

6 計画の対象範囲

本計画の範囲は、幸田町で発生する一般廃棄物（ごみ（生活系及び事業系）・生活排水（し尿及び浄化槽汚泥））とします。

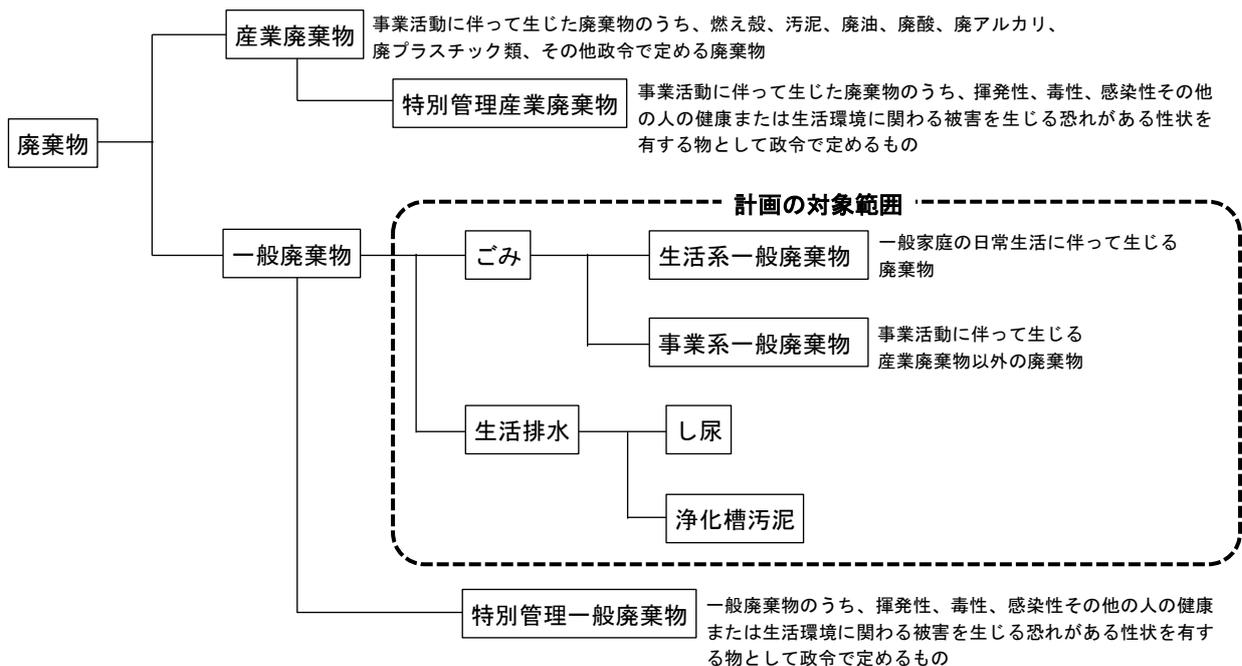


図 1-3 計画の対象範囲

第2章 地域概況

1 幸田町の概要

本町は、県の中南部に位置し、中部圏の中心都市名古屋市から 45km 圏内にあり、北は岡崎市、南東は蒲郡市、西は西尾市の 3 市と接しています。

町の中央部を南東から北西に名豊バイパスが横断して、臨海工業地帯の蒲郡市と内陸工業地帯の岡崎市、豊田市を結ぶ交通の要衝となっています。また、J R3 駅（幸田・三ヶ根・相見）周辺市街地に、ハッピーネス・ヒル・幸田周辺の地域交流拠点を加えた 4 極を、本町の都市の骨格を形成する都市核と位置付けています。

東部の遠望峰山の約 440m を最高に東部から南西部に 100m～400m の丘陵地が続き、広田川とそれに注ぐ支流を中心に平野が広がっているほか、農業用溜池として県内最大級の人造湖である大井池は、面積約 9ha で、四季を通じて豊富な水が蓄えられています。



町制	昭和 27 年 4 月
町域	東西：10.25km 南北：10.55km
面積	56.72 k m ²
隣接市	北：岡崎市 南東：蒲郡市 西：西尾市

2 気象

本町最寄りの地方気象観測所である岡崎観測所及び蒲郡観測所の平成 25 年から平成 29 年における平均気温は 15.1℃～16.8℃、最高気温は 35.4℃～38.2℃、最低気温は-6.8℃～-1.5℃となっています。また、降水量は年間 1,399.5mm～1,752.0 mmとなっています。

表 1-2 気温・降雨量の状況（観測所：岡崎・蒲郡）

年度	岡崎観測所				蒲郡観測所			
	気温（℃）			降水量 （mm）	気温（℃）			降水量 （mm）
	平均	最高気温	最低気温		平均	最高気温	最低気温	
平成 25 年	15.4	37.8	-6.8	1,487.5	16.2	37.3	-3.6	1,473.5
平成 26 年	15.1	37.3	-5.9	1,399.5	15.9	36.7	-2.9	1,546.0
平成 27 年	15.7	36.9	-4.6	1,706.0	16.3	35.7	-1.5	1,752.0
平成 28 年	16.1	38.2	-6.1	1,460.5	16.8	37.4	-5.0	1,588.0
平成 29 年	15.1	36.3	-5.3	1,502.5	15.8	35.4	-3.3	1,531.5

出典：気象庁ホームページ

3 人口

(1) 人口、世帯数

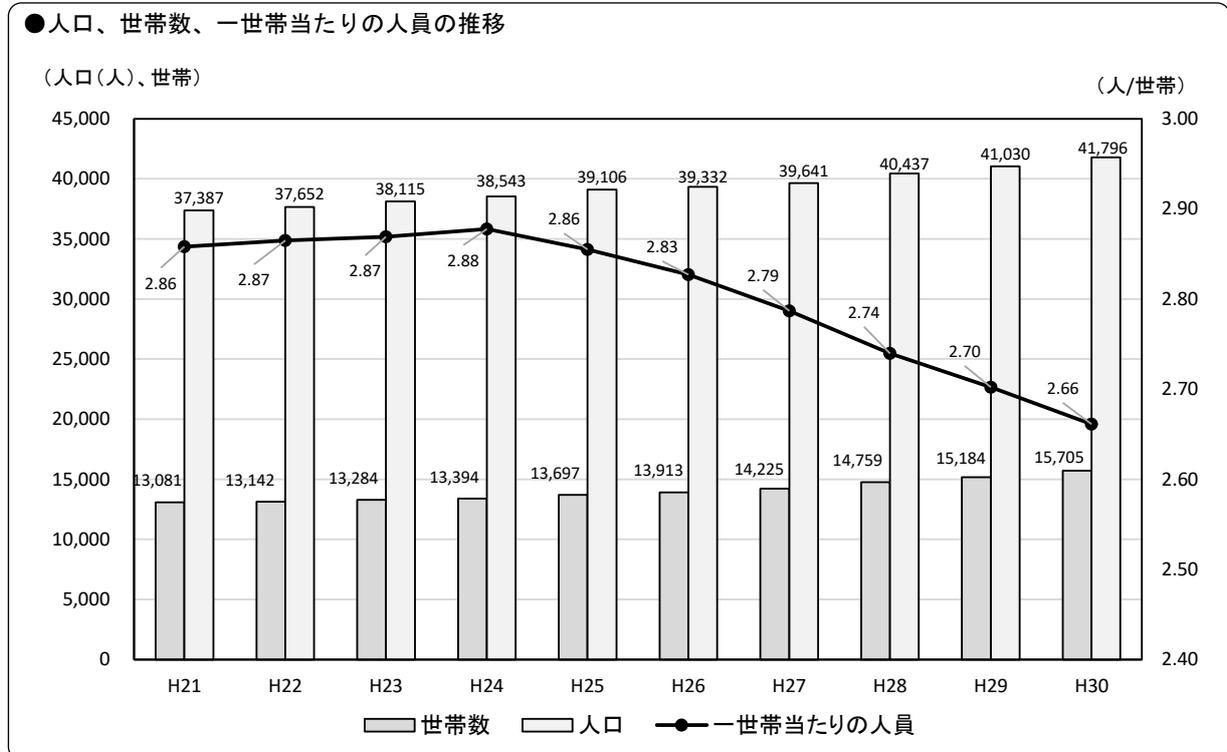
本町の人口及び世帯数は、若者世帯の転入増加及びそれに伴う出生率の上昇により堅調に増加しており、平成 30 年 10 月 1 日現在で 41,796 人となっています。

なお、世帯当たりの人員は、核家族世帯、一人暮らし世帯の増加により減少傾向にあります。

表 1-3 人口、高齢化率、世帯数、一世帯当たりの人員の推移

年度	人口（人）				高齢化率（%）	世帯数（世帯）	一世帯当たりの人員（人/世帯）
	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	合計			
平成 21 年	6,182	25,034	6,171	37,387	16.5%	13,081	2.86
平成 22 年	6,263	25,035	6,354	37,652	16.6%	13,142	2.87
平成 23 年	6,463	25,137	6,515	38,115	17.0%	13,284	2.87
平成 24 年	6,598	25,053	6,892	38,543	17.1%	13,394	2.88
平成 25 年	6,701	25,105	7,300	39,106	17.1%	13,697	2.86
平成 26 年	6,772	24,925	7,635	39,332	17.2%	13,913	2.83
平成 27 年	6,777	24,871	7,993	39,641	17.1%	14,225	2.79
平成 28 年	6,870	25,264	8,303	40,437	17.0%	14,759	2.74
平成 29 年	6,992	25,504	8,534	41,030	17.0%	15,184	2.70
平成 30 年	7,101	25,913	8,782	41,796	17.0%	15,705	2.66

●人口、世帯数、一世帯当たりの人員の推移



出典：幸田町人口動向統計調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 人口構造

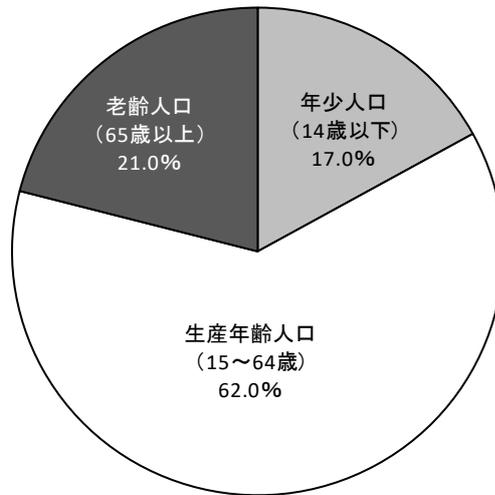
年齢構成別に見ると、最も多いのが生産年齢人口（15～64歳）の62.0%、次いで、高齢人口（65歳以上）の21.0%、年少人口（14歳以下）の17.0%となっています。

年齢階級別に人口を見ると、40～44歳の人口が最も多くなっています。

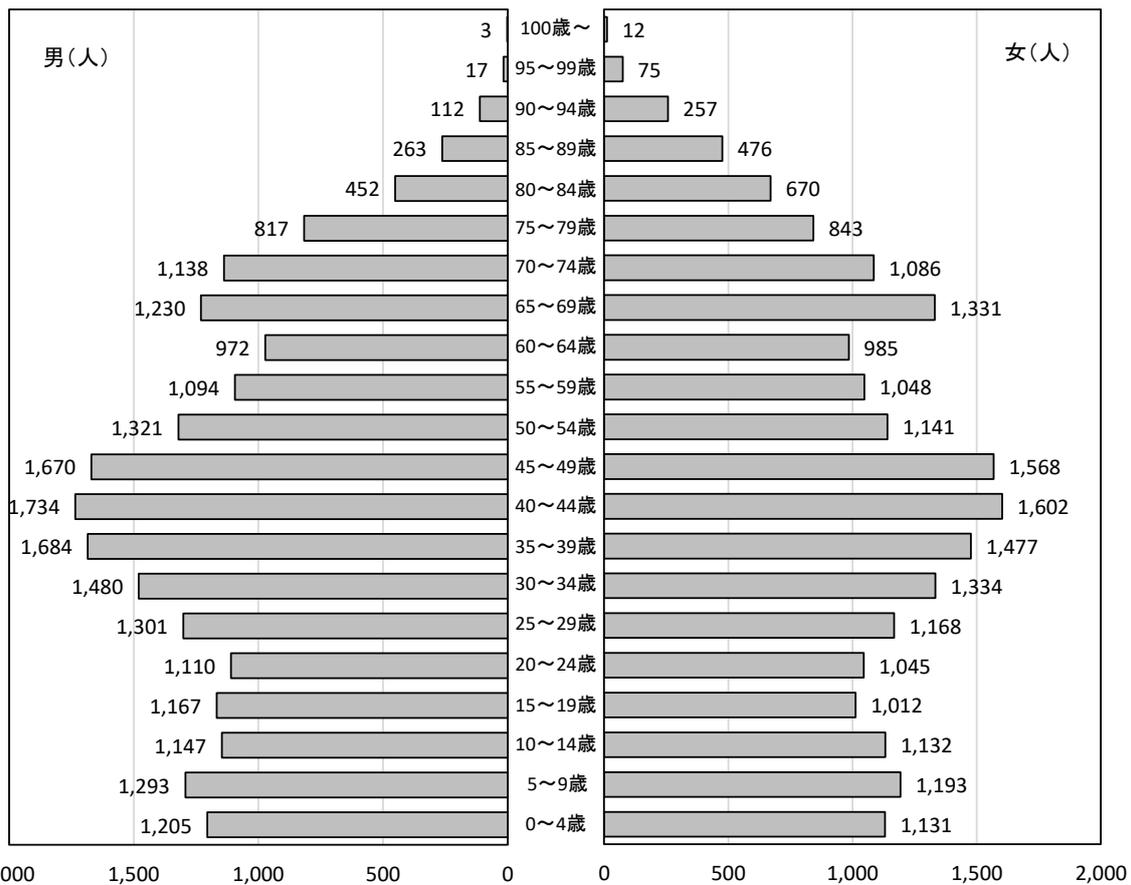
表 1-4 年齢構成別の人口、年齢構成比

	H30	男	女	合計	年齢構成比
年少人口 (14歳以下)	0～4歳	1,205	1,131	2,336	17.0%
	5～9歳	1,293	1,193	2,486	
	10～14歳	1,147	1,132	2,279	
	合計	3,645	3,456	7,101	
生産年齢人口 (15～64歳)	15～19歳	1,167	1,012	2,179	62.0%
	20～24歳	1,110	1,045	2,155	
	25～29歳	1,301	1,168	2,469	
	30～34歳	1,480	1,334	2,814	
	35～39歳	1,684	1,477	3,161	
	40～44歳	1,734	1,602	3,336	
	45～49歳	1,670	1,568	3,238	
	50～54歳	1,321	1,141	2,462	
	55～59歳	1,094	1,048	2,142	
	60～64歳	972	985	1,957	
合計	13,533	12,380	25,913		
高齢人口 (65歳以上)	65～69歳	1,230	1,331	2,561	21.0%
	70～74歳	1,138	1,086	2,224	
	75～79歳	817	843	1,660	
	80～84歳	452	670	1,122	
	85～89歳	263	476	739	
	90～94歳	112	257	369	
	95～99歳	17	75	92	
	100歳～	3	12	15	
	合計	4,032	4,750	8,782	

●年齢構成比



●年齢別人口



出典：幸田町人口動向統計調査（平成30年10月1日現在）

4 産業

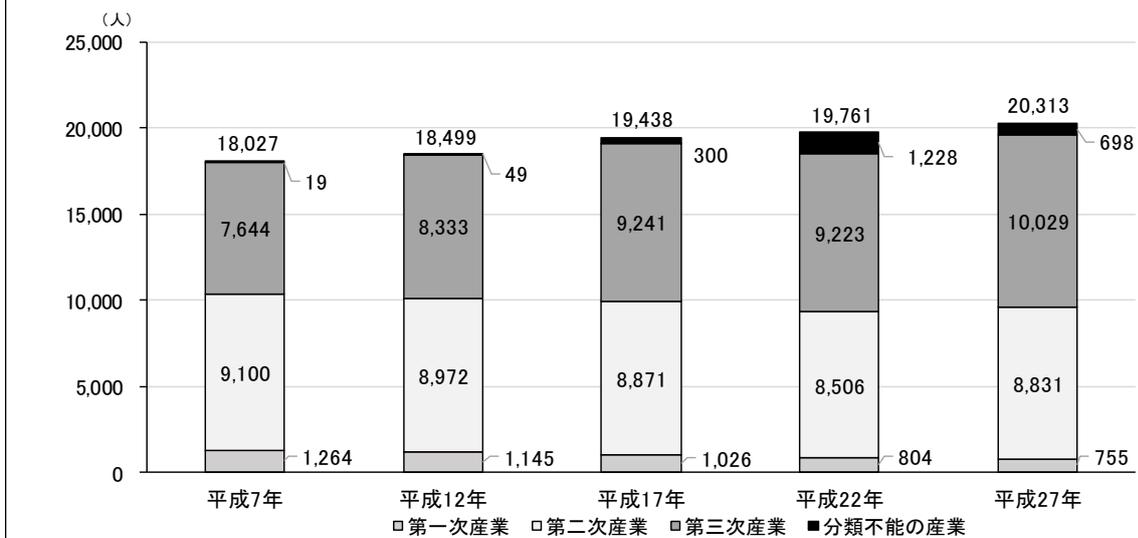
(1) 就業者人口、事業所数

就業者数の総数は増加傾向にあります。また、産業分類（大分類）別就業者人口の推移を見ると、第1次産業、第2次産業では減少傾向にあるものの、第3次産業では増加傾向にあります。

表 1-5 産業分類（大分類）別就業者人口の推移

産業別		平成 22 年		平成 27 年	
		就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農業	797	4.0%	747	3.7%
	林業	3	0.0%	4	0.0%
	漁業	4	0.0%	4	0.0%
	小計	804	4.1%	755	3.7%
第二次産業	鉱業	4	0.0%	2	0.0%
	建設業	1,220	6.2%	1,248	6.1%
	製造業	7,282	36.9%	7,581	37.3%
	小計	8,506	43.0%	8,831	43.5%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	97	0.5%	105	0.5%
	運輸業，郵便業・情報通信業	853	4.3%	861	4.2%
	卸売業，小売業，宿泊業，飲食サービス業	3,263	16.5%	3,358	16.5%
	金融業，保険業	337	1.7%	329	1.6%
	不動産業，物品賃貸業	164	0.8%	194	1.0%
	サービス業	4,043	20.5%	4,664	23.0%
	公務（他に分類されないもの）	466	2.4%	518	2.6%
	小計	9,223	46.7%	10,029	49.4%
分類不能の産業		1,228	6.2%	698	3.4%
総数		19,761	100.0%	20,313	100.0%

●産業分類（大分類）別就業者人口の推移



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 産業構造

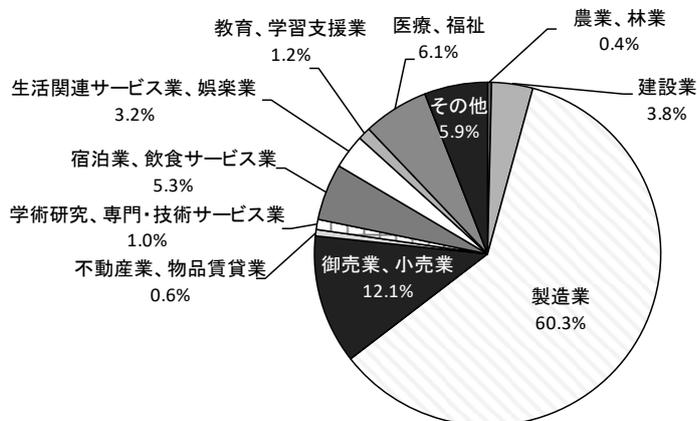
産業分類（中分類）別の就業者数で最も多いのは、平成28年6月1日現在で製造業の60.3%であり、次いで多いのが卸売業、小売業の12.1%となっています。

産業分類（中分類）別の事業所数で最も多いのは卸売業、小売業の22.8%であり、次いで多いのが製造業の16.2%となっています。

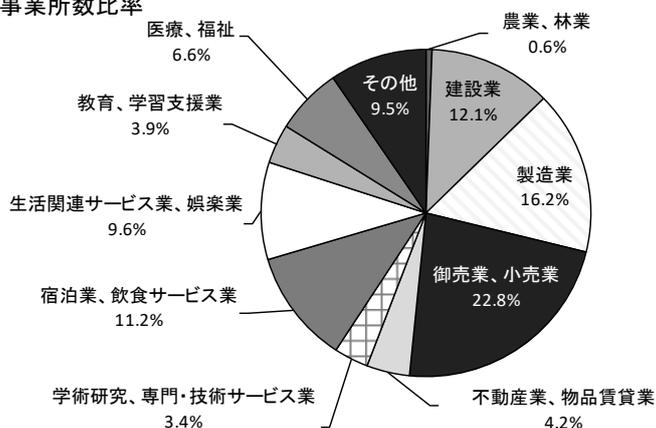
表 1-6 産業分類（中分類）別就業者数、事業所数の推移

区分	就業者		事業所数	
	就業者数 (人)	構成比	事業所数 (事業所)	構成比
農業、林業	71	0.4%	7	0.6%
建設業	733	3.8%	143	12.1%
製造業	11,494	60.3%	192	16.2%
卸売業、小売業	2,314	12.1%	270	22.8%
不動産業、物品賃貸業	116	0.6%	50	4.2%
学術研究、専門・技術サービス業	182	1.0%	40	3.4%
宿泊業、飲食サービス業	1,016	5.3%	133	11.2%
生活関連サービス業、娯楽業	613	3.2%	114	9.6%
教育、学習支援業	226	1.2%	46	3.9%
医療、福祉	1,169	6.1%	78	6.6%
その他	1,124	5.9%	113	9.5%
合計	19,058	100.0%	1,186	100.0%

●産業分類（中分類）別就業者人口比率



●産業分類（中分類）別事業所数比率



出典：経済センサス（H28年6月1日現在）

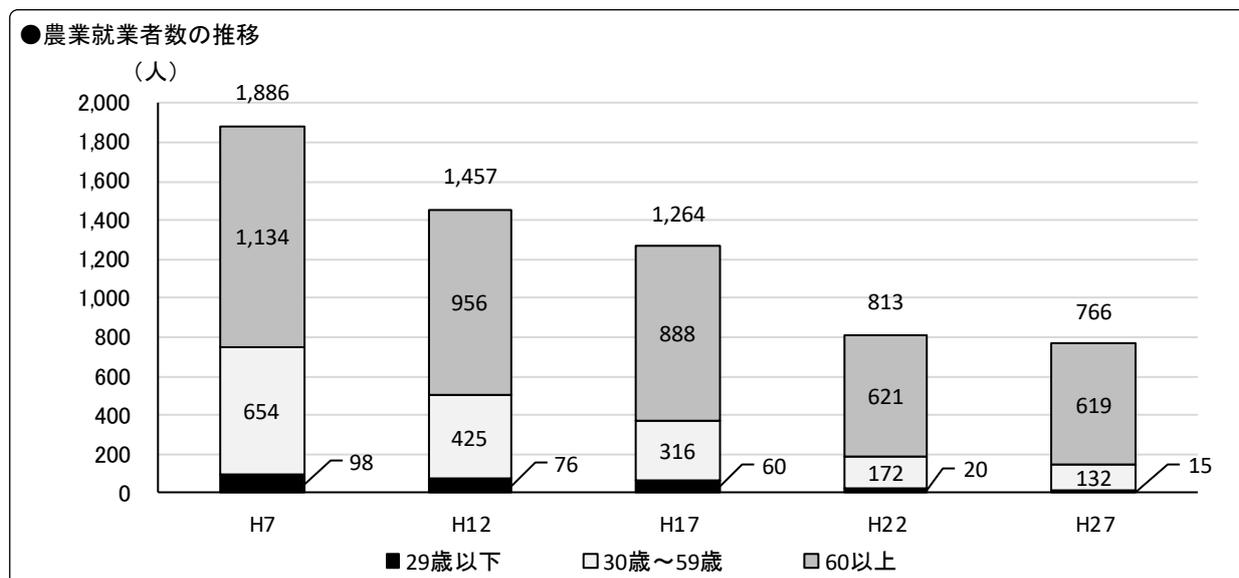
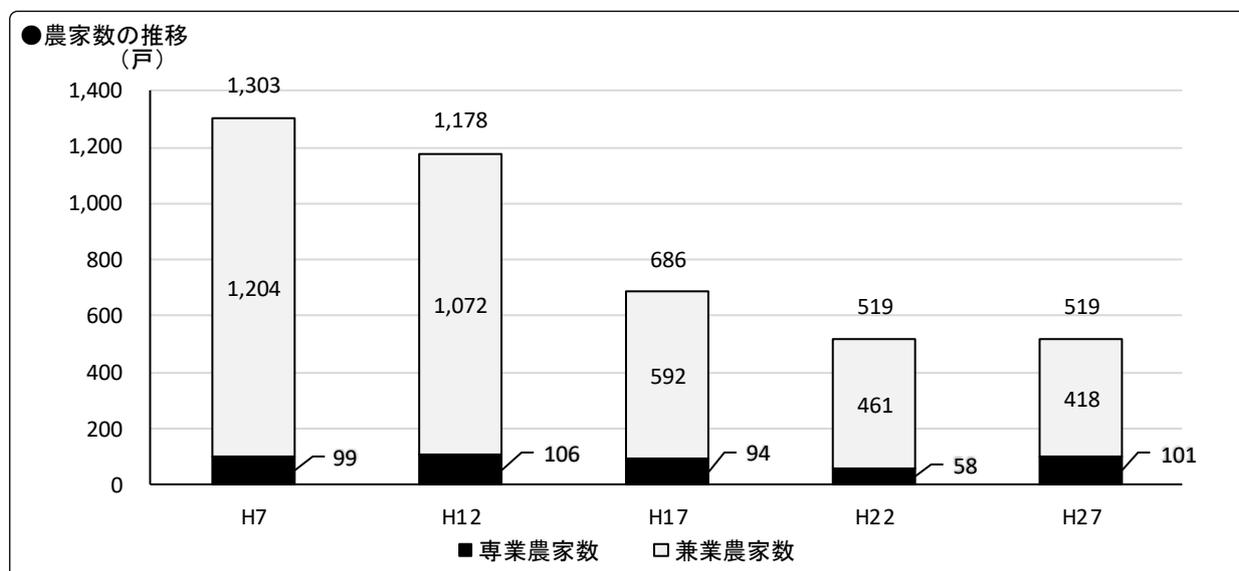
(3) 農業

農家数は減少傾向にあり平成 27 年 2 月 1 日現在では 519 戸となっています。特に、兼業農家数の減少が顕著であり、平成 7 年度と比較すると約 1/3 にまで減少しています。

また、農業就業者数も減少傾向にあり平成 27 年 2 月 1 日現在で 766 人となっています。

表 1-7 農家数、農業就業者数の推移

年度	農家数 (戸)			農業就業者数 (人)			
	専業農家数	兼業農家数	合計	29 歳以下	30 歳～59 歳	60 以上	合計
H7	99	1,204	1,303	98	654	1,134	1,886
H12	106	1,072	1,178	76	425	956	1,457
H17	94	592	686	60	316	888	1,264
H22	58	461	519	20	172	621	813
H27	101	418	519	15	132	619	766



出典：農林業センサス（各年 2 月 1 日現在）

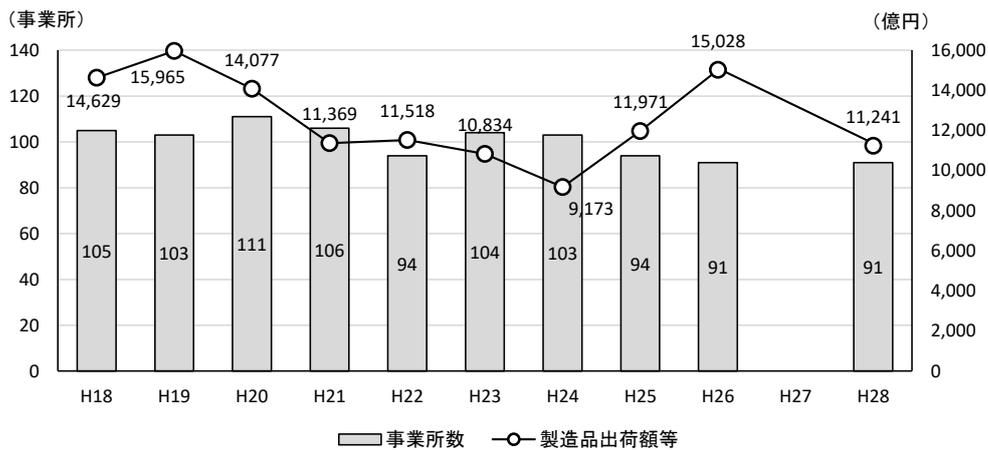
(4) 工業

製造業の事業所数は約 90～110 事業所で推移しています。製造品出荷額等は平成 24 年度まで減少傾向にあったものの、平成 26 年度にかけて増加しました。平成 28 年 12 月 31 日現在で 11,241 億円となっています。また、従業員数は約 11,000～13,000 人で推移しています。

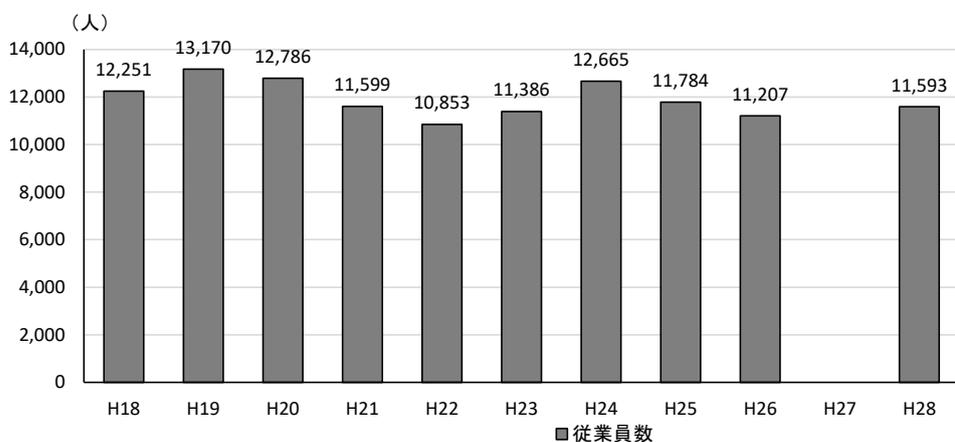
表 1-8 事業所数（製造業）、製造品出荷額等、従業員数（製造業）の推移

年度	事業所数 (事業所)	製造品出荷額等 (億円)	従業員数 (人)
H18	105	14,629	12,251
H19	103	15,965	13,170
H20	111	14,077	12,786
H21	106	11,369	11,599
H22	94	11,518	10,853
H23	104	10,834	11,386
H24	103	9,173	12,665
H25	94	11,971	11,784
H26	91	15,028	11,207
H27	-	-	-
H28	91	11,241	11,593

●事業所数（製造業）及び製造品出荷額等の推移



●従業員数（製造業）の推移



出典：工業統計調査（各年 12 月 31 日現在、但し H27 年は調査が行われていない）

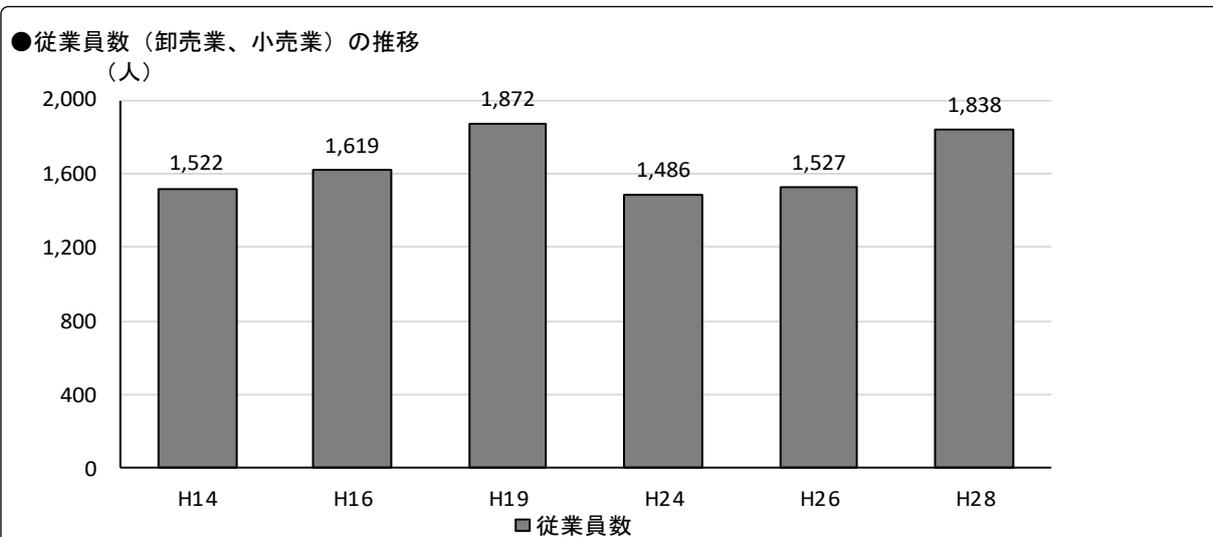
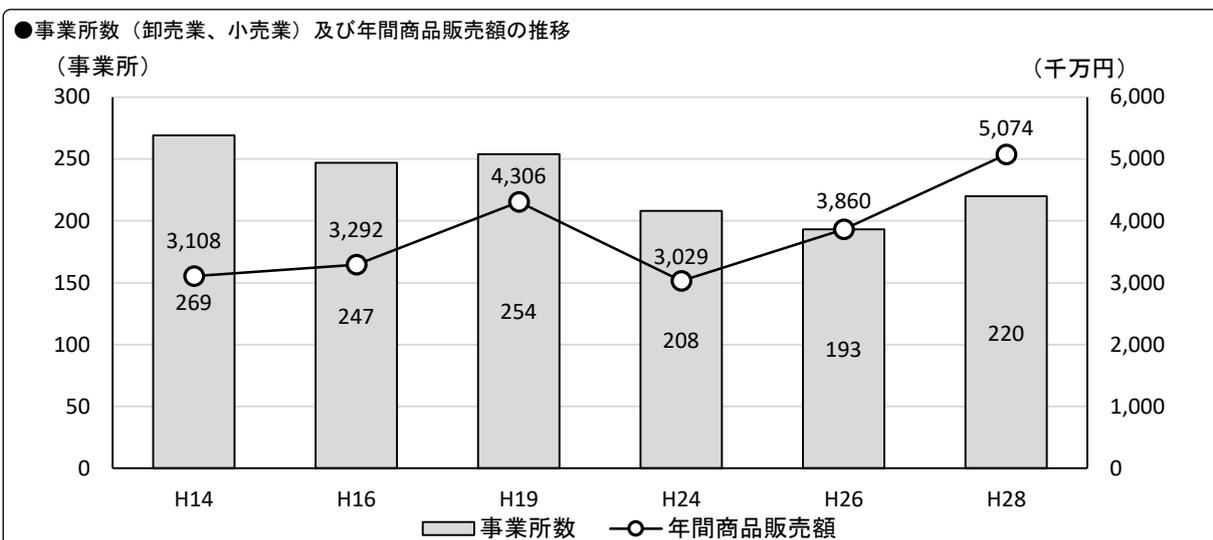
(5) 商業

事業所数は減少傾向にあり平成 28 年度で 220 事業所となっています。また、年間商品販売額は年度による多寡はあるものの、約 300～500 億円で推移しています。

従業員数は平成 19 年度まで増加傾向にありましたが、平成 24 年度から H26 年度は約 1,500 人前後で推移し、H28 年度に増加しています。

表 1-9 事業所数、年間商品販売額、従業員数の推移

年度	事業所数（事業所）			年間商品販売額（万円）			従業員数（人）		
	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計
H14	41	228	269	-	-	3,107,656	243	1,279	1,522
H16	38	209	247	924,158	2,367,718	3,291,876	234	1,385	1,619
H19	35	219	254	1,447,563	2,858,201	4,305,764	221	1,651	1,872
H24	34	174	208	882,900	2,416,100	3,029,000	216	1,270	1,486
H26	33	160	193	1,106,800	2,753,400	3,860,200	186	1,341	1,527
H28	36	184	220	1,661,900	3,413,000	5,074,900	228	1,610	1,838



出典：H14、16、19、26、28年：商業統計調査（H14、16、19：6月1日現在、H26：7月1日現在）
H24、28：経済センサス（H24：7月1日現在、H28：6月1日現在）

5 土地利用状況

総面積 5,672ha のうち市街化区域の割合は町全体の 10.8%となっており、市街化区域内の用途地域で最も多いのが「第1種住居地域」の 27.8%、次いで「第1種中高層住居専用地域」の 18.0%、続いて「工業地域」及び「工業専用地域」がそれぞれ 12.9%となっています。

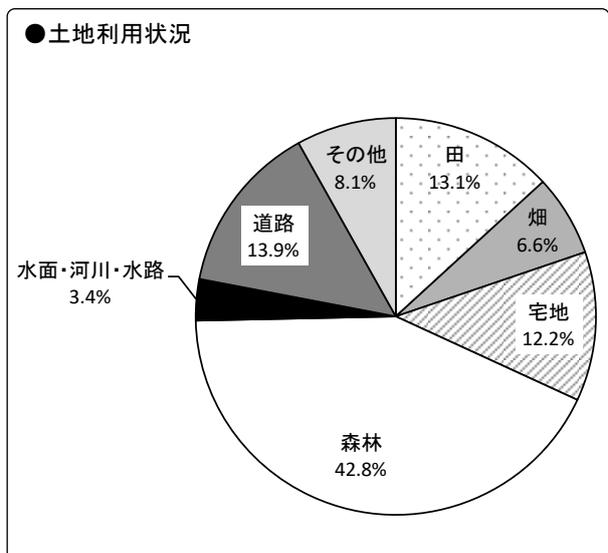
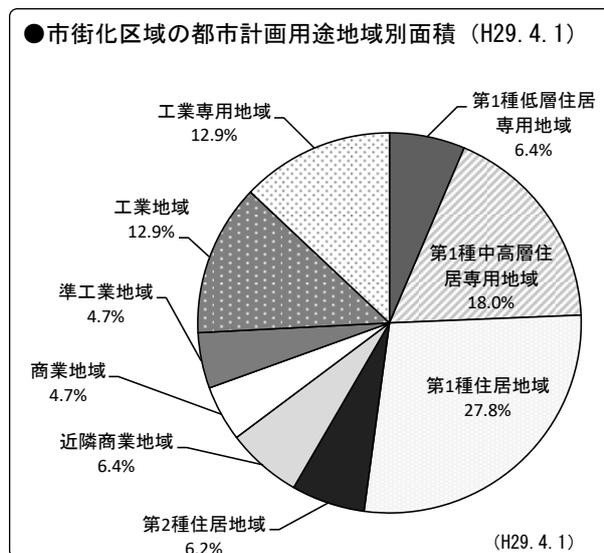
また、土地利用状況を見ると、全体の 42.8%が森林で占められており、宅地は 12.2%となっています。

表 1-10 都市計画用途地域別面積

区分		面積 (ha)	構成比	市街化区域内	
市街化区域	住居専用地域	第1種低層	39	0.7%	6.4%
		第2種低層	-	-	-
		第1種中高層	110	1.9%	18.0%
		第2種中高層	-	-	-
	住居地域	第1種	170	3.0%	27.8%
		第2種	38	0.7%	6.2%
	準住居地域		-	-	-
	商業地域	近隣商業	39	0.7%	6.4%
		商業	29	0.5%	4.7%
	準工業地域		29	0.5%	4.7%
	工業地域	工業	79	1.4%	12.9%
		工業専用	79	1.4%	12.9%
	計		612	10.8%	100.0%
市街化調整区域		5,060	89.2%	-	
合計		5,672	100.0%	-	

表 1-11 土地利用状況

区分	総数	農地			宅地	森林	水面・河川・水路	道路	その他
		田	畑						
面積 (ha)	5,672	1,120	745	375	690	2,425	191	788	458
構成比 (%)	100.0%	19.7%	13.1%	6.6%	12.2%	42.8%	3.4%	13.9%	8.1%



出典：土地に関する統計年報 (H29 年度版)

行政面積：平成 28 年 10 月 1 日現在、農地：平成 28 年 7 月 15 日現在、森林、原野等、水面・河川・水路、林道：平成 28 年 3 月 31 日現在
農道：平成 28 年 8 月 1 日現在、一般道路：平成 28 年 4 月 1 日現在、住宅地：平成 28 年 1 月 1 日現在、工業用地：平成 28 年 6 月 1 日現在

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理の沿革

本町の主なごみ処理事業の沿革を表 2-1 に示します。

表 2-1 主なごみ処理事業の沿革

年	月	内容
昭和 48 年	5 月	指定袋制の導入(ポリ袋 サイズ 60 cm×40 cm 10 円/枚)
昭和 51 年	4 月	一般廃棄物処理手数料改定 (10 円→15 円)
昭和 54 年	10 月	一般廃棄物処理手数料改定 (大 : 15 円、小 : 12 円)
昭和 59 年	9 月	使用済み乾電池回収開始
平成 3 年	4 月	生ごみ処理容器等設置補助制度開始
	4 月	空き缶 6 拠点で回収開始 (平成 25 年 3 月終了)
	4 月	紙パック 3 拠点で回収開始
	6 月	資源回収報奨制度開始
平成 5 年	8 月	白色トレイ・発泡スチロール減容化事業開始(平成 26 年 3 月 31 日終了)
	9 月	空きびん 5 色分別 11 拠点で回収開始
平成 6 年	10 月	EMぼかし普及 (平成 8 年 3 月終了)
平成 7 年	12 月	分別収集開始(地区別に順次開始し、平成 10 年 5 月に全町へ拡大)
平成 9 年	7 月	一般廃棄物処理手数料改定 (指定袋大 (45ℓ) 15 円→20 円、小 (30ℓ) 12 円→17 円)
平成 10 年	10 月	公共施設古紙回収開始
平成 12 年	1 月	粗大ごみ拠点回収開始
	2 月	生ごみ堆肥化処理実験開始 (平成 13 年 3 月 31 日終了)
	4 月	分別収集 8 品目から 10 品目へ (白色トレイ、蛍光灯の追加)
平成 13 年	4 月	生ごみ堆肥化事業開始 (里・逆川継続実施)
	4 月	公共施設生ごみ堆肥化事業開始
	9 月	プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区 (岩堀・横落) で開始
平成 14 年	4 月	分別収集 10 品目から 11 品目へ (その他アルミを追加)
	7 月	分別収集 11 品目から 12 品目へ (プラスチック製容器包装の分別収集を全町へ拡大)
平成 16 年	4 月	分別収集 12 品目から 14 品目へ (プラスチック製品、ミックスペーパーの追加)
平成 17 年	4 月	一般廃棄物処理手数料改定 (指定ごみ袋大 (45ℓ) 20 円→45 円、小 (30ℓ) 17 円→30 円)
	4 月	分別収集 14 品目から 15 品目へ (アルミ缶、スチール缶・金属類、埋立ごみ (陶磁器・ガラスなど) を廃止、飲食用缶、その他金属、埋立ごみ (陶磁器・ガラスのみ)、その他不燃ごみを追加)
平成 18 年	4 月	幸田町一般廃棄物最終処分場埋立開始
平成 20 年	4 月	一般廃棄物処理手数料改定 (指定袋特小 (20ℓ) 20 円)
平成 21 年	4 月	公共施設使用済み食用油回収開始
平成 24 年	4 月	資源回収の報奨金対象品目にスチール缶を追加
	4 月	資源拠点回収で小型家電の回収を開始
平成 25 年	4 月	平日資源等拠点回収で古着の回収を開始
	4 月	資源拠点回収でスチール缶の回収を開始
	6 月	第 7 期幸田町分別収集計画改定
	8 月	町内スーパー 5 店舗で使用済み食用油回収開始
平成 26 年	4 月	分別収集 15 品目から 13 品目へ(プラスチック製品、白色トレイ・発泡スチロール廃止)
平成 27 年	9 月	新規町内スーパー 1 店舗が使用済み食用油回収開始。平成 27 年 5 月閉店のため全 5 店舗
平成 28 年	3 月	新規町内スーパー 1 店舗が使用済み食用油回収開始。平成 29 年 3 月閉店のため全 5 店舗

2 ごみの分別区分

本町のごみの分別区分を表 2-2 に示します。

表 2-2 ごみの分別区分（平成 30 年度現在）

区分		品目	
家庭系ごみ	燃やすごみ		生ごみ、皮革製品、ゴム製品、紙おむつ、テープ、繊維製品、汚れの取れない容器包装、硬質プラスチック製品（ただしプラスチック製容器包装を除く）など
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	せともの、植木鉢、化粧品のおびん、ガラス食器、割れガラス等
		その他不燃ごみ	おもちゃ、電球、ライターなど複合素材（金属を含むもの）
	資源ごみ	生きびん	一升びん・ビールびん
		その他のびん	生きびん以外の飲料用・食品用のびん
		飲食用缶	飲料・食品用のアルミ・スチール缶（ジュース、酒、菓子、のり、お茶、粉ミルク、缶詰などの缶）
		ペットボトル	飲料・酒・しょう油・みりん・めんつゆなどのペットボトル
		プラスチック製容器包装	トレイ、発泡スチロール、プラスチック製のボトル・ふた・カップ・パック・洗剤・シャンプーボトルなど
		ミックスペーパー	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外でリサイクル可能な紙
		その他のアルミ	アルミ製のふた・フライパン・鍋・やかん・ドリンクのキャップ、アルミホイル等
		その他金属	アルミ以外の金属類、傘（布をはがしたもの）、飲食用以外の缶等
		古紙	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック
		古着	古着、シーツ、タオル、下着類
		小型家電	主にコードが付いた家電製品
		使用済み食用油	使用済み食用油
		生ごみ	里区（深溝曲松）で発生する生ごみ
	有害・危険ごみ	スプレー缶	殺虫剤・塗料・シェービング・化粧品などのスプレー缶、コンロのカセットボンベ等
		蛍光管	蛍光管（丸型・直型）、蛍光ボール、水銀体温計
		乾電池	乾電池
	事業系ごみ	粗大ごみ	
可燃ごみ 資源ごみ		<p>【家電製品】</p> エレクトーン、加湿器、換気扇、ガスコンロ、照明器具、食器乾燥機、炊飯器、ステレオ、ストーブ、扇風機、掃除機、電子ピアノ、ファンヒーター、ホットプレート、ホットカーペット、マッサージ機、ミシン等	
		【その他】	楽器類、脚立、健康器具、米びつ、ゴルフ用品、三輪車、自転車、水槽、スキー用品、スノーボード、チャイルドシート、釣竿、ベビーカー、ポリタンク、物干し竿等
		事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物	

3 ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローを図 2-1 に示します。

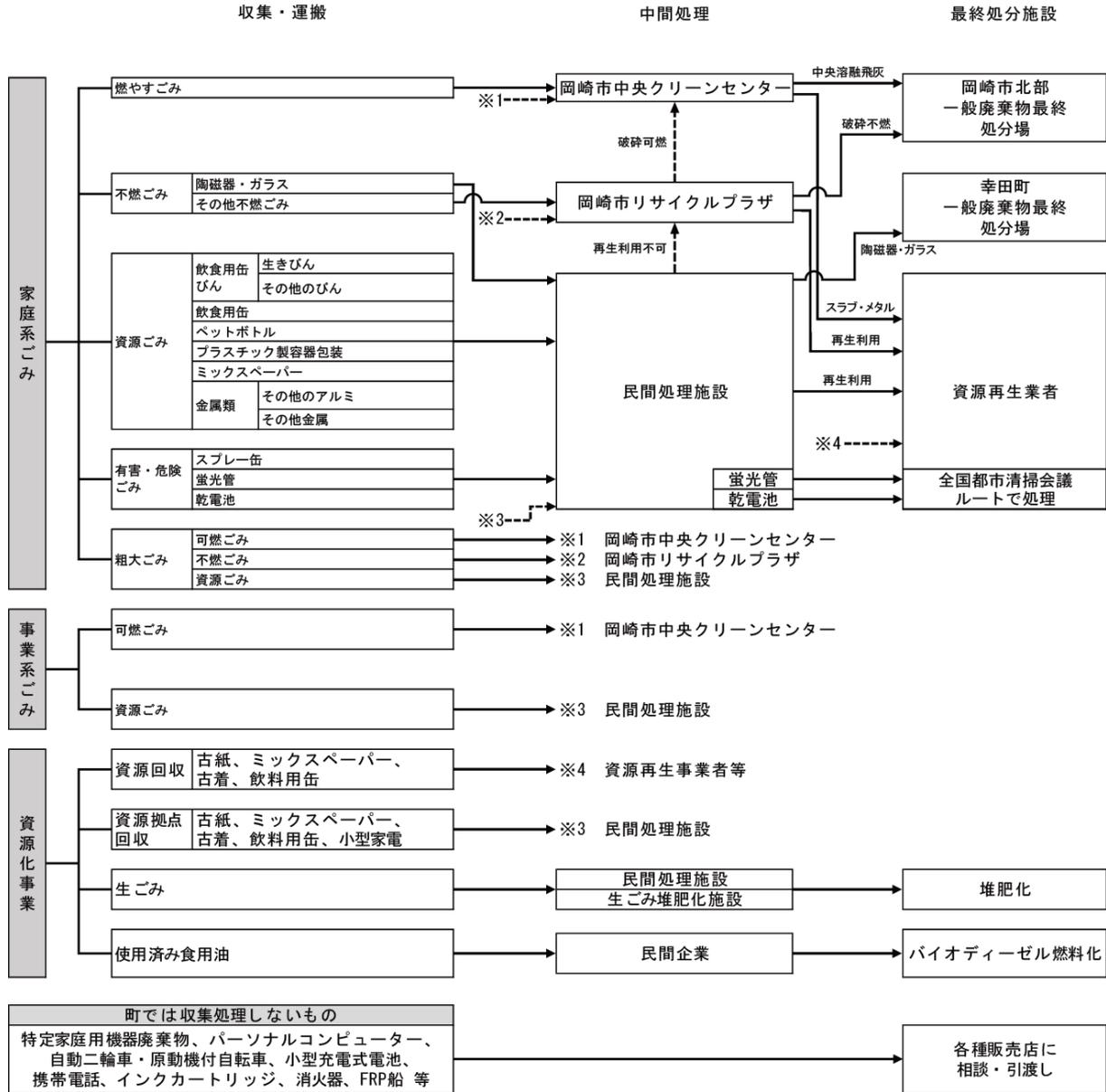


図 2-1 ごみ処理フロー (平成 30 年度現在)

4 ごみ処理体制

(1) ごみの排出抑制・資源化

本町のごみの排出抑制・資源化の取組を表 2-3 に示します。

表 2-3 ごみの排出抑制・資源化の取組

No.	取組	概要
1	生ごみ堆肥化処理に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・残飯類を家庭で堆肥化する処理容器（コンポスト等）購入に対し、1基当たり購入に要した費用の2分の1の額（上限6,000円）を助成する。 ・電気式生ごみ処理機購入に対し、1基当たり購入に要した費用の2分の1の額（上限30,000円）を助成する。 ・1日当たり50キログラム以上の生ごみの減量及び堆肥化をすることができる施設を有する団体に対し、予算の範囲内で20万円を上限に人件費を除いた経費を助成する。
2	生ごみ堆肥化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設及び里区（深溝曲松）から排出される生ごみの堆肥化を実施し、燃やすごみの減量化、資源化を図る。
3	分別ステーション巡回の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町内118か所（平成30年4月1日現在）の分別ステーションを対象とし、町職員が巡回し、分別収集の出し方の周知徹底を図る。
4	資源回収（地域の団体が行う回収）に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、子ども会、保育園父母の会など町に登録した団体が古紙、古着、アルミ缶、スチール缶を資源回収業者へ当該年度2回以上引き渡した場合、売却代金とは別に団体割額として10,000円、実績割額として回収した資源6円/kgを報奨金として交付する。
5	資源拠点回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、古着等の回収を町内3か所（坂崎小学校北駐車場、幸田町保健センター駐車場、幸田町粗大ごみ集積処理場）で実施している。また、平日も排出できるよう町内1か所で平日資源等拠点回収を実施している。
6	組成分析結果をもとにしたごみの分別の呼び掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・組成分析のデータを活用して、燃やすごみの中にある資源ごみの分別収集を徹底し、燃やすごみの減量化を図る。
7	ごみ処理有料化の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみの処理を有料とすることにより、ごみの排出抑制や再利用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革を進める。
8	事業系古紙の搬入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市処理施設への古紙の搬入を規制することにより、事業系可燃ごみの削減を図る。
9	環境学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生親子を対象として、夏休みの期間中に廃棄物、資源、エネルギー、3Rについて学習してもらう機会として施設見学を実施し、循環型社会について啓発を図る。
10	剪定枝のチップ化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出される剪定枝は、幸田町シルバー人材センターの剪定枝チップ化処理の利用を呼びかけ、剪定枝の資源化推進を図る。
11	使用済み食用油の店頭回収	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の小売店舗5店舗に使用済み食用油回収用ボックスを設置し、町内の各家庭から出る使用済み食用油をペットボトルへ入れてこのボックスで回収することにより、燃やすごみの減量化・資源化を図る。
12	レジ袋有料化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋を有料化することによりマイバック持参を促しごみの減量化、二酸化炭素の排出削減を図る。

(2) 収集・運搬

本町のごみの収集・運搬体制を表 2-4 に示します。

収集方法は、主にゴミステーション、戸別収集、資源拠点回収、資源回収に大別されます。また、家庭系ごみ及び事業系ごみのうち公共施設から発生するごみの収集・運搬は委託業者によって行われ、事業系ごみのうち一般事業所から発生するごみの収集・運搬は許可業者によって行われています。

なお、本町では収集・処理していないものを表 2-5 に示します。

表 2-4 ごみの収集・運搬体制（平成 30 年度現在）

区分		燃やすごみステーション	平日資源等拠点回収	分別ステーション	資源拠点回収	資源回収	戸別収集	その他	収集・運搬主体	
		週 2 回	平日	週 1 回	月 1 回	—	随時			
家庭系ごみ	燃やすごみ	○							委託業者	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス		○	○					委託業者
		その他不燃ごみ		○	○					委託業者
	資源ごみ	生きびん		○	○					委託業者
		その他のびん		○	○					
		飲食用缶		○	○	○	○			
		ペットボトル		○	○					
		プラスチック製容器包装		○	○					
		ミックスペーパー		○	○	○	○			
		その他のアルミ		○	○					
		その他金属		○	○					
		古紙		○		○	○			
		古着		○		○	○			
	小型家電		○	○	○					
	使用済み食用油							○ 店頭回収	—	
生ごみ		—					○ 里区(深溝曲松)	—		
有害・危険ごみ	スプレー缶		○	○					委託業者	
	蛍光管		○	○						
	乾電池		○	○						
	粗大ごみ						○ 月 7 回	○ 直接搬入	委託業者 (直接搬入：町民)	
事業系ごみ	可燃ごみ						○		一般事業所： 許可業者	
	資源ごみ						○		公共施設： 委託業者	

表 2-5 町では収集・処理していないもの

区分	品目
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵後・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パーソナル・コンピュータ	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ
自動二輪車・原動機付自転車	—
小型充電式電池	—
携帯電話・PHS	—(※)
インクカートリッジ	—
消火器	—
FRP 船	FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している小型船舶（モーターボート、ヨット、PWC、漁船など）
処理困難物	劇薬・農薬、プロパンガスボンベ、バッテリー、ガソリン・灯油、塗料、ピアノ、バイク、タイヤ、自動車用品、農業用資材・機械、建設廃材、耐火金庫、サーフィンボード、パチンコ台、自動車、船舶、草刈り機、ボーリングの玉、カーキャリアなど

※平成 30 年度現在、2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に向け、不要になった小型家電に含まれる金、銀、銅などを取り出したリサイクル金属から、メダルをつくる試み「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が実施されており、本町においても、東京 2020 組織委員会が主催するこのプロジェクトに参加し、役場庁舎正面玄関に携帯電話回収ボックスを設置しています。

(3) 中間処理

本町のごみの種類別中間処理体制を表 2-6 に、中間処理施設の概要を表 2-7 に示します。

中間処理は、家庭系ごみのうちの「燃やすごみ」と「粗大ごみ（可燃ごみ）」、及び、事業系ごみのうちの「可燃ごみ」は、岡崎市中央クリーンセンターで焼却・溶融処理し、「不燃ごみ（陶磁器・ガラスを除く）」は岡崎市リサイクルプラザにて破碎・選別処理しています。また、「資源ごみ（粗大ごみ、事業系ごみを含む）」、「有害・危険ごみ」は民間処理施設により資源化を行っています。

表 2-6 ごみの種類別中間処理体制（平成 30 年度現在）

区分		中間処理		
		中間処理施設	中間処理方法	
家庭系 ごみ	燃やすごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	民間処理施設	破碎・選別処理
		その他不燃ごみ	岡崎市リサイクルプラザ	
	資源ごみ	生きびん	民間処理施設	資源化
		その他のびん		
		飲食用缶		
		ペットボトル		
		プラスチック製容器包装		
		ミックスペーパー		
		その他のアルミ		
その他金属				
古紙				
古着				
小型家電	民間企業	資源化		
使用済み食用油				
有害・危険ごみ	スプレー缶	民間処理施設	資源化	
	蛍光管			
	乾電池			
粗大ごみ	可燃ごみ：岡崎市中央クリーンセンター 不燃ごみ：岡崎市リサイクルプラザ 資源ごみ：民間処理施設	可燃ごみ： 焼却・溶融処理 不燃ごみ： 破碎・選別処理 資源ごみ： 資源化		
事業系 ごみ	可燃ごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	資源ごみ	民間処理施設	資源化	

表 2-7 中間処理施設の概要

項目	内容
施設名称	岡崎市中央クリーンセンター
設置主体	岡崎市
所在地	岡崎市板田町宇西流石 2 番地 1
敷地面積	77,831 m ²
竣工年月	平成 23 年 6 月
処理対象	燃やすごみ
炉型式等	シャフト炉式ガス化溶融施設（コークスベット式）
処理能力	380t/24h
灰処理	溶融飛灰：薬剤処理
余熱利用	蒸気タービン発電（10,500kW）
備考	岡崎市中央クリーンセンター（平成元年竣工）と岡崎市八帖クリーンセンター2号炉（昭和48年竣工）を統合し、新たな施設として稼働

項目	内容
施設名称	岡崎市リサイクルプラザ
設置主体	岡崎市
所在地	岡崎市高隆寺町宇阿世保 5 番地
敷地面積	78,252 m ²
竣工年月	平成 7 年 9 月
処理対象	不燃ごみ（ガラス・陶磁器を除く）
処理方式	破砕・選別処理
処理能力	70t/日
備考	空き缶の選別圧縮処理施設も稼働中（幸田町においては、不燃ごみのみ処理）

(4) 最終処分

本町の最終処分施設の概要を表 2-8 に示します。

最終処分は、家庭から排出される「陶磁器・ガラス」については幸田町一般廃棄物最終処分場へ搬入し埋立処理を行っています。一方、「その他不燃ごみ」及び「不燃性粗大ごみ」の処理については岡崎市に委託しており、岡崎市リサイクルプラザで中間処理後、可燃ごみ（岡崎市中央クリーンセンターで熔融処理）の処理残渣（熔融飛灰）とともに岡崎市北部一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処理しています。

表 2-8 最終処分施設の概要

項目	内容
施設名称	幸田町一般廃棄物最終処分場
設置主体	幸田町
所在地	額田郡幸田町大字六栗字大木 1 番地 1
敷地面積	13,384 m ²
稼働開始年月	平成 19 年 4 月
処理対象	不燃残渣（陶磁器・ガラス）
形式	管理型最終処分場
処理能力	埋立面積：2,300 m ² 埋立容量：4,000 m ³
浸出水処理	処理水量：15 m ³ /日 処理方式：生物処理方式（接触曝気式）＋凝集膜分離方式＋活性炭吸着処理方式＋消毒滅菌処理方式

項目	内容
施設名称	岡崎市北部一般廃棄物最終処分場
設置主体	岡崎市
所在地	岡崎市東阿知和町字大入 1 番地 36
竣工年月	平成 16 年 3 月
処理対象	焼却灰、熔融飛灰、破碎処理不燃物、直接埋立物
埋立工法	サンドイッチ工法
処理能力	埋立面積：48,190 m ² 埋立容量：399,100 m ³
浸出水処理	処理能力：110 m ³ /日 処理方式：カルシウム除去処理、生物処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、キレート吸着処理、消毒処理

5 ごみ処理の実績

(1) ごみの種類別発生量

本町のごみの種類別発生量及び総排出量の推移を表 2-9 及び図 2-2 に示します。

各年度におけるごみの総排出量は 10,000t 前後で推移しています。また、このうち家庭系ごみは約 8,200t～8,400t で推移しており、事業系ごみは約 1,650t～1,900t で推移しています。

表 2-9 ごみの種類別発生量及び総排出量の推移

単位：t/年

区分		H25	H26	H27	H28	H29	
家庭系ごみ	燃やすごみ	5,083	5,270	5,435	5,479	5,587	
	不燃ごみ						
		陶磁器・ガラス	76	72	72	68	66
		その他不燃ごみ	54	47	46	42	41
	資源ごみ	生きびん	13	13	12	11	11
		その他のびん	241	234	237	233	233
		飲食用缶	56	52	49	47	48
		ペットボトル	99	94	93	96	96
		プラスチック製容器包装	254	233	229	226	228
		白色トレイ・発泡スチロール（※H26 より分別廃止）	8	-	-	-	-
		ミックスペーパー	301	282	270	261	257
		その他のアルミ	4	4	5	5	5
		その他金属	60	61	63	65	62
		プラスチック製品（※H26 より分別廃止）	70	-	-	-	-
	生ごみ（里区（深溝曲松））	5	4	4	4	4	
	有害・危険ごみ	スプレー缶	7	7	8	4	5
		蛍光管	3	3	3	3	3
		乾電池	10	10	10	10	10
	粗大ごみ	可燃ごみ	280	280	295	264	276
		不燃ごみ	39	32	30	27	31
資源ごみ		132	126	138	124	132	
直接搬入	可燃ごみ	0	1	1	1	0	
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	
資源拠点回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電	76	82	70	58	58	
資源回収	古紙	1,426	1,376	1,208	1,098	1,032	
	古着	107	98	92	82	82	
	アルミ缶	10	10	9	8	8	
	スチール缶	2	2	2	1	1	
家庭系ごみ総排出量		8,416	8,393	8,382	8,217	8,278	
事業系ごみ	一般事業所	可燃ごみ	1,488	1,492	1,544	1,609	1,725
		資源ごみ	41	34	25	26	24
	公共施設	可燃ごみ	54	51	58	62	71
		資源ごみ	78	80	83	84	83
	事業系ごみ総排出量		1,660	1,657	1,711	1,782	1,904
	ごみ総排出量		10,076	10,050	10,093	9,999	10,182

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

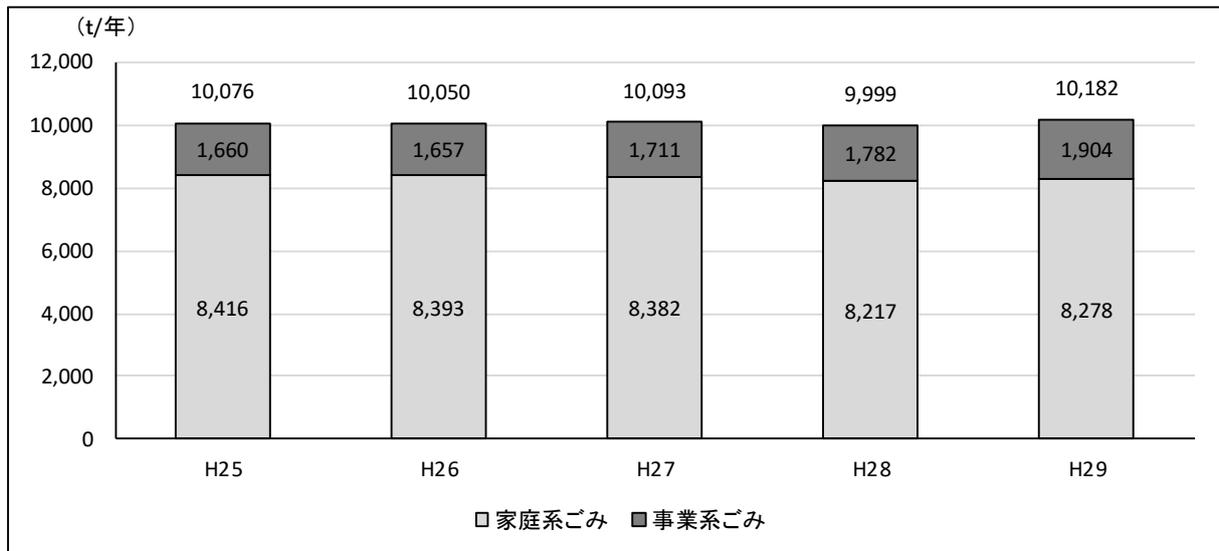


図 2-2 ごみの総排出量の推移

(2) 一人一日当たりのごみ排出量

本町の一人一日当たりのごみ排出量（ごみ総排出量÷総人口÷365日）の推移を表 2-10 及び図 2-3 に示し、県内市町村の一人一日当たりのごみ排出量（H28）を表 2-11 に示します。

本町の総人口は増加傾向にある一方で、一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。また、県内では最も排出量が抑えられています。

表 2-10 一人一日当たりのごみ排出量の推移

区分		H25	H26	H27	H28	H29
ごみ総排出量	t/年	10,076	10,050	10,093	9,999	10,182
人口	人	39,106	39,332	39,641	40,437	41,030
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	706	700	696	677	680

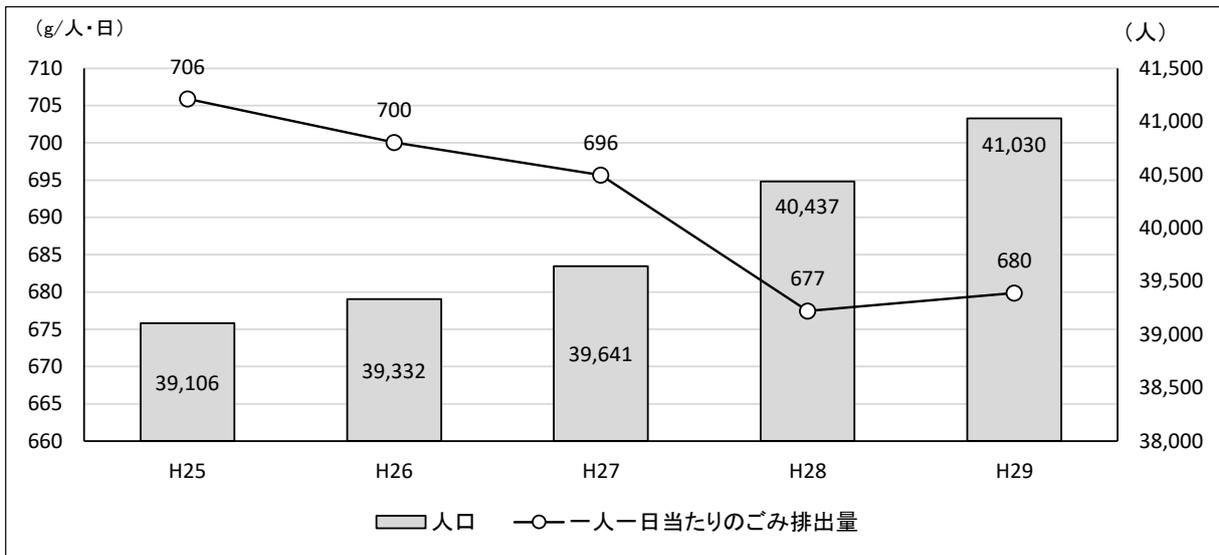


図 2-3 一人一日当たりのごみ排出量の推移

表 2-11 県内市町村の一人一日当たりのごみ排出量（H28）

単位：g/人・日

1,000 以上		800 以上 1,000 未満		800 未満			
飛島村	1,597	豊橋市	991	知多市	857	津島市	788
南知多町	1,480	岡崎市	968	北名古屋市	849	弥富市	787
美浜町	1,259	名古屋市	966	一宮市	849	東浦町	784
豊山町	1,165	豊田市	957	春日井市	846	江南市	749
蒲郡市	1,165	みよし市	951	尾張旭市	843	愛西市	722
常滑市	1,148	安城市	938	瀬戸市	840	清須市	721
田原市	1,109	高浜市	916	豊根村	837	扶桑町	712
大口町	1,053	新城市	913	蟹江町	834	あま市	704
碧南市	1,048	知立市	909	東栄町	827	大治町	695
西尾市	1,036	日進市	884	小牧市	824	岩倉市	692
武豊町	1,024	東海市	881	設楽町	823	幸田町	676
豊川市	1,018	東郷町	878	豊明市	815		
半田市	1,013	犬山市	873	稲沢市	811		
刈谷市	1,002	長久手市	870	阿久比町	804		
		大府市	869				
県平均		918g/人・日					

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注）一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）の集計では、一般事業系資源ごみを集計対象としていないことと、数値は四捨五入をしているため、表 2-10 と表 2-11 で提示されている一人一日当たりのごみの排出量に差異が生じています。

(3) 収集・運搬

本町の収集区分別の収集・運搬量の推移を表 2-12 及び図 2-4 に示します。

収集・運搬区分で最も多いのはごみステーションでの収集であり、次いで多いのが戸別収集となっています。なお、資源拠点回収及び資源回収によるごみの収集量はともに減少傾向にあります。

表 2-12 収集区分別の収集・運搬量の推移

単位：t/年

収集区分	ごみの分別区分・品目	H25	H26	H27	H28	H29
ごみステーション	燃やすごみ	5,083	5,270	5,435	5,479	5,587
	不燃ごみ	130	119	119	110	107
	資源ごみ	1,110	978	963	948	943
	有害・危険ごみ	21	21	22	17	18
	合計	6,344	6,388	6,538	6,554	6,656
戸別収集	粗大ごみ	450	438	462	415	440
	事業系ごみ（一般事業所）	1,529	1,526	1,569	1,635	1,749
	合計	1,979	1,964	2,032	2,050	2,189
資源拠点回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電	76	82	70	58	58
資源回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶	1,545	1,485	1,311	1,189	1,124
その他	事業系ごみ（公共施設）	131	131	142	147	155
合計		10,076	10,049	10,092	9,998	10,182

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

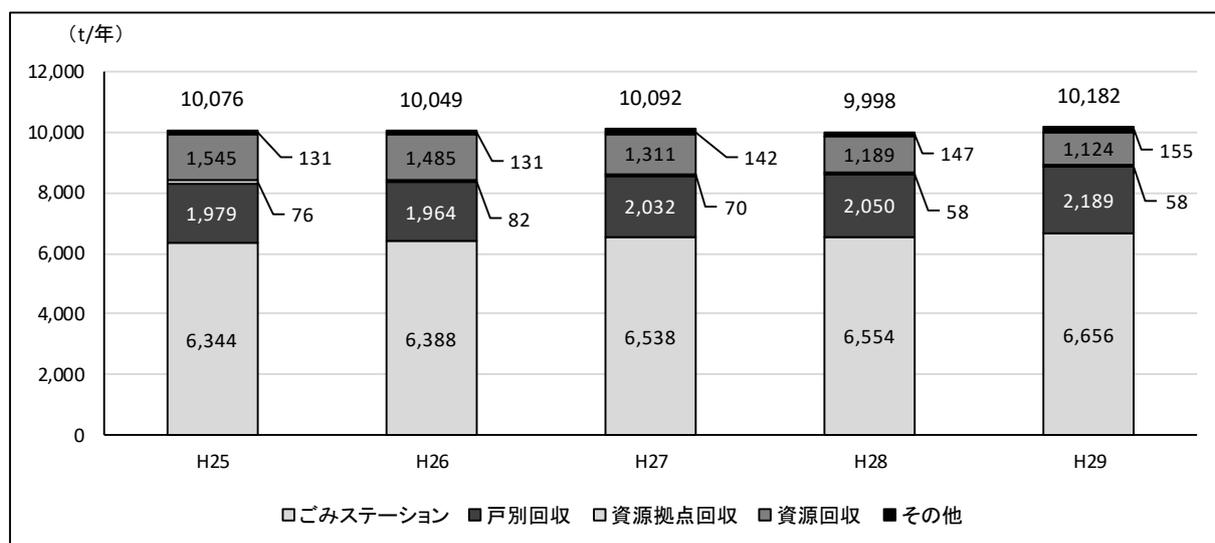


図 2-4 収集区分別の収集・運搬量の推移

(4) 中間処理

本町の処理方法別の中間処理の推移を表 2-13 及び図 2-5 に示します。

中間処理量は緩やかな増加傾向にあり平成 29 年度実績では 9,058t となっています。

表 2-13 処理方法別の中間処理量の推移

単位：t/年

中間処理方法	中間処理施設	区分		H25	H26	H27	H28	H29		
焼却・溶融処理	岡崎市中央クリーンセンター	家庭系ごみ	燃やすごみ	5,083	5,270	5,435	5,479	5,587		
			粗大ごみ(可燃ごみ)	280	280	295	264	276		
			可燃ごみ(直接搬入)	0	1	1	1	0		
		事業系ごみ	可燃ごみ(一般事業所)	1,488	1,492	1,544	1,609	1,725		
			可燃ごみ(公共施設)	54	51	58	62	71		
合計				6,905	7,094	7,332	7,416	7,660		
破碎・選別処理	岡崎市リサイクルプラザ	家庭系ごみ	その他不燃ごみ	54	47	46	42	41		
			粗大ごみ(不燃ごみ)	39	32	30	27	31		
			不燃ごみ(直接搬入)	0	0	0	0	0		
	民間処理施設	家庭系ごみ	陶磁器・ガラス	76	72	72	68	66		
合計				169	152	148	137	139		
資源化	民間処理施設	家庭系ごみ	資源ごみ	生きびん	13	13	12	11	11	
				その他のびん	241	234	237	233	233	
				飲食用缶	56	52	49	47	48	
				ペットボトル	99	94	93	96	96	
				プラスチック製容器包装	254	233	229	226	228	
				白色トレイ・発泡スチロール(※H26より分別廃止)	8	-	-	-	-	
				ミックスペーパー	301	282	270	261	257	
				その他のアルミ	4	4	5	5	5	
				その他金属	60	61	63	65	62	
				プラスチック製品(※H26より分別廃止)	70	-	-	-	-	
				生ごみ(里区(深溝曲松))	5	4	4	4	4	
				有害・危険ごみ	スプレー缶	7	7	8	4	5
		蛍光管	3		3	3	3	3		
		乾電池	10		10	10	10	10		
		粗大ごみ(資源ごみ)				132	126	138	124	132
		資源拠点回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電			76	82	70	58	58
						41	34	25	26	24
事業系ごみ			78	80	83	84	83			
	合計				1,457	1,320	1,301	1,257	1,259	
合計				8,531	8,565	8,782	8,810	9,058		

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

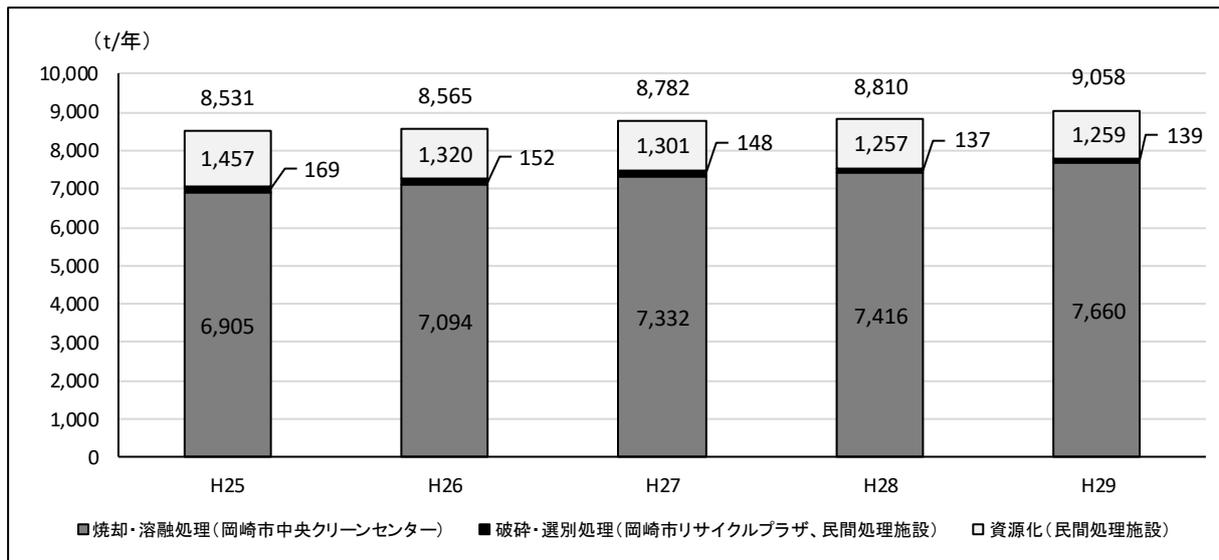


図 2-5 処理方法別の中間処理量の推移

(5) 最終処分

本町の処理対象別の最終処分量の推移を表 2-14 及び図 2-6 に示します。

最終処分量は近年では増加傾向にあり平成 29 年度実績では 420t となっています。

表 2-14 処理対象別の最終処分量の推移

単位：t/年

最終処分施設	処理対象	H25	H26	H27	H28	H29
岡崎市北部 一般廃棄物最終処分場	焼却灰・溶融飛灰	290	208	243	272	326
	破碎処理不燃物	50	29	29	25	28
	合計	340	237	272	297	354
幸田町一般廃棄物最終処分場	陶磁器・ガラス	76	75	72	67	66
合計		416	312	344	364	420

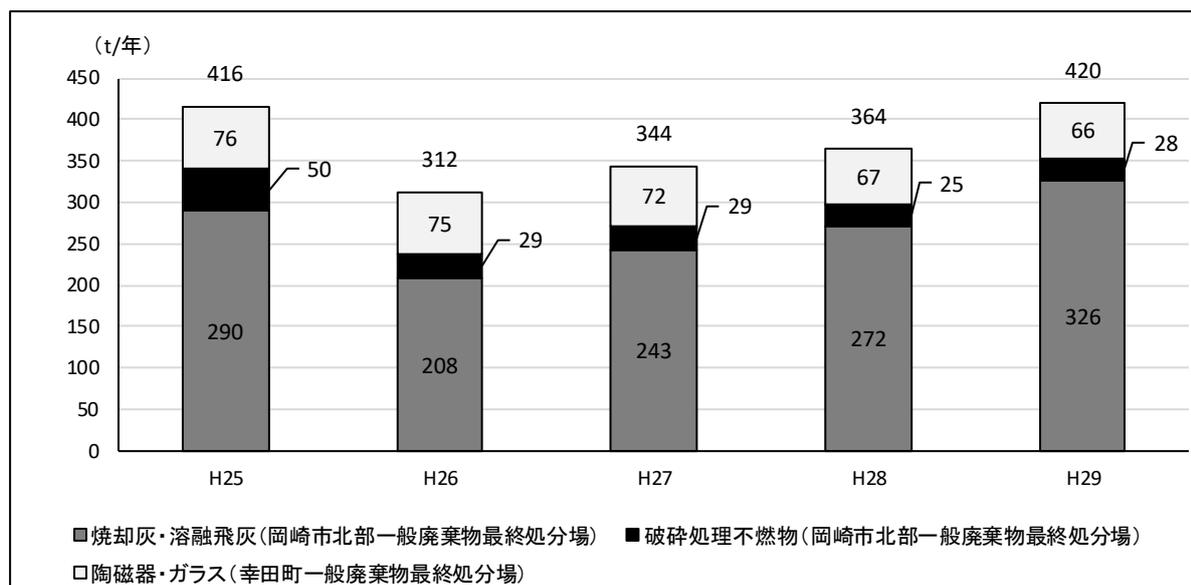


図 2-6 処理対象別の最終処分量の推移

(6) 発生抑制

ア. 減量化

① 資源回収

本町の資源回収の実績値の推移を表 2-15 及び図 2-7 に示します。

実施団体数、回収量共に減少傾向にあります。また、回収量を品目別に見ると特に古紙の回収量の減少が顕著となっています。

表 2-15 資源回収の実績値の推移

区分		H25	H26	H27	H28	H29	
回収量	古紙	1,426	1,376	1,208	1,098	1,032	
	古着	107	98	92	82	82	
	アルミ缶	10	10	9	8	8	
	スチール缶	2	2	2	1	1	
	合計	1,545	1,485	1,311	1,189	1,124	
実施団体数他	報奨金交付額	千円	9,751	9,388	8,335	7,592	7,204
	1団体当たり平均報奨額	千円	203.0	195.6	177.3	165.0	156.6
	総実施回数	回	172	169	162	155	151
	1団体当たり平均実施回数	回	4.0	3.5	3.5	3.0	3.3
	実施団体数	-	48	48	47	46	46

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがあります。

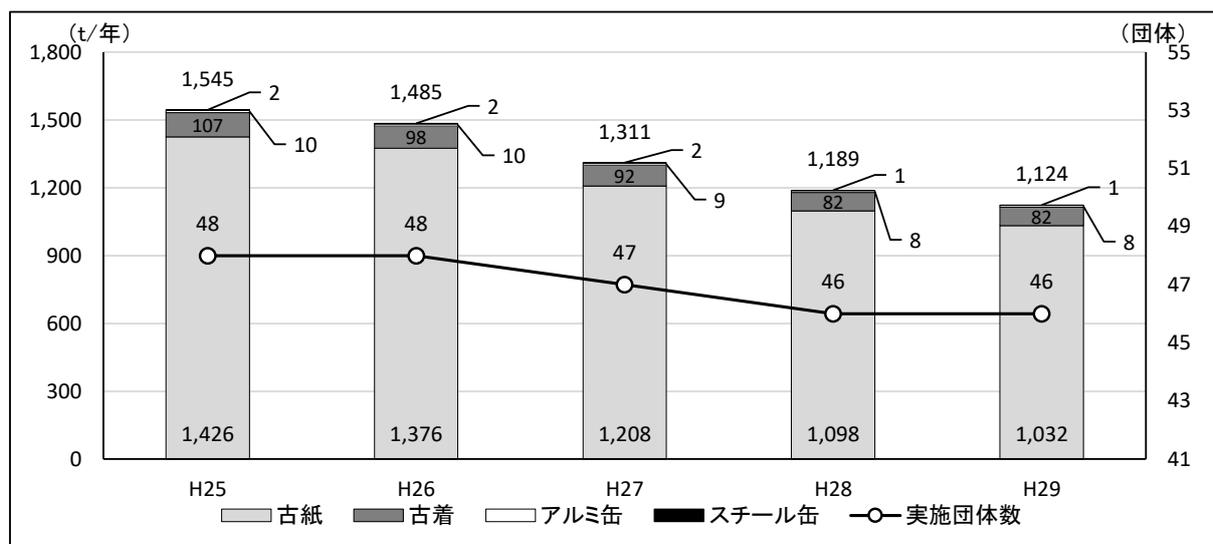


図 2-7 資源回収の実績値の推移

② 資源拠点回収

本町の資源拠点回収量の推移を表 2-16 に示します。

資源拠点回収量は減少傾向にあり平成 29 年度では 58t となっています。

表 2-16 資源拠点回収量の推移

単位: t/年

区分	H25	H26	H27	H28	H29
資源拠点回収	76	82	70	58	58

③ 生ごみ堆肥化

本町の生ごみ堆肥化の実績値の推移を表 2-17 に示します。

家庭系（里区（深溝曲松））、事業系（公共施設）では、平成 25 年度～29 年度の実績に大きな変化はありません。一方、事業系（一般事業所）では、減少傾向にあるため、総資源化量は減少傾向にあります。

表 2-17 生ごみ堆肥化の実績値の推移

単位：t/年

区分		H25	H26	H27	H28	H29	
処理量	家庭系（里区（深溝曲松））	5	4	4	4	4	
	事業系	一般事業所	41	34	25	26	24
		公共施設	10	11	10	10	10
	合計		56	49	40	41	38
資源化量（肥料・飼料）		53	47	38	39	36	

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

④ 使用済み食用油の資源化

本町の使用済み食用油の回収量の推移を表 2-18 に示します。

なお、平成 29 年度現在では、町内の小売店舗 5 店舗において店頭回収を実施しています。

表 2-18 使用済み食用油の回収量の推移

単位：t/年

区分	H25	H26	H27	H28	H29
使用済み食用油回収量	4	7	8	9	10

イ. 再生利用

本町の再生利用の実績値の推移を表 2-19 及び図 2-8 に示します。

再生利用量は減少傾向にあり平成 29 年度実績では 3,171t となっています。また、再生利用量の減少に伴い再生利用率（総資源化量÷ごみ総排出量×100）も減少傾向にあり平成 29 年度実績では 31.1%となっています。

表 2-19 再生利用の実績値の推移

単位：t/年

区分		H25	H26	H27	H28	H29
資源回収量	古紙	1,426	1,376	1,208	1,098	1,032
	古着	107	98	92	82	82
	アルミ缶	10	10	9	8	8
	スチール缶	2	2	2	1	1
	合計	1,545	1,485	1,311	1,189	1,124
中間処理後再生利用量	缶類	51	48	45	42	44
	金属類	217	199	218	203	207
	びん類	255	248	250	245	244
	ペットボトル	94	88	88	90	88
	プラスチック製容器包装	250	232	226	220	217
	トレイ・スチロール	8	0	0	0	0
	乾電池	5	11	16	10	10
	蛍光管	5	4	4	0	4
	プラスチック製品	72	0	0	0	0
	肥料・飼料	53	47	38	39	36
	古紙	401	387	367	351	345
	古着	16	17	20	16	19
	小型家電	18	17	16	12	13
	スラグ・メタル	834	693	734	814	811
	合計	2,278	1,991	2,020	2,043	2,037
直接資源化量	使用済み食用油	4	7	8	9	10
再生利用量		3,828	3,482	3,340	3,241	3,171
ごみ総排出量		10,076	10,050	10,093	9,999	10,182
再生利用率		38.0%	34.6%	33.1%	32.4%	31.1%

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

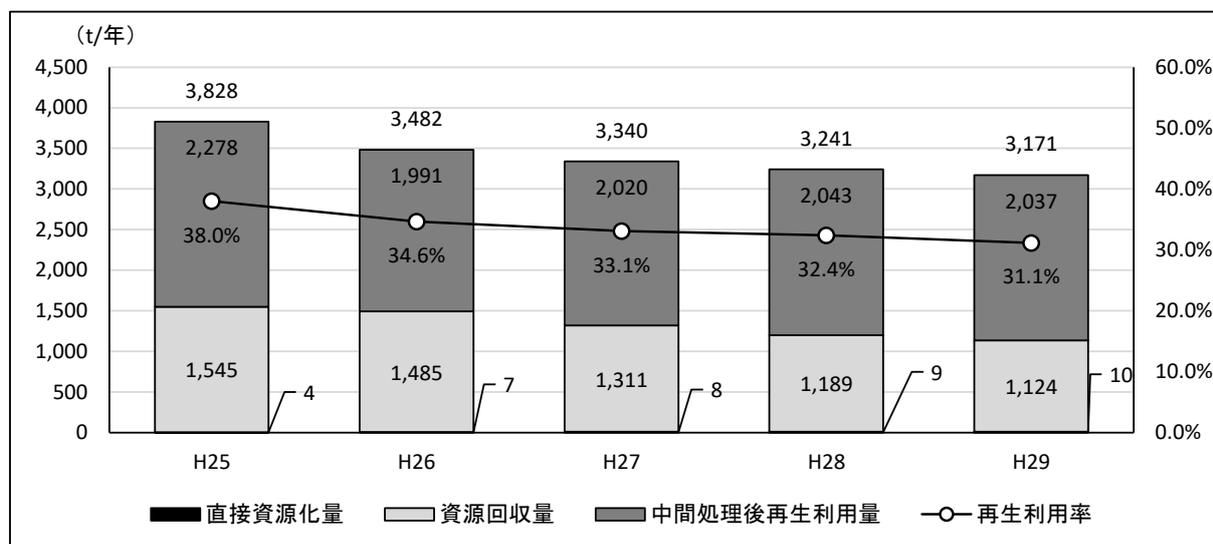


図 2-8 再生利用の実績値の推移

(7) ごみ質

ア. 可燃ごみの組成分類（湿ベース）

本町の可燃ごみの組成中分類毎の重量（湿ベース）を表 2-20、及び図 2-9 に示します。
重量比を見ると最も多いのが「厨芥類（利用後食品）」の 44.7%、次いで「その他可燃物」の 18.1%、「汚れたプラスチック製容器包装」の 9.7%となっています。また、燃やすごみの重量比が 86.3%を占めていることから分別は十分に実施されている状態にあると考えられます。

表 2-20 可燃ごみの組成中分類毎の重量（湿ベース）

区分	大分類	中分類	重量		容積	
			重量 (kg)	重量比 (%)	容積 (ℓ)	容積比 (%)
燃やす ごみ	紙類	汚れたミックスペーパー	11.10	5.3	155.3	6.6
	プラスチック類	汚れたプラスチック製容器包装	20.48	9.7	675.3	28.7
		プラスチック製品	3.08	1.5	33.8	1.4
	厨芥類	厨芥類（未利用品）	4.62	2.2	21.1	0.9
		厨芥類（利用後食品）	93.88	44.7	212.5	9.0
	その他可燃物	木・竹・草・枯葉類	8.64	4.1	67.5	2.9
		ゴム・皮革類	1.61	0.8	8.9	0.4
		その他可燃物	37.96	18.1	405.2	17.2
合計			181.38	86.3	1,579.6	67.2
対象外	紙類	新聞	1.10	0.5	15.9	0.7
		チラシ	1.84	0.9	26.4	1.1
		雑誌類	0.82	0.4	1.5	0.1
		段ボール	0.19	0.1	2.2	0.1
		紙パック	0.39	0.2	15.9	0.7
		ミックスペーパー	17.09	8.1	337.7	14.4
	プラスチック類	ペットボトル	0.37	0.2	10.6	0.5
		プラスチック製容器包装・ 白色トレイ・発泡スチロール	5.17	2.5	337.7	14.4
	布類	古着	0.65	0.3	13.5	0.6
	不燃物	びん	0.00	0.0	0.0	0.0
		缶	0.13	0.1	1.5	0.1
		金属類	0.33	0.2	3.7	0.2
		乾電池	0.00	0.0	0.0	0.0
		蛍光灯	0.00	0.0	0.0	0.0
		スプレー缶	0.00	0.0	0.0	0.0
		陶磁器・ガラス	0.00	0.0	0.0	0.0
	その他不燃物	0.81	0.4	4.4	0.2	
事業系ごみ	事業系ごみ	0.00	0.0	0.0	0.0	
合計			28.88	13.7	770.8	32.8
合計			210.26	100.0	2,350.36	100.0

（平成 30 年 7 月調査）

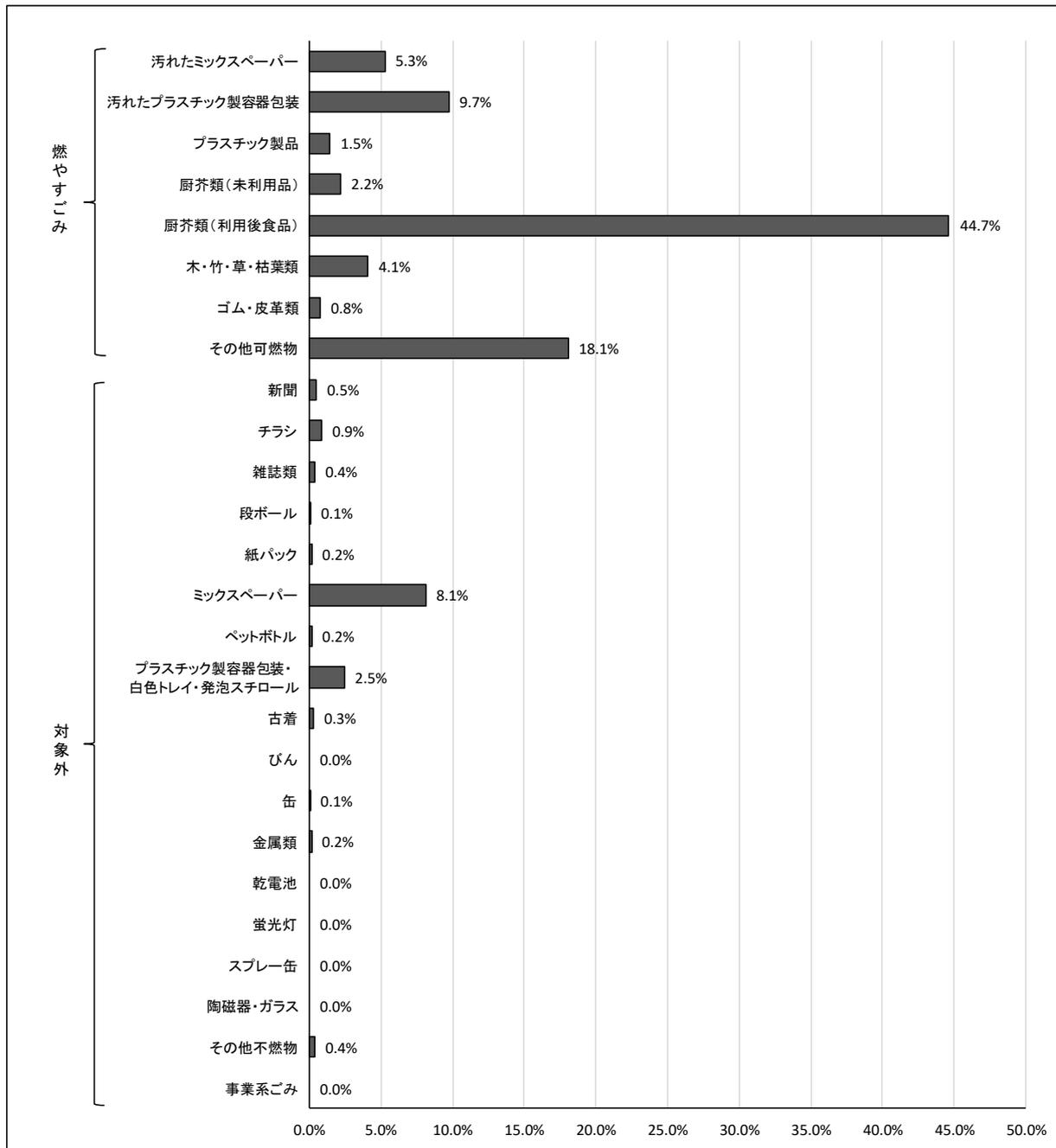


図 2-9 可燃ごみの組成中分類毎の重量(湿ベース)

イ. 可燃ごみの組成分類（乾ベース）

近隣ごみ処理施設の組成大分類割合（乾ベース（ごみを乾燥させた状態））の比較を図 2-10 に示します。

本町は、その他に分類されるごみが最も多く約 33.9%、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が 25.6%、紙・布類が 25.0%を占めています。

その他に含まれるごみの多くは、可燃ごみであると考えられるため、燃やすごみ対象の占める割合が高く、また資源化対象の紙・布類やプラスチック類及び埋立対象である不燃ごみが少ないことは、可燃ごみとしての分別精度が高い結果と言えます。

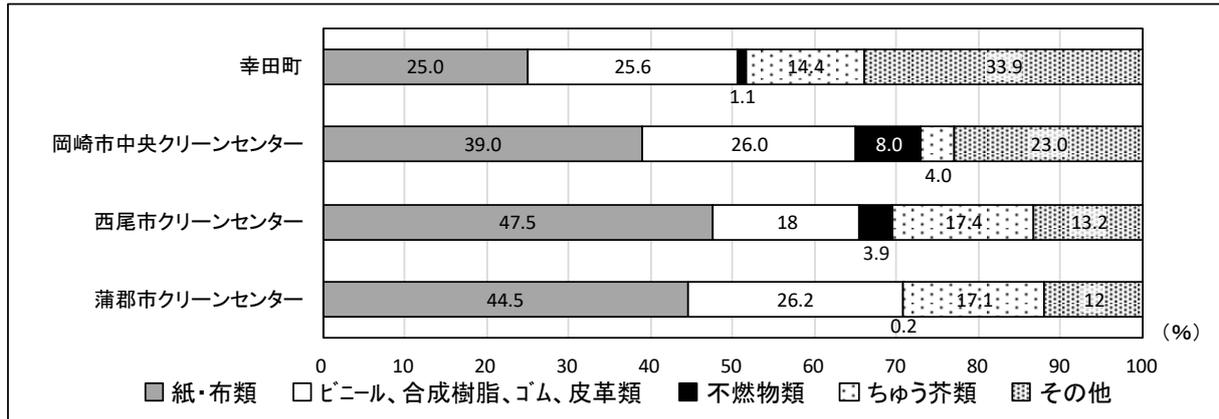


図 2-10 組成大分類割合（乾ベース（ごみを乾燥させた状態））の比較

注1) 幸田町は平成30年度調査（平成30年7月30日）

注2) 岡崎市中央クリーンセンター ガス化溶解施設、西尾市クリーンセンター（ごみ焼却施設）、蒲郡市クリーンセンターは一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）平成28年度調査結果より

注3) 「その他」には、「木・竹・わら類」が含まれる。

ウ. 可燃ごみの組成分類（三成分）

三成分の比較を図 2-11 に示します。

本町の組成分類は、近隣のごみ処理施設と比較して、水分が高い割合を示し、灰分が比較的低い値を示しています。

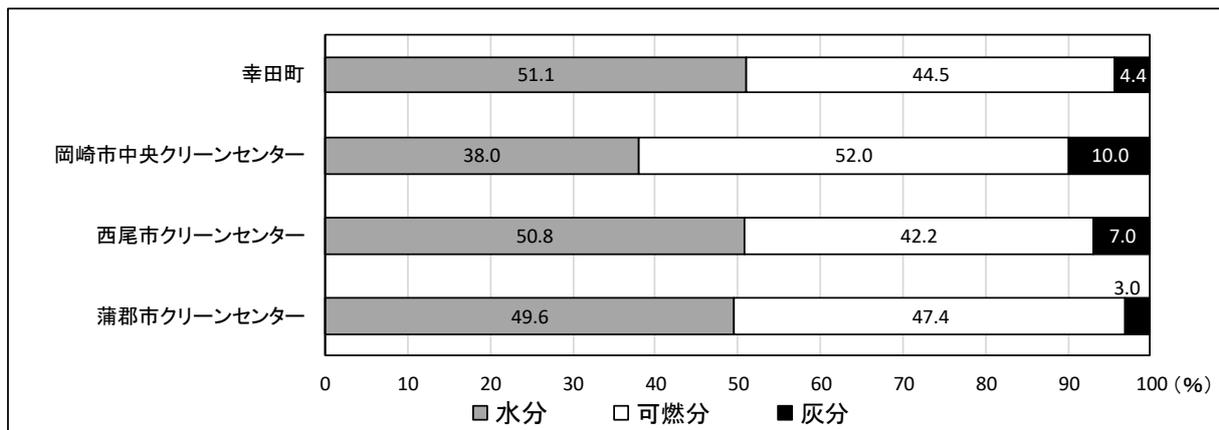


図 2-11 三成分の比較

注1) 幸田町は平成30年度調査（平成30年7月30日）

注2) 岡崎市中央クリーンセンター ガス化溶解施設、西尾市クリーンセンター（ごみ焼却施設）、蒲郡市クリーンセンターは一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）平成28年度調査結果より

エ. 可燃ごみの発熱量

低位発熱量の比較を図 2-12 に示します。

発熱量は、高ければ高いほど発電効率が高くなりますが、高すぎると炉に負担がかかっています。本町のごみ発熱量は、近隣市の平均値に比べてやや低い値となっています。

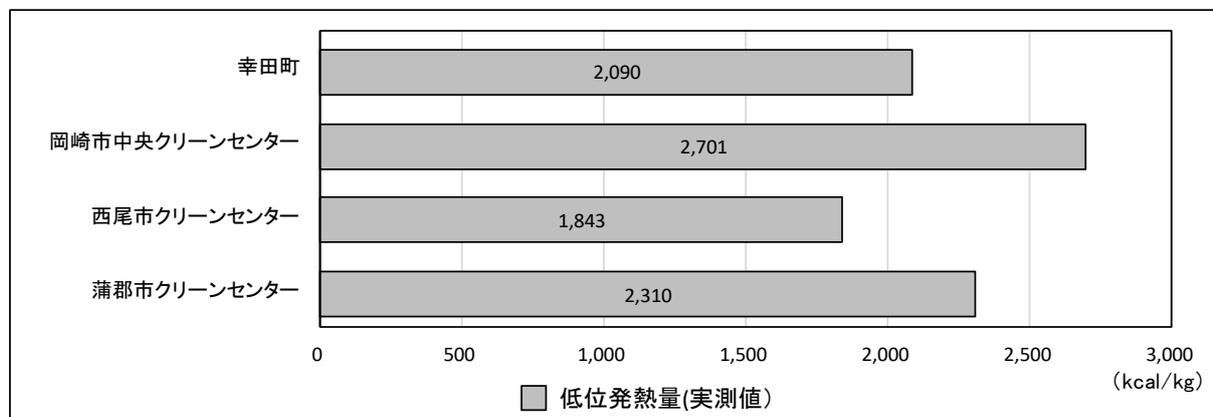


図 2-12 低位発熱量の比較

注1) 幸田町は平成30年度調査 (平成30年7月30日)

注2) 岡崎市中央クリーンセンター ガス化溶融施設、西尾市クリーンセンター(ごみ焼却施設)、蒲郡市クリーンセンターは一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省) 平成28年度調査結果より

(8) 温室効果ガス排出量

本町の一般廃棄物処理に関する CO₂ 発生量の推移を表 2-21 及び図 2-13 に示します。

一般廃棄物処理に関する CO₂ 排出量は、平成 25 年度以降、増加傾向にあります。特に、非エネルギー起源による CO₂ 排出量が増加しています。

表 2-21 一般廃棄物処理に関する CO₂ 発生量の推移

単位：t-CO₂

発生源		H25	H26	H27	H28	H29
岡崎市中央クリーンセンター	エネルギー起源	18,326	18,601	17,972	18,110	17,559
	非エネルギー起源	30,623	60,977	51,146	58,360	82,520
ごみ収集車両		66,564	74,634	76,382	75,231	73,046
合計		115,513	154,212	145,500	151,701	173,125

エネルギー起源：燃料の燃焼や電気に伴い発生・排出される CO₂
 非エネルギー起源：廃棄物の焼却に伴い発生・排出される CO₂

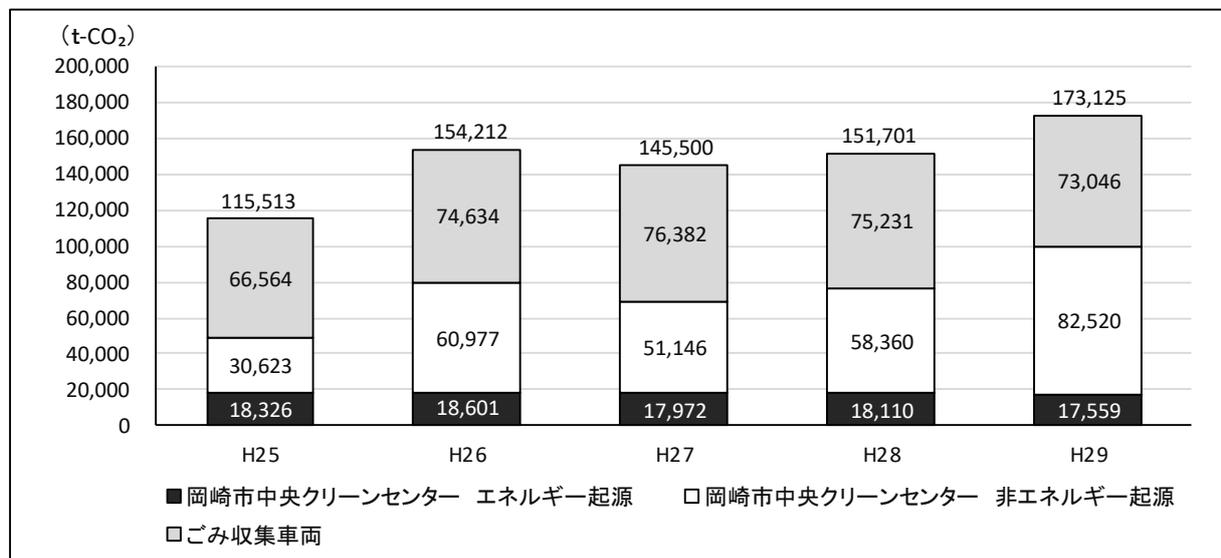


図 2-13 一般廃棄物処理に関する CO₂ 発生量の推移

(9) ごみ処理経費

本町のごみ処理経費の推移を表 2-22 及び図 2-14 に示します。

処理経費は減少傾向にあり、平成 29 年度実績では約 3.62 億円となっています。また、町民一人当たりのごみ処理経費も、減少傾向が続いており、平成 29 年度では 8,832 円となっています。

表 2-22 ごみ処理経費の推移

項目		H25	H26	H27	H28	H29
処理経費	千円	381,808	368,860	347,801	365,371	362,388
人口	人	39,106	39,332	39,641	40,437	41,030
町民一人当たりのごみ処理経費	円/人	9,763	9,378	8,774	9,036	8,832

※建設費は含みません。

(人口は各年 10 月 1 日現在)

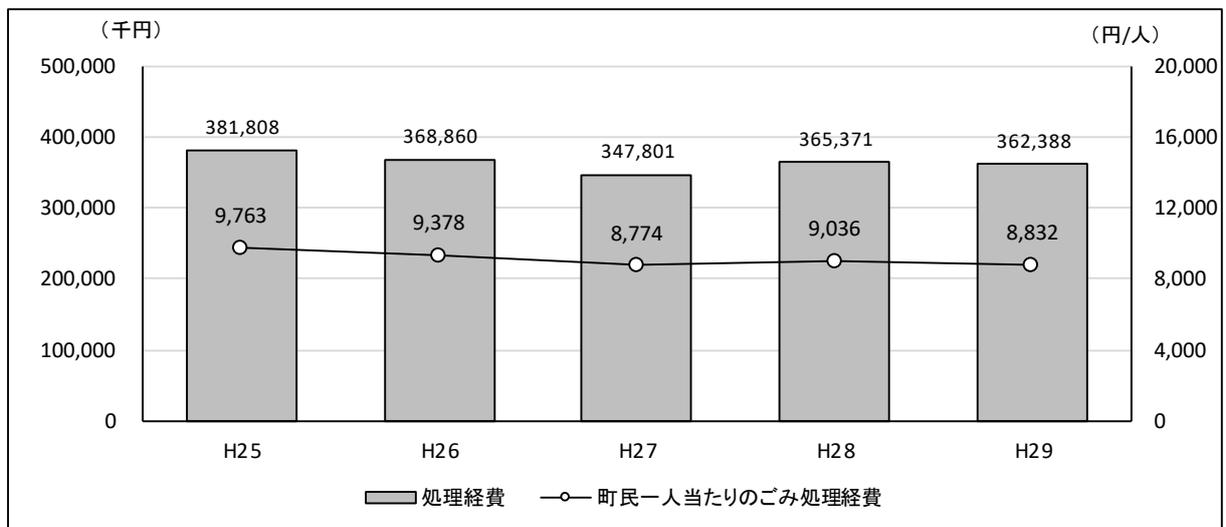


図 2-14 ごみ処理経費の推移

6 ごみ処理の点検・評価

(1) 前回基本計画の評価

ア. 目標の達成状況

平成 25 年度に策定した計画で設定したごみ処理に関する目標値（平成 30 年度）及び実績値（平成 29 年度）を表 2-23 に、平成 29 年度までの実績値の推移を図 2-15 に示します。

人口増加に伴いごみ総排出量が増加傾向にあるものの、一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。

一方で、排出されるごみのうち処理しなければならないごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等）の増加に伴い、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量及び最終処分率は増加傾向にあります。

また、再生利用するごみのうち特に古紙・ミックスペーパーが減少しており、再生利用率は減少傾向にあります。

表 2-23 ごみ処理に関する目標値（平成 30 年度）及び実績値（平成 29 年度）

目標指標	単位	目標値（平成 30 年度）	実績値（平成 29 年度）
1 一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	703 以下	680
2 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	g/人・日	496 以下	531
3 再生利用率	%	38.9 以上	31.1
4 最終処分率	%	3.9 以下	4.1

※一人一日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量÷総人口÷365 日

処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：（ごみ総排出量－（資源ごみ（家庭系、一般事業所、公共施設）+資源回収量+資源拠点回収量））÷総人口÷365 日

再生利用率：（再生利用量÷ごみ総排出量）×100

最終処分率：（最終処分量÷ごみ総排出量）×100

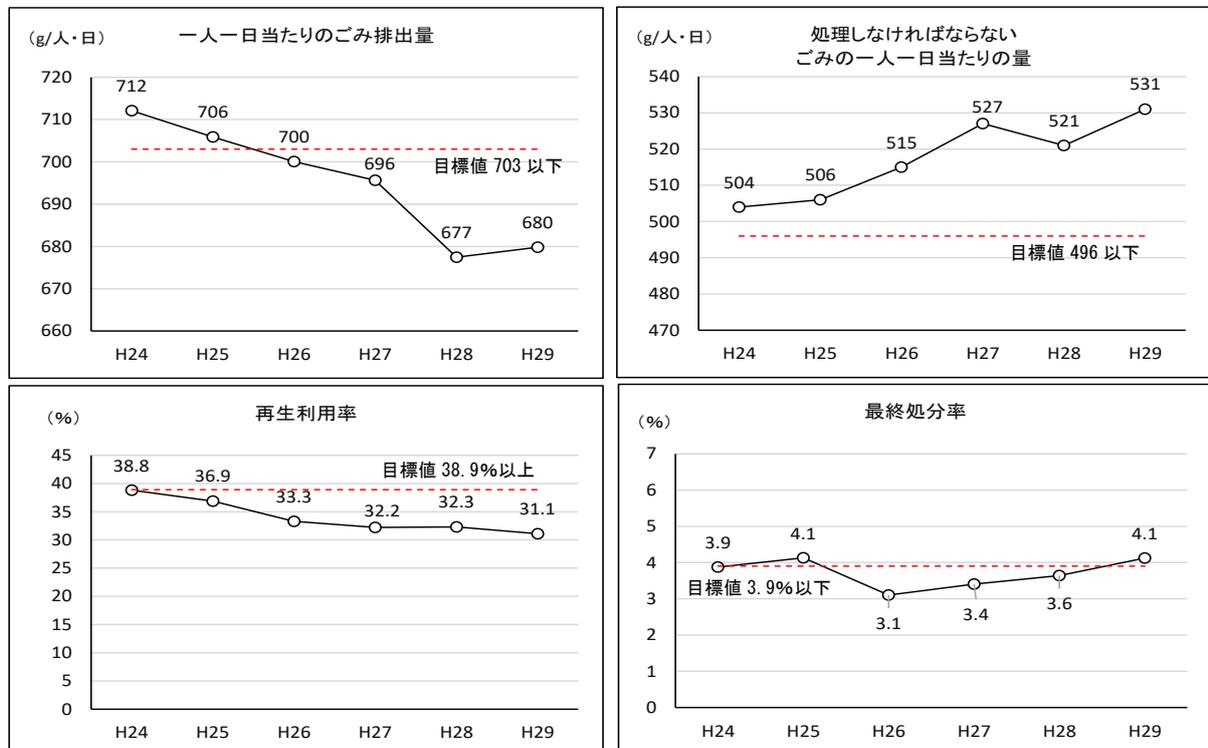


図 2-15 ごみ処理に関する実績値の推移

イ. 施策の実施状況

① 排出抑制に係る施策

- ごみ処理の有料化の周知・適切な見直しを実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- 生ごみ減量の普及啓発として生ごみ処理器等購入の補助を継続して実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- 広報紙やホームページ、イベント・説明会等を活用した情報発信を実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- 排出事業者への減量指導として、各事業所の排出状況を調査、分析し減量指導を実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- レジ袋有料化に関する協定の締結では、7社と協定締結を行いました。今後も推進していきます。
- 不要品の有効利用促進として、町イベントにおいて、粗大ごみとして排出された自転車、家具等のリサイクル販売を実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- 庁用品、公共関与事業の再生品の使用促進として、今後も事務用品、コピー用紙等の事務用品については再生品を積極的に利用していきます。

② 再生利用に係る施策

- 資源回収事業の推進として、各種団体の実施する資源回収について、回収実績に応じ報奨金を交付しており、今後も継続的に行っていきます。
- 資源ごみの分別方法の周知として、広報紙やホームページ等による啓発及び巡回指導を実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- 資源拠点回収において小型家電の回収を実施しており、今後も継続的に行っていきます。
- 使用済み食用油の回収促進として町内スーパーに回収容器を設置し使用済み油の回収をしており、今後も継続的に行っていきます。
- 隔年でごみ組成分析を実施しており、今後も継続的に行っていきます。

(2) 類似町村との比較評価

類似町村との比較を表 2-24 及び図 2-16 に示します。

市町村の一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において「処理システム指針」が策定されています。これに基づき本町と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、平成 28 年度実績の一般廃棄物処理の状況について、比較評価を行いました。

本町と都市形態区分・人口・産業構造が類似する 18 の町村の平均（本町を含む）と比較すると、全ての項目で平均以上となっており、特に、「廃棄物からの資源回収量」では他町村と比較して非常に高い水準を示しています。

表 2-24 類似町村との比較

区分	一人一日当たり のごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収量 (%)	廃棄物のうち最 終処分される割 合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分量減量 に要する費用 (円/t)
幸田町	676 (117.3)	32.3 (178.5)	6.4 (128.9)	8,891 (116.1)	33,910 (108.3)
類似町村	平均	817 (100.0)	18.1 (100.0)	10,598 (100.0)	36,989 (100.0)
	最大	1,171	33.9	22,957	62,689
	最小	588	7.5	4,977	15,600

※ () うちの数値は、類似市町村平均を 100 とした場合の指数を示し、100 以上の値であれば、類似市町村の平均より優れていることを表す。

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

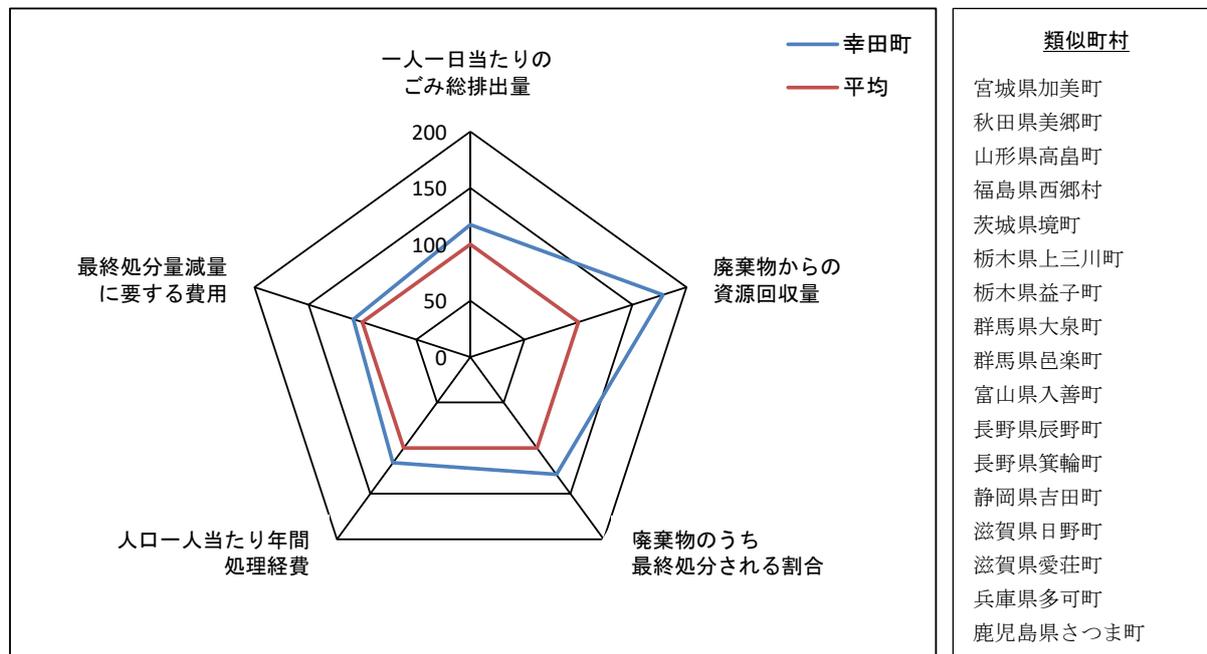


図 2-16 類似町村との比較

注) 類似町村とは、全国の市町村から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出します。なお、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

第2章 課題の抽出

1 排出抑制に関する課題

町民一人一日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあり、平成 28 年度実績では、県下で最も少ない 676g/人・日（県内市町村平均：918g/人・日）を達成しています。

一方で、処理しなければならないごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）の一人一日当たりの量は増加傾向にあることから、現行の取組を継続しつつ、処理しなければならないごみの排出を抑制するための取組を推進していく必要があります。

また、事業所数は減少傾向にあるにもかかわらず、事業系ごみの排出量は増加傾向にあることから、現行の取組を継続しつつ、更なる減量化を図っていく必要があります。

2 資源化に関する課題

可燃ごみの組成分析結果によると燃やすごみが 86.3%を占めることから、本町のごみの分別状況は良好な状態にあるほか、類似町村と比較すると廃棄物からの資源回収量は高い水準にあることから、再資源化に向けた取組は着実に進んでいる状態にあると言えます。

一方、ごみの減量化が進んだことにより資源ごみ自体の収集量が減少しており、再生利用率は継続的に目標値を下回っています。

また、資源回収や資源拠点回収による資源ごみの収集量が減少しているほか、燃やすごみの中に少量ながら資源ごみが混在している実態があることから、現行の取組を継続しつつ、更なる資源化を推進するための取組を進めていく必要があります。

また、本町の分別区分は「処理システム指針」に掲げられている、「標準的な分別収集区分及び適正な循環の利用・適正処分の考え方」に示されている分別区分 3 段階の内、最も分別が多い区分に属していることから、引き続き分別方法の周知を行っていくことが重要となります。

3 収集・運搬に関する課題

町民の意向や社会情勢の変化に対応し、必要に応じてより良い計画収集区域や収集形態を検討していく必要があります。

また、収集・運搬に用いられる車両から発生する温室効果ガスの削減に向け、現況の把握を進めるとともに、必要に応じて具体的な方策を検討していく必要があります。

4 中間処理及び最終処分に関する課題

本町で発生する燃やすごみ及び不燃ごみの中間処理は岡崎市に委託しており、中間処理後の処理残渣や不燃物は、岡崎市一般廃棄物最終処分場に持ち込まれ埋立処理されています。県ではごみ焼却施設の集約化や総合的なリサイクルの推進に当たり、ごみ処理区域の広域化を進めていることから、今後も、既存の中間処理及び最終処分体制を維持していく必要があります。

一方、不燃ごみのうち、破碎・選別された陶磁器とガラスについては幸田町一般廃棄物最終処分場で埋立処理しています。埋立期間は平成 48 年までとされていることから、埋立量を減らしていく取組など、今後も安定して最終処分を行っていく体制を検討していく必要があります。

5 その他の課題

平成 29 年度におけるごみの不法投棄の回収量は、家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）26 台、タイヤ 63 本のほか、可燃ごみ、資源ごみが 700 袋換算で 821 袋分に上っています。

今後も引き続き不法投棄のためのパトロールを継続するほか、地域との協力体制を確立していく必要があります。

また、ごみ処理にかかる町民一人当たりの経費は減少傾向にあることから、今後はごみ袋の価格の見直しを検討していきます。

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

本町では、「循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」を基本理念に掲げ、ごみの発生抑制、資源化及び適正処理に関する施策を展開してきました。

この基本理念は、上位計画にあたる幸田町環境基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）で示された将来の望ましい環境像であるとともに、本計画の根幹をなす基本的な考えであることから、今回の改定においても、引き続き計画の基本理念として引き継いでいくものとします。

基本理念

「循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」

2 基本方針

基本理念を踏まえ、計画を推進していくための基本的な施策の方向性を以下のように定めます。

◆ 基本方針 1：発生抑制・資源化促進に向けた一人一人の意識向上の促進

ごみの発生抑制・資源化を促進していくには、一人一人が意識を持ち実際に行動していくことが大切です。また、こうした行動を広げていくためには、情報提供や啓発、環境学習を通して、ごみ処理に関する問題意識を共有していただくことが重要になります。

◆ 基本方針 2：社会情勢を考慮したより効率的な仕組みづくりの構築

町民や事業者の排出抑制・資源化の取組を促進していくには、分かりやすく実践しやすいごみ処理の仕組みを構築していく必要があります。また、国や県などのごみ処理行政の動向や処理技術の進歩状況等を考慮し、より効率的な分別区分や処理体制の見直しを行っていくことが必要となります。

◆ 基本方針 3：適正処理の推進と不法投棄の防止

ごみの適正処理を推進するとともに、不法投棄が問題になっていることから、行政、町民、事業者と協働のもと未然防止に向けて対策を取っていく必要があります。

第4章 基本計画

1 ごみ発生量の予測

現況の推移が続いた際のごみ発生量の予測を表 2-25 及び図 2-17 に示します。

ごみの総排出量は、平成 35 年には 11,054t/年、平成 40 年には 11,763t/年に増加すると予測されます。

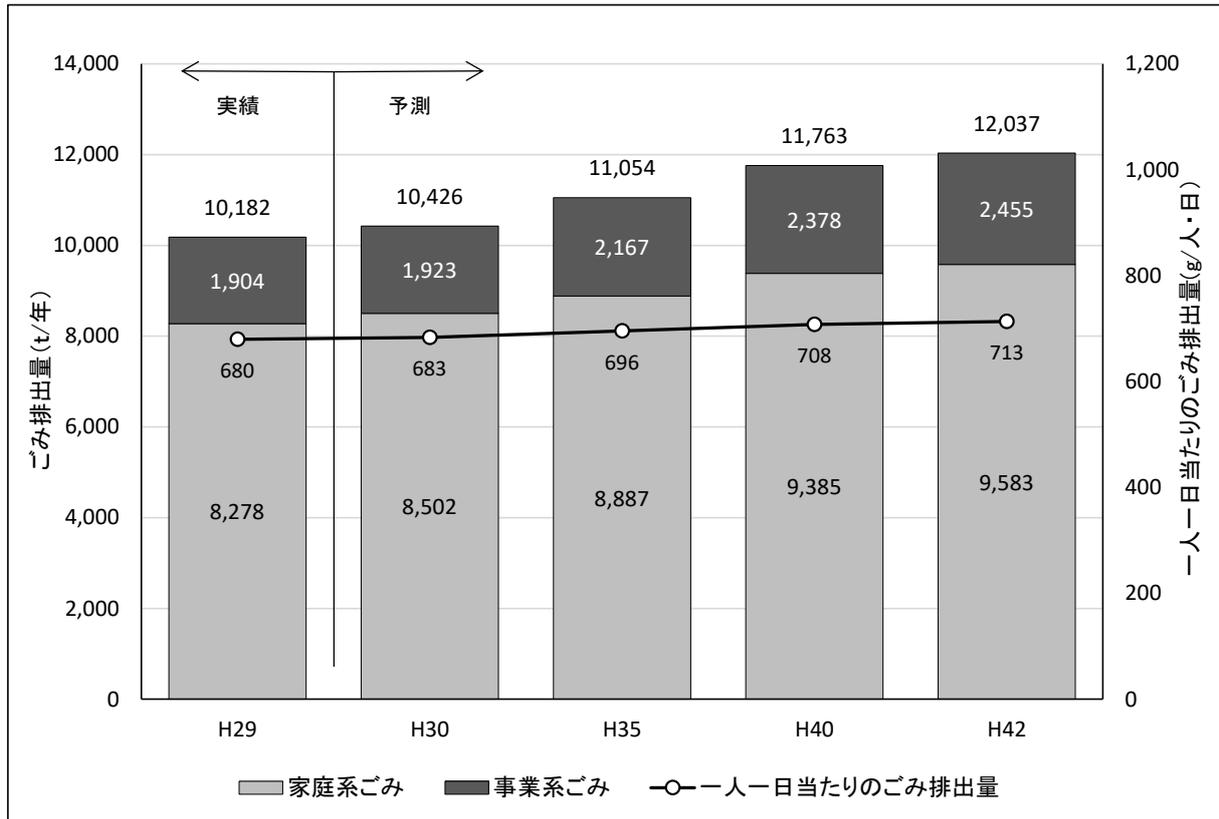
特に、家庭系ごみの「燃やすごみ」、「粗大ごみ」は、人口増加の影響を受け今後も増加していくと予測されます。一方で、資源ごみの「その他びん」、「ミックスペーパー」、資源回収の「古紙」などについては減少していくと予測されます。

表 2-25 現況の推移が続いた際のごみ発生量の予測

単位：t/年

区分		実績値	推計値					
		H29	H30	H35	H40	H42		
家庭系ごみ	燃やすごみ		5,587	5,797	6,311	6,852	7,058	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	66	74	77	81	82	
		その他不燃ごみ		41	49	51	53	54
		資源ごみ	生きびん	11	11	8	7	7
	その他のびん		233	232	222	216	214	
	飲食用缶		48	49	51	53	54	
	ペットボトル		96	98	102	106	108	
	プラスチック製容器包装		228	232	242	252	256	
	ミックスペーパー		257	247	208	181	170	
	その他のアルミ		5	5	5	5	5	
	その他金属		62	65	68	71	72	
	有害・危険ごみ	生ごみ（里区（深溝曲松））		4	4	4	4	4
		スプレー缶	5	6	6	6	6	
			蛍光管	3	3	3	3	3
	乾電池		10	10	10	10	10	
	粗大ごみ	可燃ごみ		276	292	304	318	323
		不燃ごみ		31	33	35	36	37
		資源ごみ		132	136	142	149	151
	直接搬入	可燃ごみ		0	0	0	0	0
		不燃ごみ		0	0	0	0	0
資源拠点回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電		58	59	62	65	66	
資源回収	古紙		1,032	1,005	877	813	796	
	古着		82	84	87	91	93	
	アルミ缶		8	9	10	10	10	
	スチール缶		1	1	1	1	1	
家庭系ごみ総排出量			8,278	8,502	8,887	9,385	9,583	
事業系ごみ	一般事業所（許可収集）	可燃ごみ	1,725	1,740	1,984	2,195	2,272	
		資源ごみ	24	30	30	30	30	
	公共施設（委託収集）	可燃ごみ	71	71	71	71	71	
		資源ごみ	83	82	82	82	82	
	事業系ごみ総排出量			1,904	1,923	2,167	2,378	2,455
総排出量			10,182	10,426	11,054	11,763	12,037	
人口			41,030	41,796	43,541	45,511	46,230	
一人一日当たりのごみ排出量（g/人・日）			680	683	696	708	713	

注）数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。



注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

図 2-17 現況の推移が続いた際のごみ発生量の予測

2 ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項

ごみの排出抑制、再資源化の推進に向け、行政、町民、事業者の役割を以下のように定めます。

(1) 発生抑制

ア. 行政の役割

- 補助金交付を通し、生ごみ処理容器・処理機の普及を促進します。
- 水切りの周知を行い、生ごみの排出量削減を促進します。
- 広報紙、パンフレット、ホームページ、イベントなどを通して、ごみ問題に対する意識の高揚を図ります。
- 出前講座、学校教育の場における説明会の実施などによる普及啓発活動を実施します。
- 事業系ごみの排出抑制に向けて、排出事業者に対して訪問指導を行うほか、それぞれの事業にあった減量指導を行います。
- 「幸田町におけるレジ袋削減に関する協定書」に基づく取組を継続していきます。また、新たな協力店との締結も推進していきます。
- リユースびん等のリユース容器の利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。
- 行政の事務事業に伴う庁用品について再生品の使用に努めます。
- 公共事業等において、廃材の再生品、溶融スラグ等の再生資源化物の使用を推進します。
- 食品ロスの削減を更に進めるため、排出されるごみ内の食品ロスの実態を把握するとともに、事業者や町民に対し食育の啓発に努めます。
- 裏紙や段ボールの再利用や電子書籍の周知を行い、古紙の発生を抑制します。
- 会議資料等のデジタル化による古紙の発生抑制、電子決裁の導入を検討します。

イ. 町民の役割

- 生ごみ処理容器・処理機の購入を検討し、家庭内の生ごみを自家処理・堆肥化します。
- 生ごみは水分をしっかりと切る、天日干しを行うなど、生ごみの排出量削減に努めます。
- 食材を丸ごと使う、食べ残しの出ない食事を心掛けるなど、食品ロス削減に努めます。
- 買い物時にマイバックを持参することで、レジ袋の発生を抑制します。
- 会社のオフィスや各種イベントで、マイボトル、マイカップ、マイ箸等を利用する、リユースびん等のリユース容器を選択するなど使い捨て容器等の削減に努めます。
- 不要になった本、雑貨、家具、家電などはリサイクルショップやフリーマーケット等を活用して再使用に努めます。
- 不要になったものでも、他の使い道を検討し再利用します。
- 過剰包装商品の購入を控えたり、詰め替え品・リターナブル容器を積極的に購入したりして無駄なごみの排出を抑制します。
- 裏紙や段ボールは再利用を行い、新聞や雑誌類は電子書籍を利用することによって古紙の発生を抑制します。

ウ. 事業者の役割

- 無駄な包装を省き、包装容器の排出を抑制します。
- 再生品、詰め替え品、リターナブル容器に対応した商品の製造、販売を推進します。
- 町が進めるレジ袋の有料化に協力し、発生抑制に努めます。
- 食品ロスを削減するため、仕入れ方法や販売方法を工夫するとともに、これらの行動を消費者に発信していくことで、消費者の理解の促進に努めていきます。
- 電子媒体の利用によるペーパーレス化や、両面コピーの励行、紙の再利用に努めていきます。

(2) 再資源化

ア. 行政の役割

- 資源回収に対する報奨金の交付を通して、資源回収事業の促進に努めます。
- ごみの分別精度向上に向け、説明会の開催や広報紙、町ホームページなどを活用し、分別の周知徹底に努めます。また、分別方法を分かりやすく示した分別マニュアル「家庭ごみの分け方・出し方」を作成・配布します。
- 転入者に対するごみの分別の周知に努めます。
- 資源拠点回収により小型家電を回収します。
- 使用済み食用油の店頭回収を継続し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルしていきます。
- ごみの分別状況を把握するため、定期的にごみ組成調査を実施します。また、必要に応じ調査結果から問題点、課題を考察し、改善策を検討します。
- 家庭から発生する、剪定枝について、堆肥化に向けた取組を進めます。
- 家庭にある花木の剪定後に出る剪定枝は、幸田町シルバー人材センターのチップ化事業への利用を呼び掛け、剪定枝の資源化を推進します。
- リサイクルについて学習したり、ごみ処理に関する情報を提供する機会や場所の整備を進めます。
- 陶磁器・ガラスの再資源化またはリサイクルの検討を進めます。

イ. 町民の役割

- 分別の徹底により燃やすごみや不燃ごみの中に資源物が混入しないように努めます。
- 資源回収事業に積極的に参加します。
- 資源拠点回収や平日資源等拠点回収などを利用し、資源物の分別回収に努めます。
- 町で収集・処分していないごみについては、各種販売店等に問い合わせ、適正に処分を行います。

ウ. 事業者の役割

- スーパーの店頭等に資源回収ボックスを設置し、回収することを検討します。
- 期限切れで燃やすごみとして廃棄する食品については、再生利用等されるようにします。

3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

今後の家庭系ごみの分別区分（現況同様）を表 2-26 に示します。

家庭から排出されるごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要となります。また、分別収集の対象となるごみの種類は、円滑かつ適正な再生利用を進める見地から、地域の実情を踏まえつつ、再生品市場の存在、再生利用の容易性、再生品の経済的価値、減量効果の程度等を総合的に勘案して定める必要があります。

現在、本町のごみの分別区分は、「処理システム指針」に掲げられている、「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方」に示された分別区分 3 段階の内最も分別が多い区分となっており、再生資源利用率を増加させていく上では、今後も現状の分別区分を維持していくことが望ましいと考えられます。

よって、町が収集する家庭系ごみの分別区分は従来どおりを基本とし、ごみの排出状況や町民の意向等を勘案して必要に応じ変更を検討することとします。

表 2-26 今後の家庭系ごみの分別区分（現況同様）

区分		品目	
家庭系ごみ	燃やすごみ	生ごみ、皮革製品、ゴム製品、紙おむつ、テープ、繊維製品、汚れの取れない容器包装、硬質プラスチック製品（ただしプラスチック製容器包装を除く）など	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	せともの、植木鉢、化粧品のびん、ガラス食器、割れガラス等
		その他不燃ごみ	おもちゃ、電球、ライターなど複合素材（金属を含むもの）
	資源ごみ	生きびん	一升びん・ビールびん
		その他のびん	生きびん以外の飲料用・食品用のびん
		飲食用缶	飲料・食品用のアルミ・スチール缶（ジュース、酒、菓子、のり、お茶、粉ミルク、缶詰などの缶）
		ペットボトル	飲料・酒・しょう油・みりん・めんつゆなどのペットボトル
		プラスチック製容器包装	トレイ、発泡スチロール、プラスチック製のボトル・ふた・カップ・パック・洗剤・シャンプーボトルなど
		ミックスペーパー	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外でリサイクル可能な紙
		その他のアルミ	アルミ製のふた・フライパン・鍋・やかん・ドリンクのキャップ、アルミホイル等
		その他金属	アルミ以外の金属類傘（布をはがしたもの）、飲食用以外の缶等
		古紙	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック
		古着	古着、シーツ、タオル、下着類
		小型家電	主にコードが付いた家電製品
		使用済み食用油	使用済み食用油
生ごみ	里区（深溝曲松）で発生する生ごみ		
有害・危険ごみ	スプレー缶	殺虫剤・塗料・シェービング・化粧品などのスプレー缶、コンロのカセットボンベ等	
	蛍光管	蛍光管（丸型・直型）、蛍光ボール、水銀体温計	
	乾電池	乾電池	
粗大ごみ	<p>【家具・寝具類】</p> 衣装ケース、いす、鏡台、かさ立て、カーテン、カラーボックス、カーペット、こたつ、座いす、サイドボード、食器棚、じゅうたん、ソファ、建具、たんす、たたみ、机、テーブル、テレビ台、パソコンラック、布団、ベッド、本棚、マットレス、毛布等		
	<p>【家電製品】</p> エレクトーン、加湿器、ガスコンロ、照明器具、食器乾燥機、炊飯器、ステレオ、ストーブ、扇風機、掃除機、電子ピアノ、ファンヒーター、ホットプレート、ホットカーペット、マッサージ機、ミシン等		
	<p>【その他】</p> 楽器類、脚立、健康器具、米びつ、ゴルフ用品、三輪車、自転車、水槽、スキー用品、スノーボード、チャイルドシート、釣竿、ベビーカー、ポリタンク、物干し竿等		

4 ごみの適切な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬体制

今後の収集・運搬体制を表 2-27 に示します。

収集・運搬体制は、従来どおりを基本とします。なお、計画収集区域は、本町全体として、町民の意向や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて収集頻度や収集・運搬形態の変更を検討することとします。

また、収集・運搬に用いられる車両から発生する温室効果ガスの削減に向けては、現況の把握を進めるとともに、必要に応じて具体的な方策を検討していくものとします。

表 2-27 今後の収集・運搬体制

区分		燃やすごみステーション	平日資源等拠点回収	分別ステーション	資源拠点回収	資源回収	戸別収集	その他	収集・運搬主体	
		週2回	平日	週1回	月1回	—	随時			
家庭系 ごみ	燃やすごみ	○							委託業者	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス		○	○					委託業者
		その他不燃ごみ		○	○					委託業者
	資源ごみ	生きびん		○	○					委託業者
		その他のびん		○	○					
		飲食用缶		○	○	○	○			
		ペットボトル		○	○					
		プラスチック製容器包装		○	○					
		ミックスペーパー		○	○	○	○			
		その他のアルミ		○	○					
		その他金属		○	○					
		古紙		○		○	○			
		古着		○		○	○			
		小型家電		○	○	○				
	使用済み食用油							○ 店頭回収	—	
	生ごみ		—					○	—	
有害・危険ごみ	スプレー缶		○	○					委託業者	
	蛍光管		○	○						
	乾電池		○	○						
	粗大ごみ						○ 月7回	○ 直接搬入	委託業者 (直接搬入： 町民)	
事業系 ごみ	可燃ごみ						○		一般事業所： 許可業者 公共施設： 委託業者	
	資源ごみ						○			

イ. 収集・運搬量の予測

現況の推移が続いた際の収集・運搬量の予測を表 2-28 及び図 2-18 に示します。

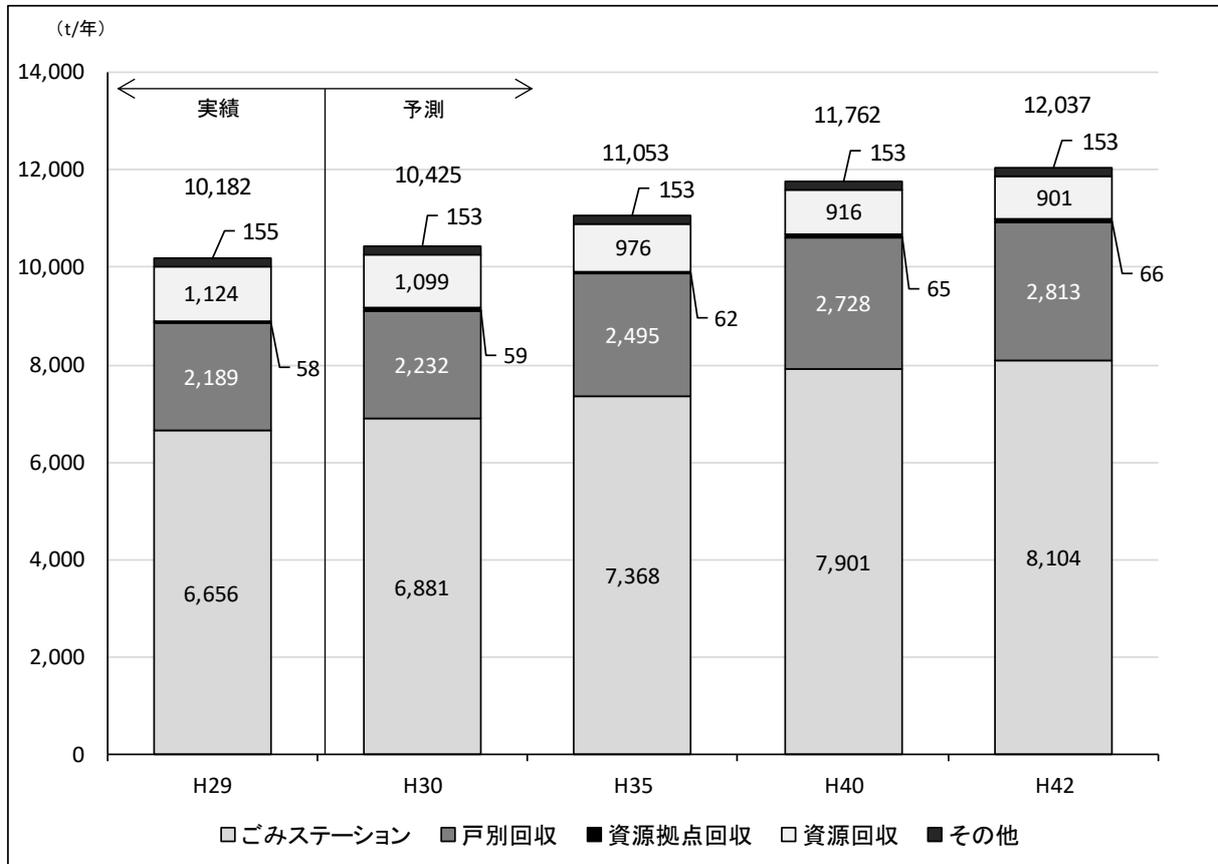
収集・運搬量は、その他の区分を除くすべての収集区分で増加することが予測され、特にごみステーションでの増加量が顕著になっています。

表 2-28 現況の推移が続いた際の収集・運搬量の予測

単位：t/年

収集区分	ごみの分別区分・品目	実績	推計			
		H29	H30	H35	H40	H42
ごみステーション	燃やすごみ	5,587	5,797	6,311	6,852	7,058
	不燃ごみ	107	123	128	134	136
	資源ごみ	943	941	909	895	890
	有害・危険ごみ	18	20	20	20	20
	合計	6,656	6,881	7,368	7,901	8,104
戸別収集	粗大ごみ	440	462	481	503	511
	事業系ごみ（一般事業所）	1,749	1,770	2,014	2,225	2,302
	合計	2,189	2,232	2,495	2,728	2,813
資源拠点回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電	58	59	62	65	66
資源回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶	1,124	1,099	976	916	901
その他	事業系ごみ（公共施設）	155	153	153	153	153
合計		10,182	10,425	11,053	11,762	12,037

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。
注) 収集・運搬量は、直接搬入のごみを含みません。



注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

図 2-18 現況の推移が続いた際の収集・運搬量の予測

(2) 中間処理計画

ア. 中間処理体制

今後の中間処理体制を表 2-29 に示します。

中間処理体制は、従来どおり焼却・溶融処理、破碎・選別処理は岡崎市への委託、資源化は民間処理業者への委託を基本とし、ごみの排出状況や社会の動向等を勘案し必要に応じて変更を検討することとします。

また、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に示されている広域化ブロックに基づき、岡崎西尾地域でのごみ処理の広域化を検討していきます。

表 2-29 今後の中間処理体制

区分		中間処理		
		中間処理施設	中間処理方法	
家庭系 ごみ	燃やすごみ		岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	民間処理施設	破碎・選別処理
		その他不燃ごみ	岡崎市リサイクルプラザ	破碎・選別処理
	資源ごみ	生きびん	民間処理施設	資源化
		その他のびん		
		飲食用缶		
		ペットボトル		
		プラスチック製容器包装		
		ミックスペーパー		
		その他のアルミ		
		その他金属		
		古紙		
		古着		
	小型家電			
使用済み食用油	民間企業	バイオディーゼル燃料化		
生ごみ	民間処理施設・生ごみ堆肥化施設	堆肥化		
有害・危険ごみ	スプレー缶	民間処理施設	資源化	
	蛍光管			
	乾電池			
粗大ごみ		可燃ごみ：岡崎市中央 クリーンセンター 不燃ごみ：岡崎市リサイクルプラザ 資源ごみ：民間処理施設	可燃ごみ：焼却・溶融処理 不燃ごみ：破碎・選別処理 資源ごみ：資源化	
事業系 ごみ	可燃ごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	資源ごみ	民間処理施設	資源化	

イ. 中間処理量の予測

現況の推移が続いた際の中間処理量の予測を表 2-30 及び図 2-19 に示します。

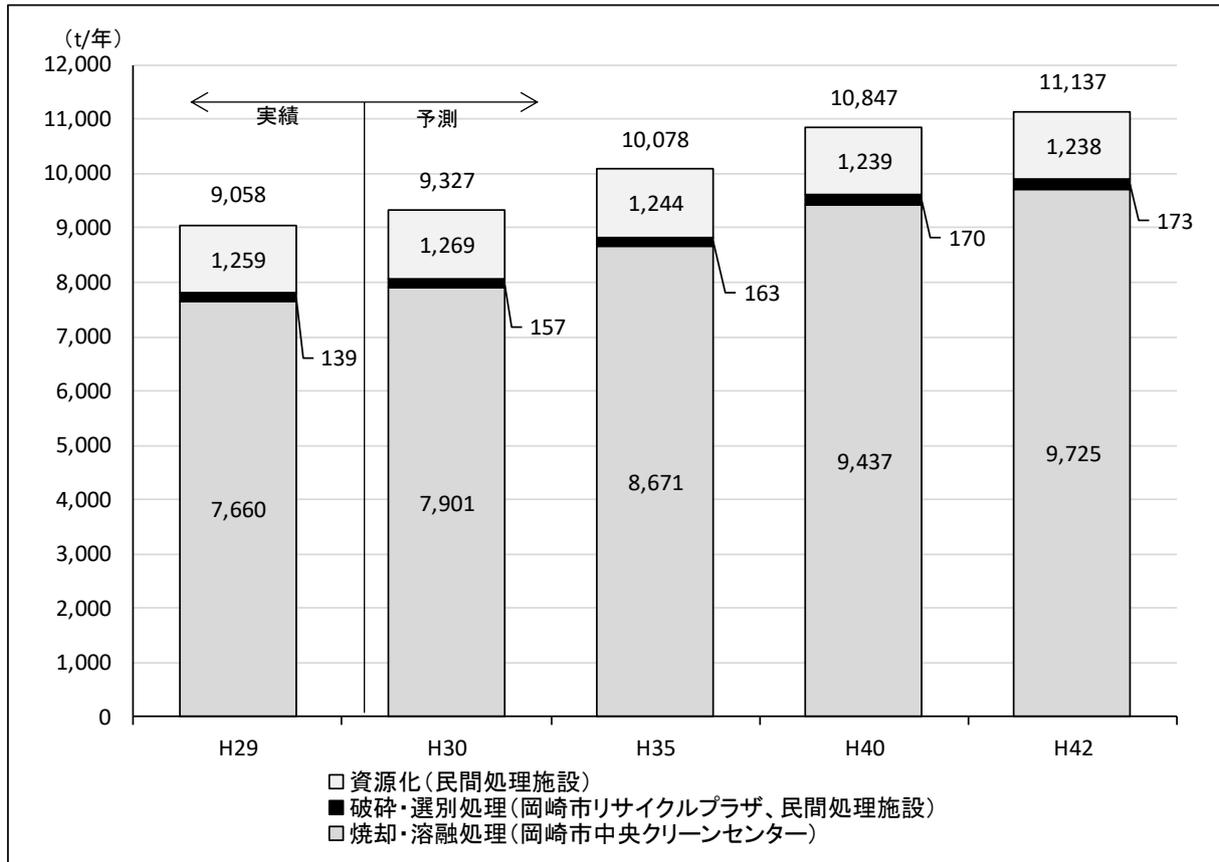
中間処理量は今後も増加していくと予測されています。特に、家庭系ごみの「燃やすごみ」、事業系ごみの「可燃ごみ（一般事業所）」の増加に伴い、焼却・溶融処理が顕著に増加すると予測されています。

表 2-30 現況の推移が続いた際の中間処理量の予測

単位：t/年

中間処理方法	中間処理施設	区分		実績	推計				
				H29	H30	H35	H40	H42	
焼却・溶融処理	岡崎市中央クリーンセンター	家庭系ごみ	燃やすごみ	5,587	5,797	6,311	6,852	7,058	
			粗大ごみ（可燃ごみ）	276	292	304	318	323	
			可燃ごみ（直接搬入）	0	0	0	0	0	
		事業系ごみ	可燃ごみ（一般事業所）	1,725	1,740	1,984	2,195	2,272	
			可燃ごみ（公共施設）	71	71	71	71	71	
		合計	7,660	7,901	8,671	9,437	9,725		
破碎・選別処理	岡崎市リサイクルプラザ	家庭系ごみ	その他不燃ごみ	41	49	51	53	54	
			粗大ごみ（不燃ごみ）	31	33	35	36	37	
			不燃ごみ（直接搬入）	0	0	0	0	0	
		民間処理施設	陶磁器・ガラス	66	74	77	81	82	
	合計	139	157	163	170	173			
資源化	民間処理施設	家庭系ごみ	資源ごみ	生びん	11	11	8	7	7
				その他のびん	233	232	222	216	214
				飲食用缶	48	49	51	53	54
				ペットボトル	96	98	102	106	108
				プラスチック製容器包装	228	232	242	252	256
				ミックスペーパー	257	247	208	181	170
				その他のアルミ	5	5	5	5	5
				その他金属	62	65	68	71	72
			生ごみ（里区（深溝曲松））	4	4	4	4	4	
			有害・危険ごみ	スプレー缶	5	6	6	6	6
		蛍光管		3	3	3	3	3	
		乾電池		10	10	10	10	10	
		粗大ごみ（資源ごみ）	132	136	142	149	151		
		資拠点源回収	古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電	58	59	62	65	66	
		事業系ごみ	資源ごみ（一般事業所）	24	30	30	30	30	
資源ごみ（公共施設）	83		82	82	82	82			
合計	1,259	1,269	1,244	1,239	1,238				
合計	9,058	9,327	10,078	10,847	11,137				

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。



注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります

図 2-19 中間処理量の実績と予測

(3) 最終処分計画

ア. 最終処分体制

最終処分体制は、従来どおり焼却灰・溶融飛灰と破碎処理不燃物は岡崎市への委託、陶磁器・ガラスは幸田町一般廃棄物最終処分場での処分を基本とし、ごみの排出状況や町民の意向等を勘案し必要に応じて変更を検討することといたします。

イ. 最終処分量の予測

現況の推移が続いた際の最終処分量の予測を表 2-31 及び図 2-20 に示します。

最終処分量は年単位の増減はあるものの、相対的に増加していくと予測されています。

表 2-31 現況の推移が続いた際の最終処分量の予測

単位：t/年

最終処分施設	処理対象	実績	推計			
		H29	H30	H35	H40	H42
岡崎市北部 一般廃棄物最終処分場	焼却灰・溶融飛灰	326	290	319	347	357
	破碎処理不燃物	28	33	35	36	37
	合計	354	324	353	383	394
幸田町一般廃棄物最終処分場	陶磁器・ガラス（中間処理後）	66	75	78	81	83
合計		420	398	431	464	477

注) 陶磁器・ガラスの最終処分量が収集量よりも増加していますが、これは資源ごみとして回収している分別品目を選別処理した後、資源化対象外となる残渣が加わることで増加しているものと考えられます。

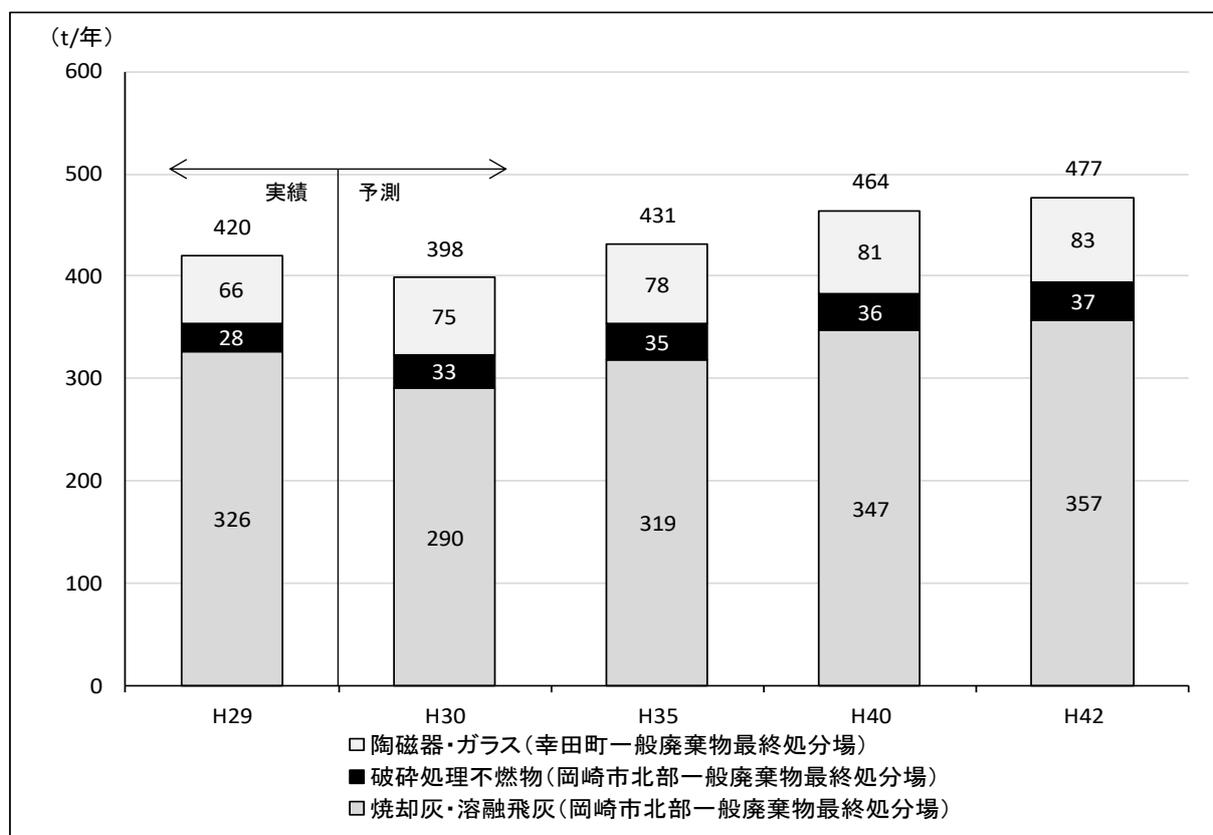


図 2-20 最終処分量の実績と予測

5 ごみ処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設について、国は、ダイオキシン削減対策、リサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減等の課題に対応するため、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するよう各都道府県に求めています。

こうした流れを受け、県では、平成 10 年 10 月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を 13 ブロックに区割りして集約化を目指しています。

本町は、岡崎市、西尾市とともに構成する広域化ブロックに属し、平成 17 年 3 月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定しました。

この計画において、岡崎西尾ブロック内にある 3 施設（岡崎市中心クリーンセンター、八帖クリーンセンター、及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設のうち八帖クリーンセンターと西尾市クリーンセンターを統合し、2 施設への集約化を図り、平成 42 年度の供用開始を目指すこととしています。

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

本町においては、環境審議会が廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の役割を担っていることから、今後も独立した部会は設置せず、環境審議会内でごみの減量化、資源化及び適正処理等に関する方策を審議していくものとします。

(2) 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の自然災害の発生に伴い一時的に大量発生した廃棄物については、「幸田町災害廃棄物処理計画」に基づき迅速かつ適正に処理をします。

また、近隣市と協力支援体制を構築するとともに、町職員に対して研修を実施し災害発生時に円滑に処理を行えるよう備えます。

(3) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄の防止、適正処理の推進に向けて、行政、町民、事業者の役割を以下のように定めま

ア. 行政の役割

- 定期的に町内の美化清掃活動を実施し、町民意識の高揚に努めます。
- 町民が町内美化清掃活動を実施しやすい体制づくりを検討します。
- 啓発や指導を通して、不適切なごみの焼却防止に努めます。
- クリーンパトロール活動により、不法投棄の未然防止に努めます。
- 環境監視員による不法投棄の監視に努めます。
- 不法投棄の早期撤去等とともに、地域による自主的な不法投棄防止策の実施を支援します。

イ. 町民の役割

- 地域の美化清掃活動に積極的に参加します。
- 町では収集・処理していないごみについては、処理方法を関係機関に問い合わせ、適正に処理します。
- 不適切なごみの焼却は行いません。
- 不法投棄の防止のために、地域で監視を行います。

ウ. 事業者の役割

- 地域の一員として地域の美化清掃活動に積極的に参加します。
- 不適切なごみの焼却は行いません。
- 事業系一般廃棄物の適正処理に努めます。

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクルを図 2-21 に示します。
本計画の推進に当たり、進行管理を着実なものとするため、Plan (計画) ⇒ Do (実行) ⇒ Check (評価) ⇒ Action (改善) を繰り返すことにより、継続的にごみ処理行政を見直していくこととします。

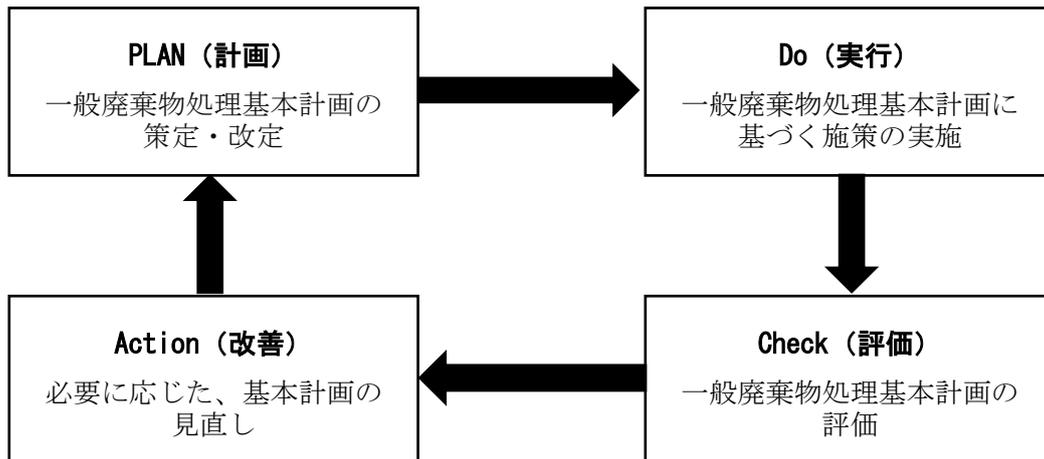


図 2-21 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

(2) 行政、町民、事業者の役割

行政、町民、事業者の役割と関係性を図 2-22 に示します。

本計画の推進に当たっては行政、町民、事業者がそれぞれに課せられた取組を実施していく必要があります。それらの取組が継続的で、実効性のあるものにするため、行政、町民、事業者の役割及び関係性を定めます。

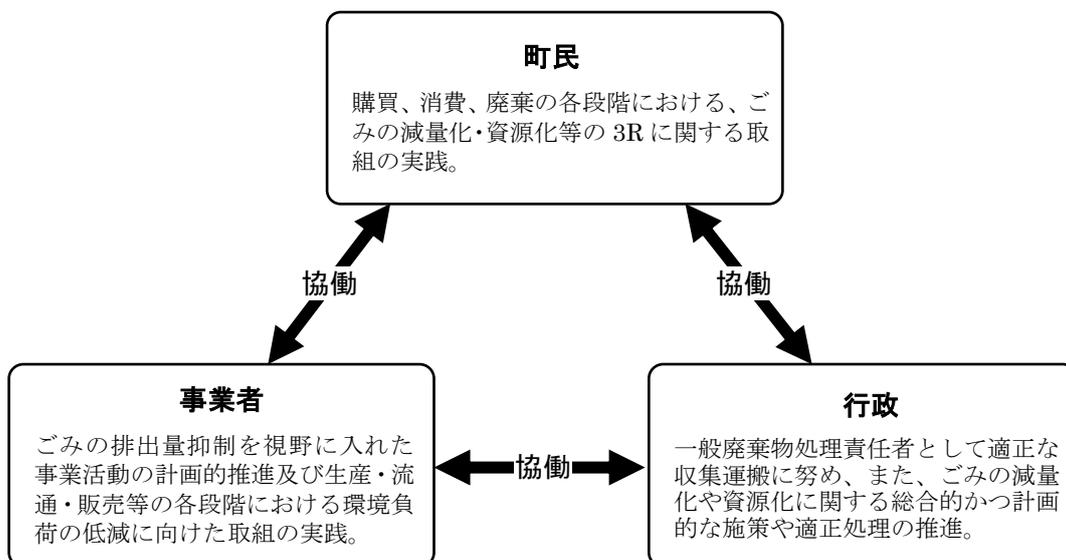


図 2-22 行政、町民、事業者の役割と関係性

(3) 削減目標

基本目標を表 2-32 に示します。

目標達成に向けては、3Rの取組のうち、リデュース(発生抑制)→リユース(再使用)→リサイクル(再生利用)の順に優先順位を定め、取り組んでいきます。

表 2-32 基本目標

目標指標	単位	実績値	中間目標	達成目標
		平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
①一人一日当たりの ごみ排出量	g/人・日	680	676	671
	現況推移ケースに対する 増減率	—	-2.8%	-5.2%
	基準年度(平成 29 年度) に対する増減率	—	-0.6%	-1.3%
②処理しなければなら ないごみの 一人一日当たりの量	g/人・日	531	533	525
	現況推移ケースに対する 増減率	—	-5.9%	-10.8%
	基準年度(平成 29 年度) に対する増減率	—	0.3%	-1.2%
③再生利用率	%	31.1	28.9	31.1
	現況推移ケースに対する 増減率	—	4.0%	8.5%
	基準年度(平成 29 年度) に対する増減率	—	-2.2%	0.0%
④最終処分率	%	4.1	3.7	3.7
	現況推移ケースに対する 増減率	—	-0.2%	-0.3%
	基準年度(平成 29 年度) に対する増減率	—	-0.4%	-0.4%

(4) 目標を達成した際のごみ排出量及び処理量の推移

目標達成時におけるごみ排出量の将来予測を表 2-33 及び図 2-23 に示し、目標達成時におけるごみ処理量の将来予測を表 2-34 及び図 2-24 に示します。

表 2-33 目標達成時におけるごみ排出量の将来予測

項目	平成 29 年度 (実績値)	平成 35 年度 (推計値)		平成 40 年度 (推計値)	
		現況推移 ケース	目標達成 ケース	現況推移 ケース	目標達成 ケース
人口 (人)	41,030	43,541		45,511	
家庭系ごみ (t/年)	8,278	8,887	8,575	9,385	8,771
事業系ごみ (t/年)	1,904	2,167	2,167	2,378	2,378
総排出量 (t/年)	10,182	11,054	10,742	11,763	11,149
一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	680	696	676	708	671
処理しなければならない ごみの一人一日当たりの量 (g/人・日)	531	566	533	588	525

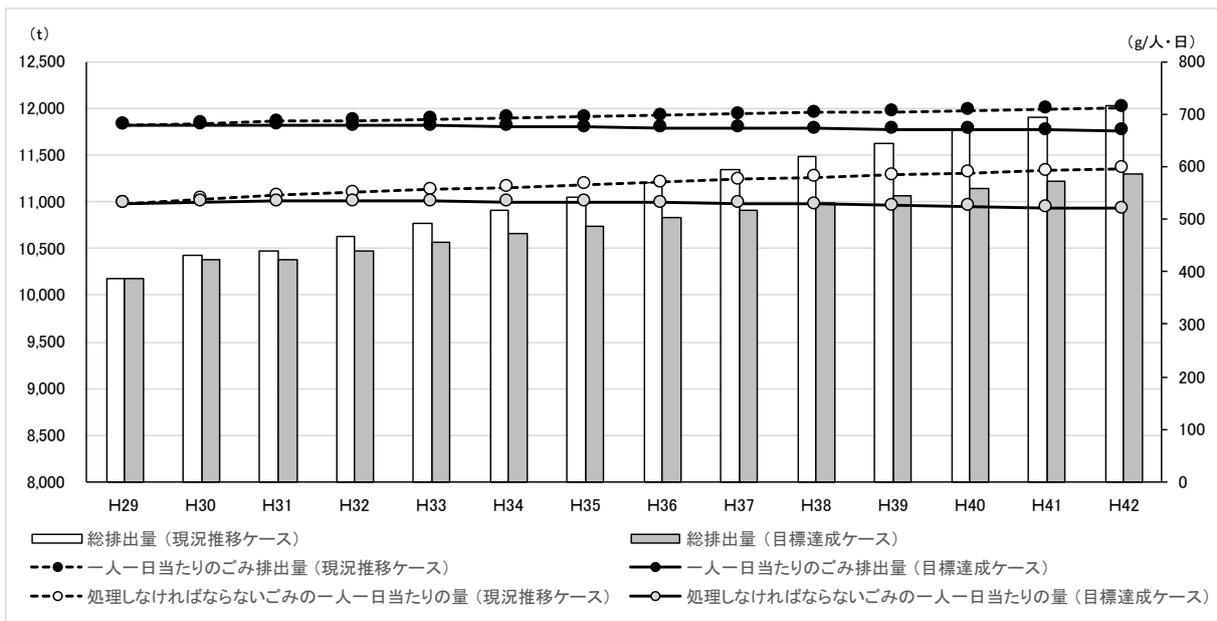


図 2-23 目標達成時におけるごみ排出量の将来予測

表 2-34 目標達成時におけるごみ処理量の将来予測

項目	平成 29 年度 (実績値)	平成 35 年度 (推計値)		平成 40 年度 (推計値)	
		現況推移 ケース	目標達成 ケース	現況推移 ケース	目標達成 ケース
焼却処理量 (t/年)	7,687	8,706	8,039	9,474	8,146
焼却処理率	75.2%	78.4%	74.5%	80.2%	72.7%
最終処分量 (t/年)	420	431	402	464	410
最終処分率	4.1%	3.9%	3.7%	3.9%	3.7%
資源化量 (t/年)	3,171	2,752	3,104	2,660	3,473
再生利用率	31.1%	24.9%	28.9%	22.6%	31.1%

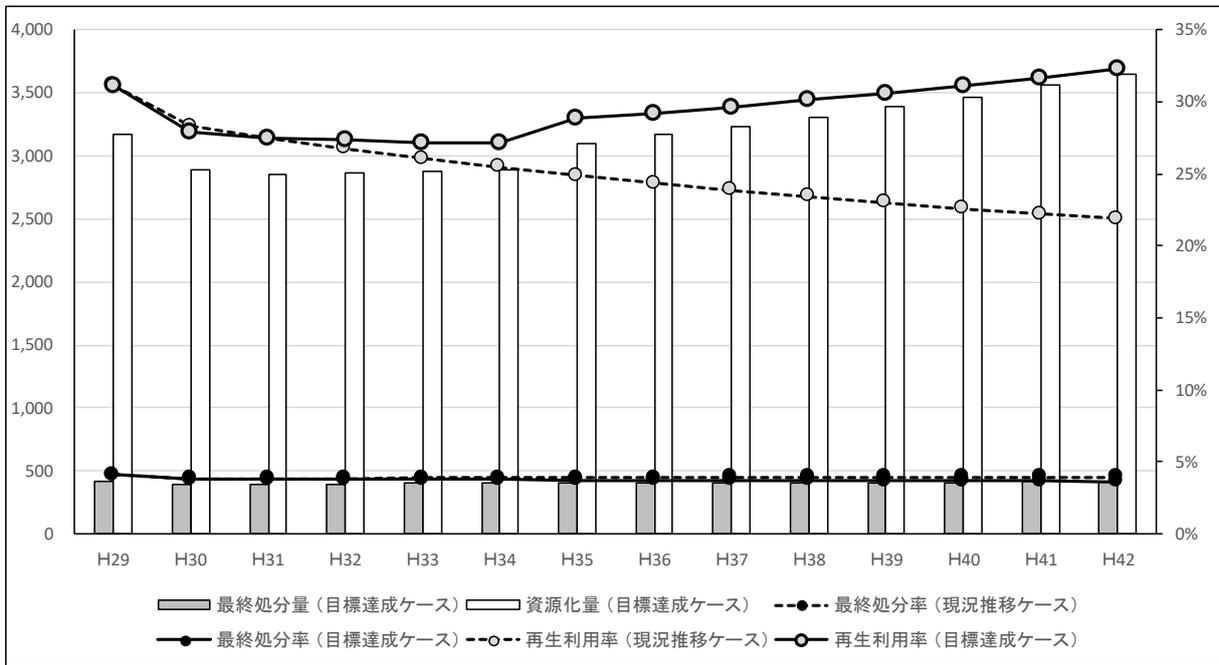


図 2-24 目標達成時におけるごみ処理量の将来予測

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

1 生活排水処理フロー

本町の生活排水処理フローを図 3-1 に示します。

本町の生活排水処理施設は、生活雑排水とし尿を併せて処理する「公共下水道」、「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」があります。一方でし尿のみを処理を行い、生活雑排水は未処理のまま排水する処理形態には「単独処理浄化槽」、「くみ取り便槽」があります。

公共下水道のうち矢作川流域下水道の排水は矢作川浄化センターで、単独公共下水道の排水は蒲郡市下水道浄化センターで終末処理され河川等に放流されます。

農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の処理水は河川等に放流されます。また、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽から発生した浄化槽汚泥及びし尿は清幸園衛生処理場に搬入され脱水処理されます。その後、脱水汚泥は蒲郡市クリーンセンターで焼却処分され、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流されます。

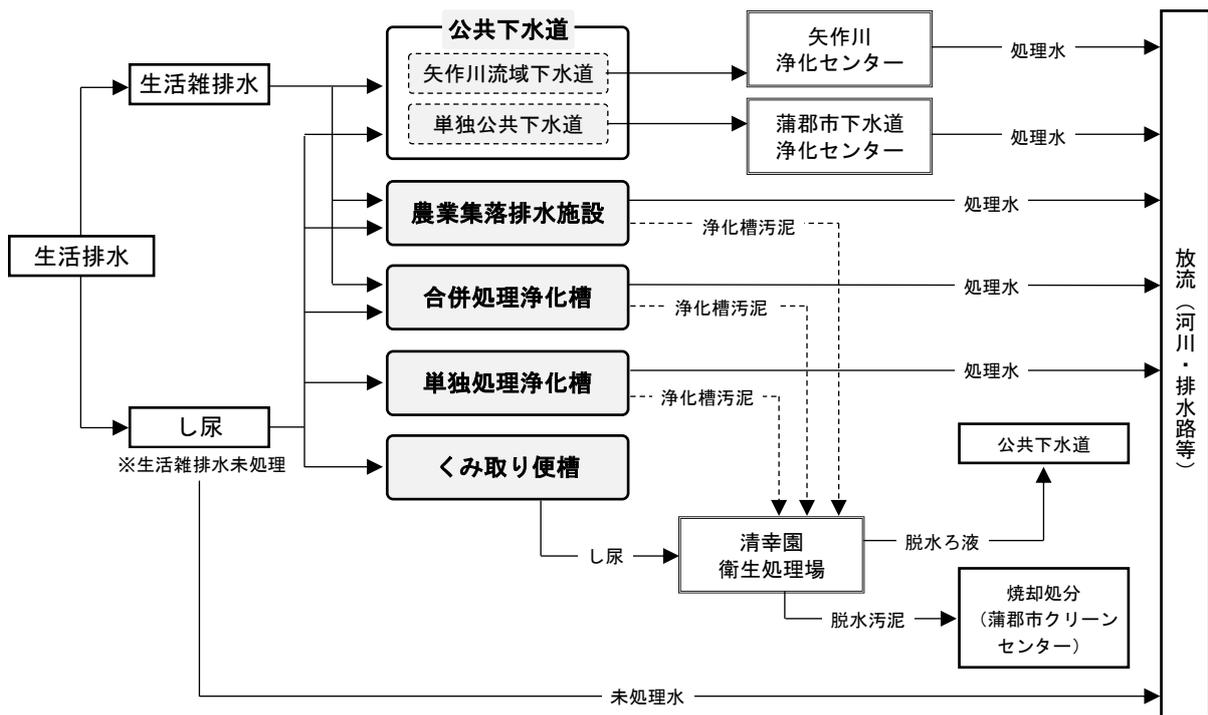


図 3-1 生活排水処理フロー（平成 30 年度現在）

2 生活排水処理主体

本町の生活排水処理施設ごとの処理主体を表 3-1 に示します。

表 3-1 生活排水処理施設ごとの処理主体（平成 29 年度末現在）

生活排水処理施設	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	幸田町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	幸田町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
くみ取り便槽	し尿	個人

3 生活排水の処理形態別人口

本町の生活排水の処理形態別人口の推移を表 3-2 及び図 3-2 に示します。

表 3-2 生活排水の処理形態別人口の推移

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
行政区域内人口	39,124	39,461	40,121	40,677	41,296
計画処理区域内人口	39,124	39,461	40,121	40,677	41,296
水洗化・生活雑排水処理人口	36,826	37,297	38,068	38,806	39,538
公共下水道	24,742	25,273	26,032	26,814	27,670
農業集落排水施設	10,286	10,310	10,335	10,316	10,190
合併処理浄化槽	1,798	1,714	1,701	1,676	1,678
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,742	1,640	1,570	1,471	1,396
非水洗化人口（くみ取り便槽）	556	524	483	400	362
水洗化人口	38,568	38,937	39,638	40,277	40,934
生活排水処理率	94.1%	94.5%	94.9%	95.4%	95.7%

※水洗化人口：水洗化・生活雑排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口
 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域

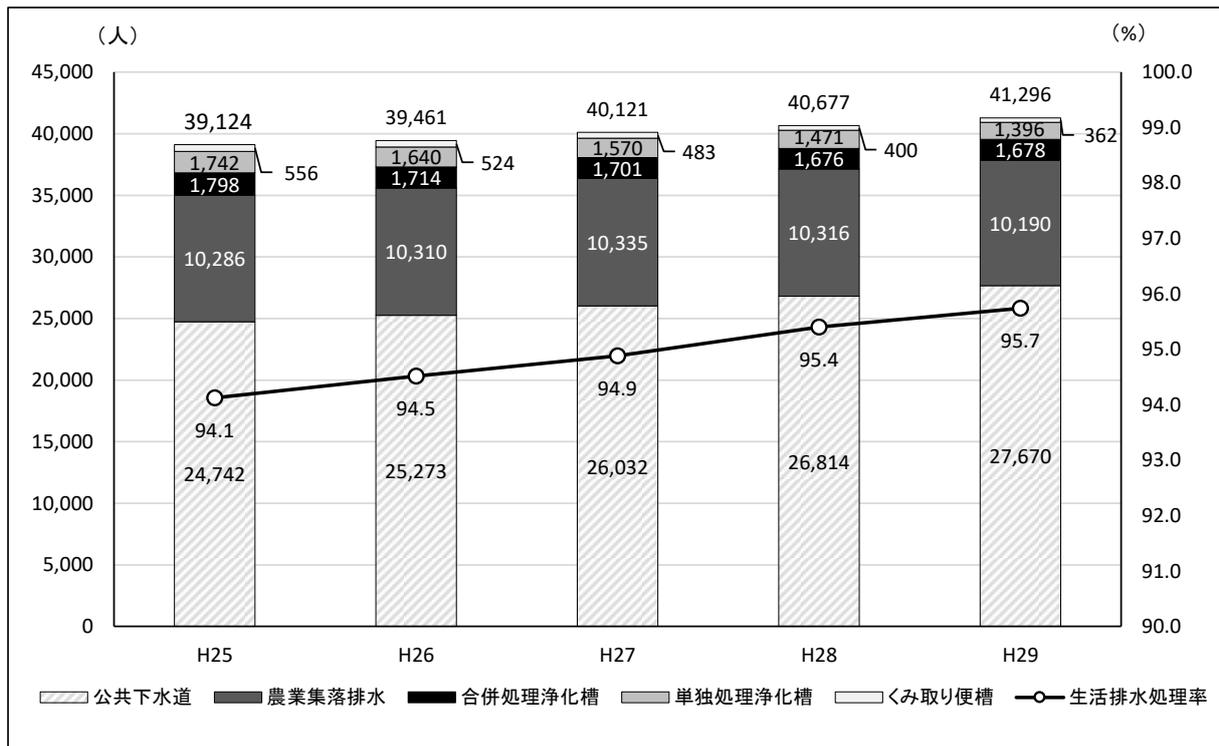


図 3-2 生活排水の処理形態別人口の推移

4 生活排水処理施設

(1) 公共下水道

ア. 公共下水道の現況

本町の公共下水道は矢作川流域の関係市町村が関係市町村と合同で処理する矢作川流域下水道と蒲郡市の終末処理施設へ流入する単独公共下水道の2種類があります。

公共下水道の処理対象地は北部処理分区、中部処理分区(図 3-3)、南部処理分区(図 3-4)に分けられ、このうち北部及び中部が矢作川流域下水道、南部が単独公共下水道で処理を行っています。また、矢作川流域下水道での排水は矢作川浄化センターで、単独公共下水道の排水は蒲郡市下水道浄化センターで終末処理されます。

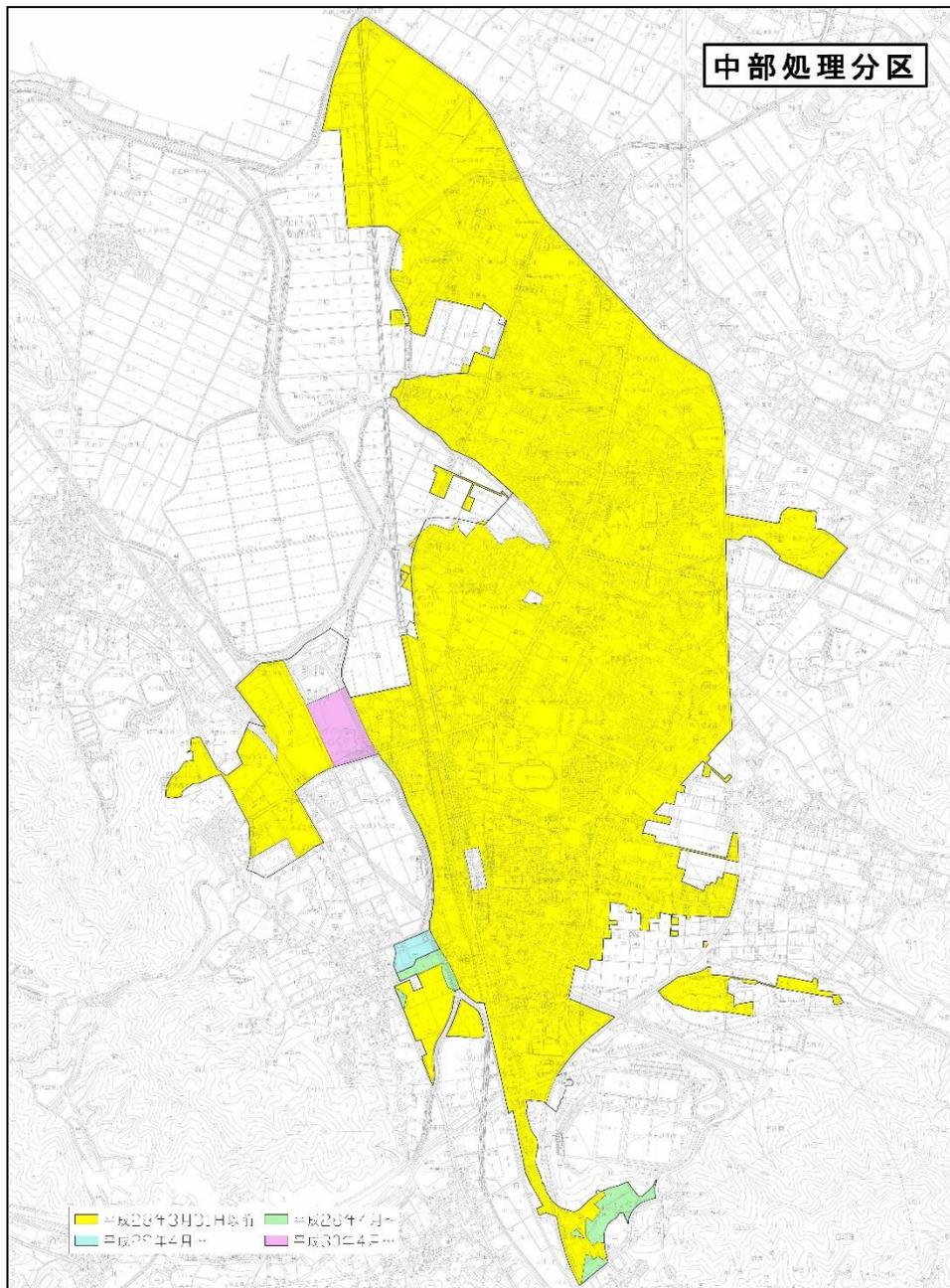


図 3-3 中部処理分区

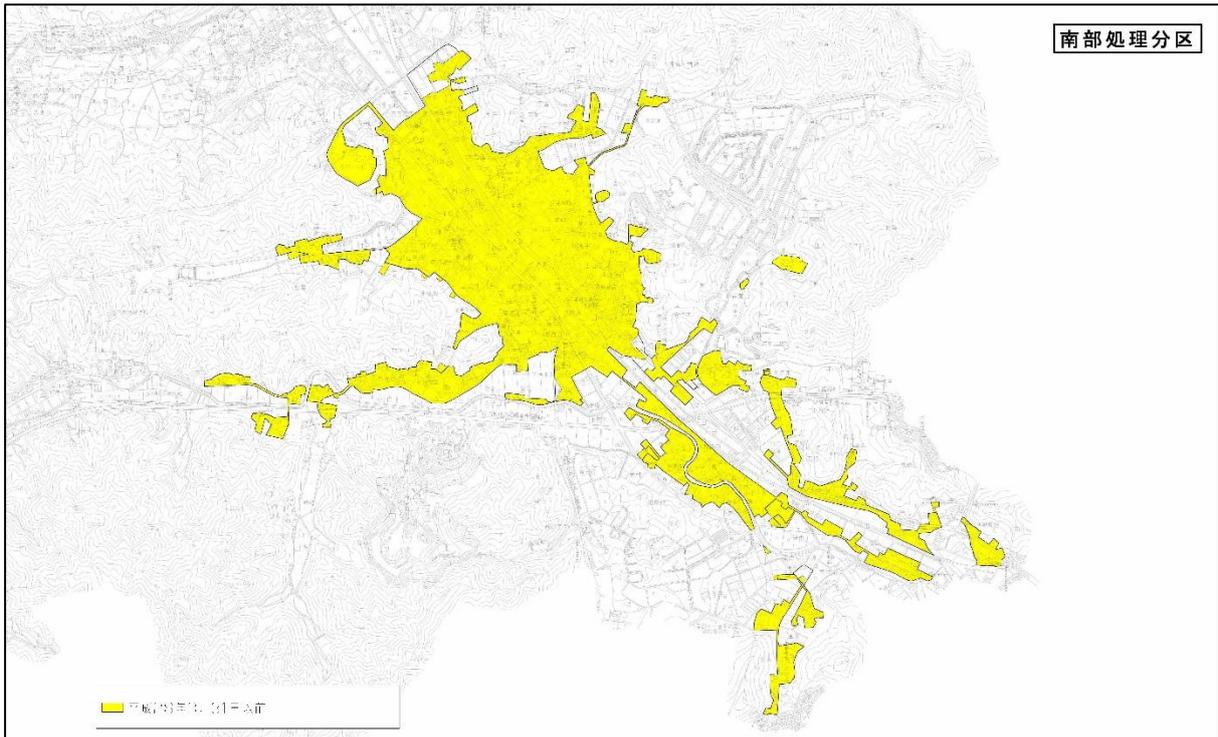


图 3-4 南部处理分区

表 3-3 終末処理場の概要

項目	内容
施設名称	矢作川浄化センター
処理主体	愛知県
所在地	西尾市港町1番地
敷地面積	62.5ha
関係市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町
供用開始年度	平成4年4月1日
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法＋急速濾過
処理水の放流先	矢作川
処理面積 (H29.4.1現在)	13,584ha
処理人口 (H29.4.1現在)	783,706人
処理能力 (H29.4.1現在)	263,800 m ³ /日
汚泥消化施設	<p>平成28年12月より新たなエネルギー施設である「汚泥消化施設」の運用を開始。矢作川浄化センターで発生している下水道汚泥の概ね1/4相当の処理能力を有し、下水汚泥を消化槽でメタン発酵して得られたバイオガスを汚泥消化炉の重油の補助燃料として利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 下水汚泥中に含まれる有機物の50%をガス化することにより、1日当たり約4,000 m³のバイオガスを発生させる。 ▶ このエネルギー利用により、汚泥焼却炉の重油使用量は年間約850klの減少を見込んでいる(約42%減)。また、これにより年間約2,200tのCO₂削減を見込んでいる。 ▶ 当汚泥消化施設は国土交通省の平成23年度下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の成果による技術であり、この技術を採用した事例は矢作川浄化センターが全国で初めてです。

項目	内容
施設名称	蒲郡市下水道浄化センター
処理主体	蒲郡市
所在地	蒲郡市浜町42
敷地面積	10.64ha
建物面積	7,818 m ² (11棟)
供用開始年度	昭和52年8月1日
処理方式	消化脱窒法(3段)
排除方法	分流式
処理水の放流先	渥美湾

イ. 公共下水道の整備状況

本町の公共下水道の普及率の推移を表 3-4、公共下水道の整備率の推移を表 3-5、公共下水道の普及率及び整備率の推移を図 3-5 に示します。公共下水道の普及率、整備率ともに増加傾向にあり、平成 29 年度末実績で普及率が 71.7%、整備率が 90.1%となっています。

表 3-4 公共下水道の普及率の推移

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
行政区域内人口	39,124	39,461	40,121	40,677	41,296
処理人口	27,277	27,630	28,262	28,860	29,589
公共下水道普及率	69.7%	70.0%	70.4%	70.9%	71.7%

表 3-5 公共下水道の整備率の推移

単位：ha

			H25	H26	H27	H28	H29
整備済み 面積	矢作川流域 下水道	中部処理分区	431.8	443.6	450.1	452.3	457.6
		北部処理分区	0	0	0	0	0
		合計	431.8	443.6	450.1	452.3	457.6
	単独公共下水道	南部処理分区	134.5	135.5	135.5	135.5	135.5
	合計		566.3	579.1	585.6	587.8	593.1
計画面積	矢作川流域 下水道	中部処理分区	472.4	472.4	472.4	472.4	472.4
		北部処理分区	46.6	46.6	46.6	46.6	46.6
		合計	519.0	519.0	519.0	519.0	519.0
	単独公共下水道	南部処理分区	139.0	139.0	139.0	139.0	139.0
	合計		658.0	658.0	658.0	658.0	658.0
公共下水 道の整備 率	矢作川流域 下水道	中部処理分区	91.4%	93.9%	95.3%	95.7%	96.9%
		北部処理分区	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		合計	83.2%	85.5%	86.7%	87.1%	88.2%
	単独公共下水道	南部処理分区	96.8%	97.5%	97.5%	97.5%	97.5%
	合計		86.1%	88.0%	89.0%	89.3%	90.1%

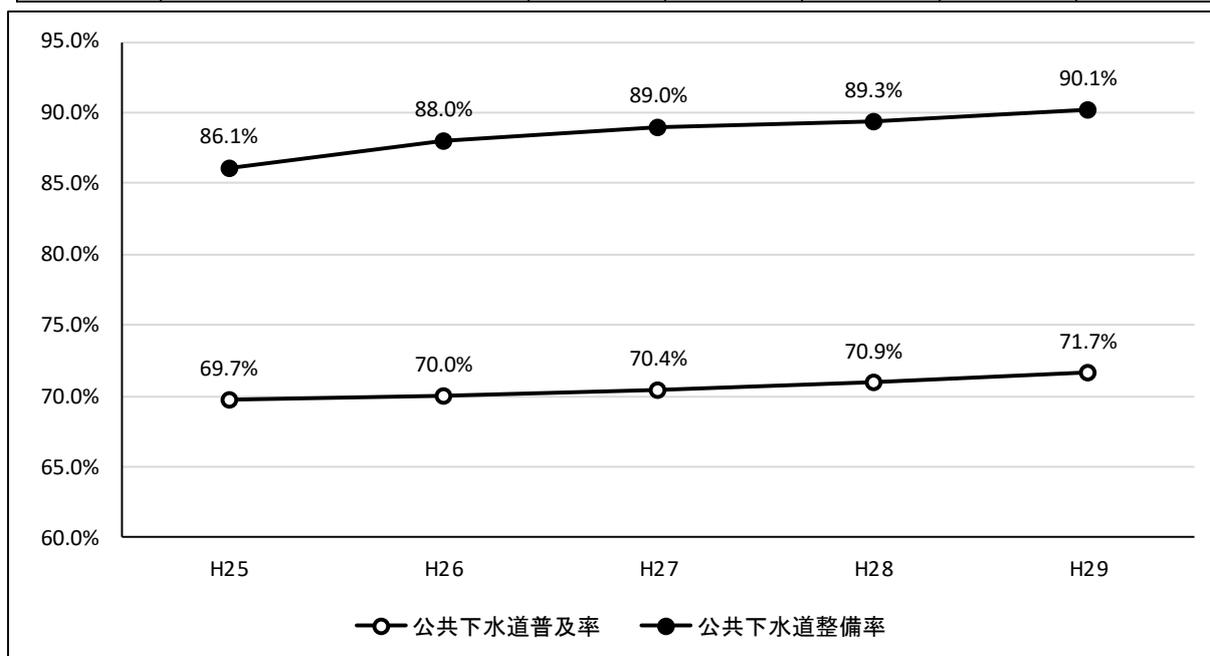


図 3-5 公共下水道の普及率及び整備率の推移

(2) 農業集落排水施設

ア. 農業集落排水施設の現況

本町の農業集落排水施設の整備計画図を図 3-6 に示します。

本町では市街化調整区域内の 13 地区排水処理施設として、農業集落排水施設を設置しています

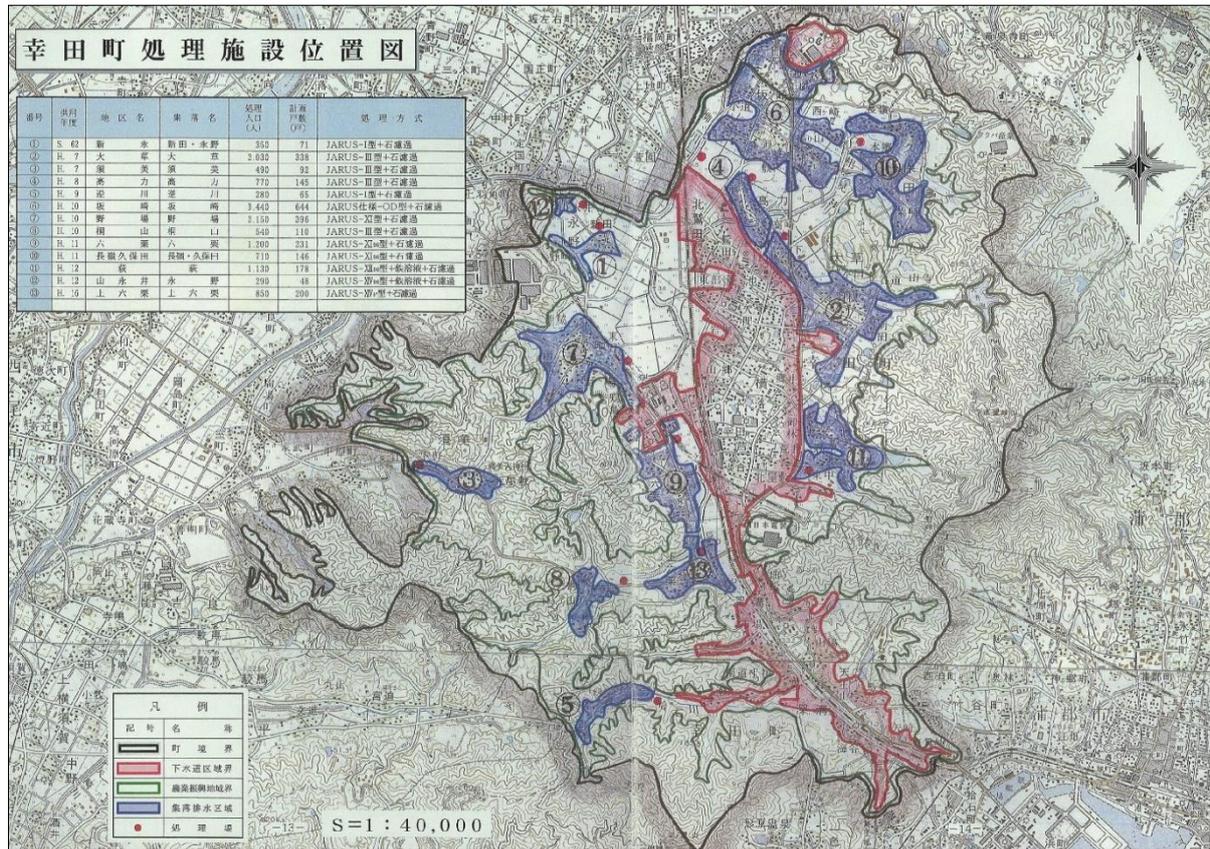


図 3-6 農業集落排水施設の整備計画図

イ. 農業集落排水事業の概要

本町の農業集落排水事業による水洗化率の推移を表 3-6 及び図 3-7 に示します。

水洗化率は増加傾向にあり、平成 29 年度実績で農業集落排水区域内に居住する 97.52%の人が農業集落排水施設に接続を完了している状況にあります。

表 3-6 農業集落排水事業による水洗化率の推移

単位：人

地区名	区分	H25	H26	H27	H28	H29
新永地区	水洗化人口	290	302	300	292	284
	水洗化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
大草地区	水洗化人口	1,815	1,831	1,862	1,857	1,862
	水洗化率	98.80%	98.81%	98.94%	99.15%	99.20%
須美地区	水洗化人口	379	376	370	369	370
	水洗化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
高力地区	水洗化人口	518	512	518	507	504
	水洗化率	96.28%	96.42%	96.82%	96.94%	97.11%
逆川地区	水洗化人口	195	195	199	195	197
	水洗化率	91.98%	91.98%	92.99%	94.66%	94.71%
坂崎地区	水洗化人口	2,265	2,272	2,261	2,286	2,216
	水洗化率	96.51%	96.56%	96.62%	97.40%	97.24%
野場地区	水洗化人口	1,503	1,497	1,494	1,501	1,471
	水洗化率	97.53%	97.27%	97.90%	98.23%	98.13%
桐山地区	水洗化人口	358	360	361	351	345
	水洗化率	95.98%	94.49%	93.28%	93.35%	93.50%
六栗地区	水洗化人口	873	862	857	862	850
	水洗化率	95.20%	95.25%	95.65%	96.31%	96.37%
長嶺久保田地区	水洗化人口	609	606	605	603	592
	水洗化率	98.54%	98.70%	98.69%	99.18%	99.50%
荻地区	水洗化人口	691	694	698	688	689
	水洗化率	94.66%	95.07%	95.23%	95.29%	95.43%
山永井地区	水洗化人口	172	173	171	163	163
	水洗化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
上六栗地区	水洗化人口	618	630	639	642	647
	水洗化率	93.64%	93.47%	93.97%	94.00%	94.87%
合計	水洗化人口	10,286	10,310	10,335	10,316	10,190
	水洗化率	96.91%	96.87%	97.07%	97.46%	97.52%

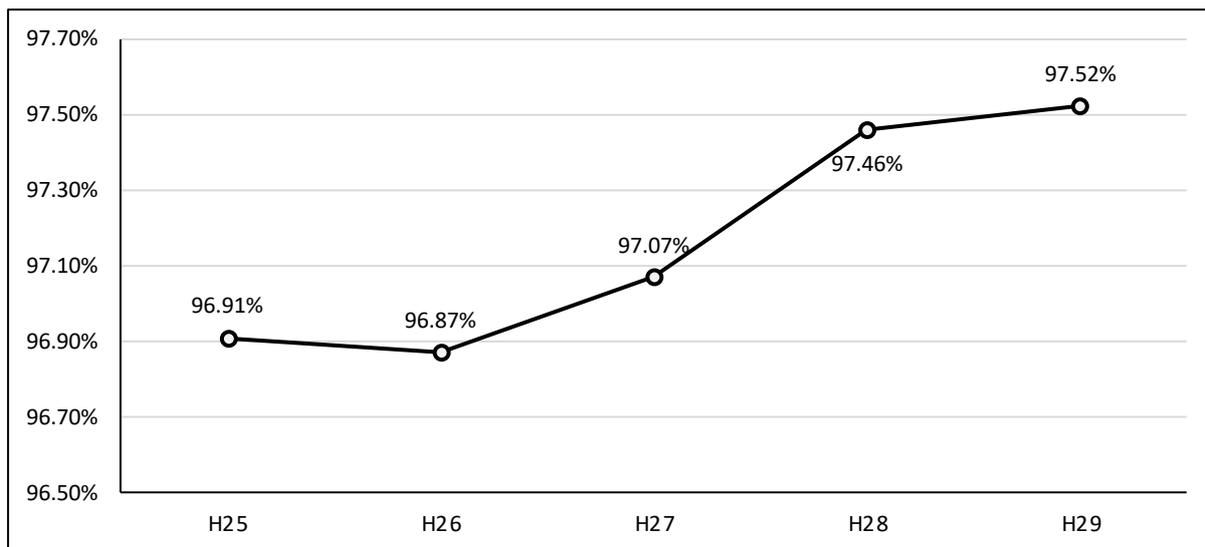


図 3-7 農業集落排水事業による水洗化率の推移

(3) 浄化槽

本町の単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移を表 3-7 及び図 3-8 に示します。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業の実績値の推移を表 3-8 及び図 3-9 に示します。

表 3-7 単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
単独処理浄化槽	1,742	1,640	1,570	1,471	1,396
合併処理浄化槽	1,798	1,714	1,701	1,676	1,678

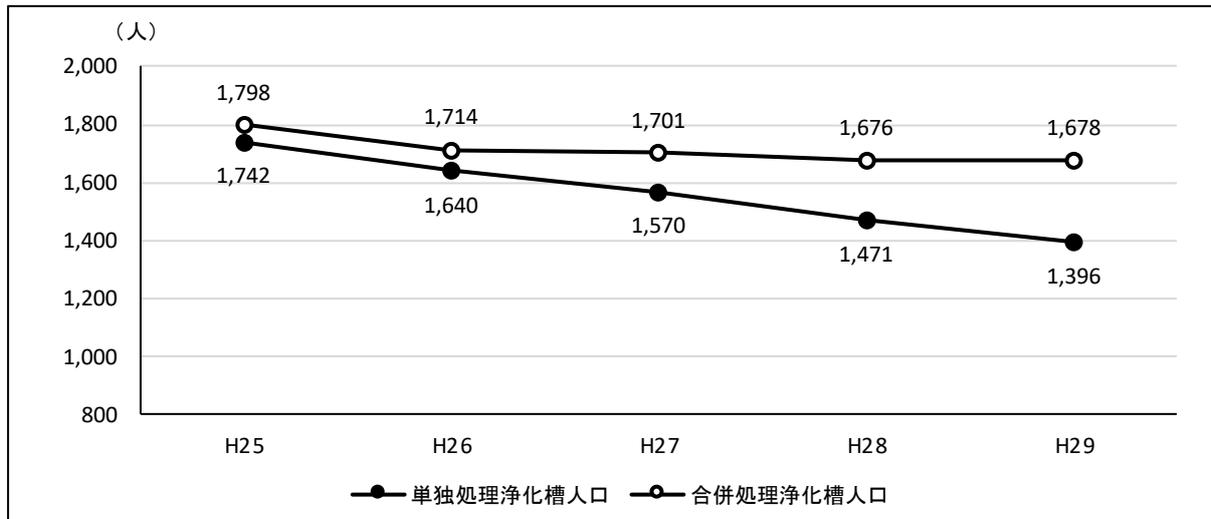


図 3-8 単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移

表 3-8 合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業の実績値の推移

単位：件

	H25	H26	H27	H28	H29
補助件数	0	1	2	0	2
累積補助件数	337	338	340	340	342

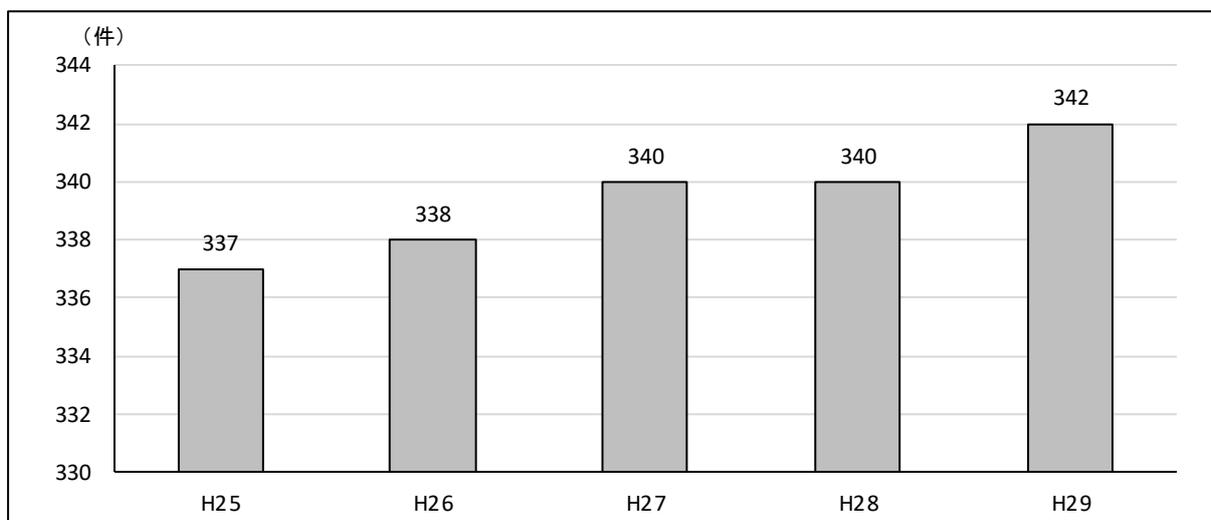


図 3-9 合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業の実績値の推移

5 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 処理体系

本町において発生するし尿・浄化槽汚泥の処理体系を図 3-10 に示します。

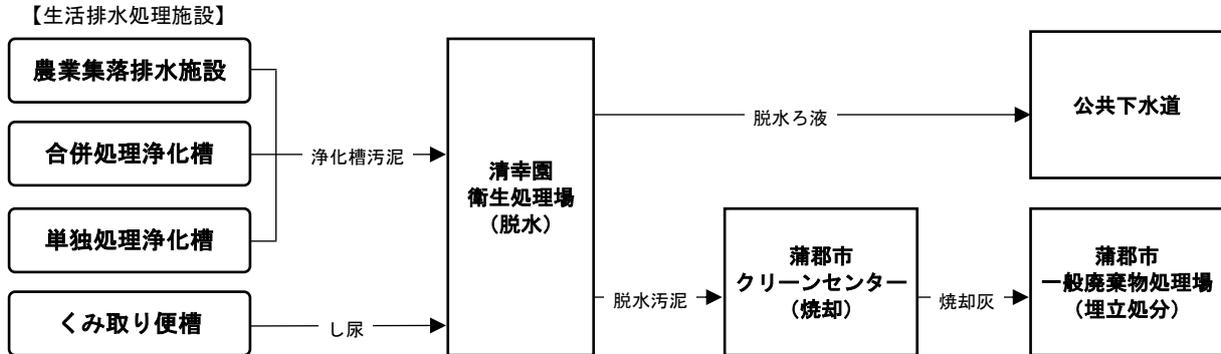


図 3-10 し尿・浄化槽汚泥の処理体系

(2) 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 3-9 に示します。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。なお、平成 29 年度末でし尿の収集・運搬を行う許可業者は 1 社、浄化槽汚泥の収集・運搬を行う許可業者は 3 社となっています。

表 3-9 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

区分	収集形態	許可業者数
し尿	許可業者による収集	1 社
浄化槽汚泥	許可業者による収集	3 社

(3) 中間処理・最終処分

清幸園衛生処理場の概要を表 3-10 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、蒲郡市幸田町衛生組合の中間処理施設である清幸園衛生処理場に搬入され、脱水処理を行い、脱水ろ液は希釈して公共下水道に放流し、脱水後の汚泥は、蒲郡市クリーンセンターに搬入され焼却処分されます。その後、焼却灰は蒲郡市一般廃棄物最終処分場にて埋立処理されます。

表 3-10 清幸園衛生処理場の概要

項目	内容
施設名	清幸園衛生処理場
所在地	額田郡幸田町大字深溝宇黒田 8 番地
敷地面積	18,384 m ²
稼働開始年月	昭和 55 年 3 月
形式	直接脱水処理
処理対象物	生し尿、浄化槽汚泥
処理能力	82 k ℓ/日 (生し尿: 10 k ℓ/日、浄化槽汚泥: 72 k ℓ/日)

(4) 処理量

本町のし尿・浄化槽汚泥の処理量の推移を表 3-11 及び図 3-11、図 3-12 に示します。

し尿収集量は、年々減少傾向にあります。一人一日当たりのし尿処理量は増加しています。

浄化槽汚泥の収集量については、減少傾向にあります。一人一日当たりの浄化槽汚泥処理量は横ばい傾向にあります。

表 3-11 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

		単位	H25	H26	H27	H28	H29	
収集量	し尿量	kℓ/年	894	868	845	772	667	
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	8,596	8,316	8,111	8,177	7,879	
	合計	kℓ/年	9,490	9,184	8,956	8,949	8,546	
収集人口	し尿（くみ取り便槽）	人	566	524	483	400	362	
	浄化槽汚泥	農業集落排水	人	10,286	10,310	10,335	10,316	10,190
		合併浄化槽	人	1,798	1,714	1,701	1,676	1,678
		単独浄化槽	人	1,742	1,640	1,570	1,471	1,396
		合計	人	13,826	13,664	13,606	13,463	13,254
一人一日当たりのし尿処理量		ℓ/人・日	4.3	4.5	4.8	5.3	5.0	
一人一日当たりの浄化槽汚泥処理量		ℓ/人・日	1.7	1.7	1.6	1.7	1.6	

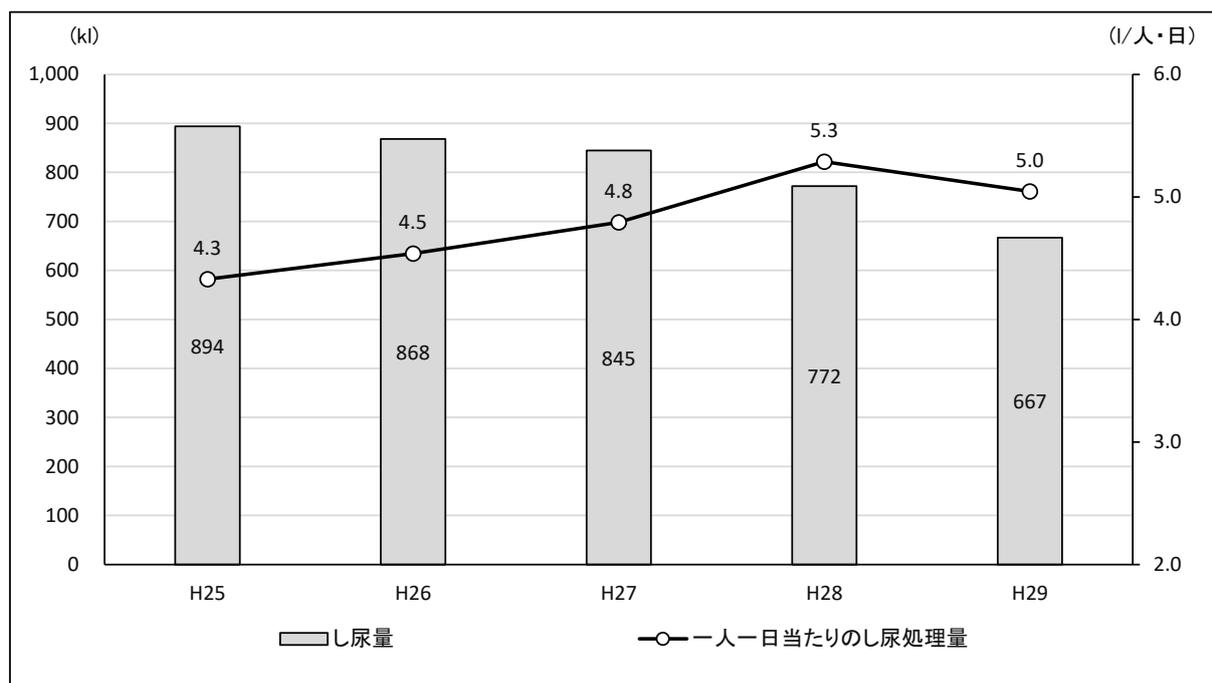
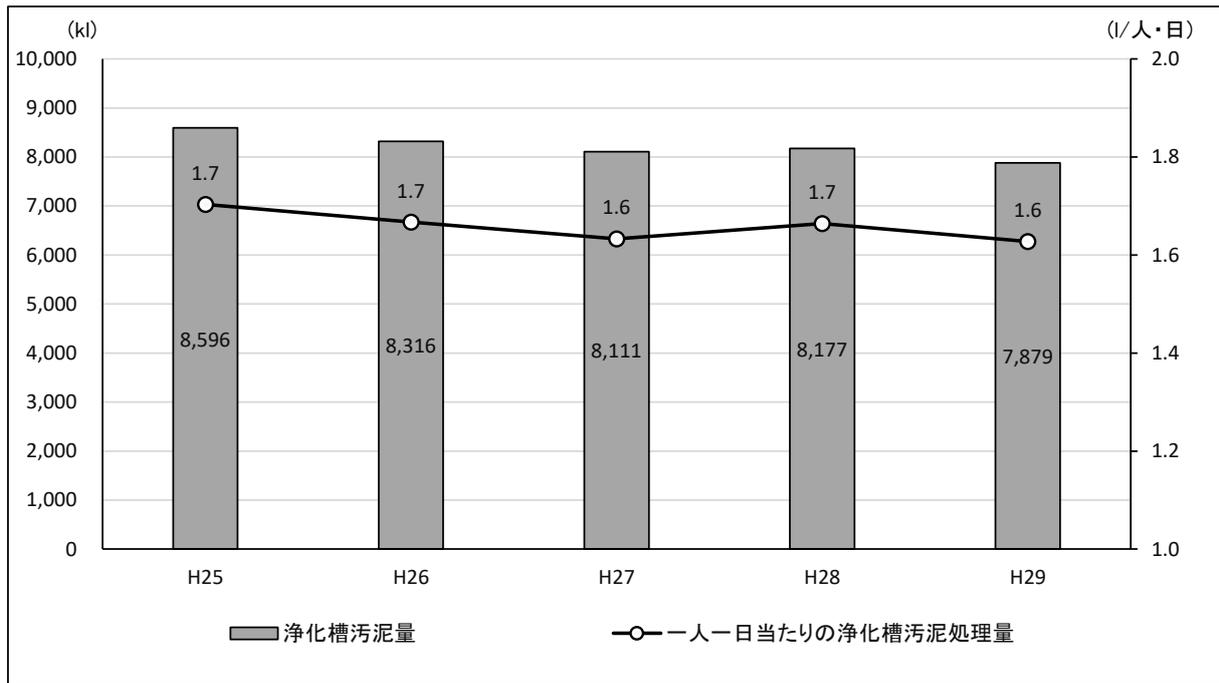


図 3-11 し尿量・一人一日当たりのし尿処理量の推移



注) 一人一日当たりの浄化槽汚泥処理量は、年度ごとに小数第二位以下の数値に差異があるため、見かけ上数値が同じであってもグラフが増減しています。

図 3-12 浄化槽汚泥量・一人一日当たりの浄化槽汚泥処理量の推移

6 前回基本計画との比較

平成 26 年度の計画で設定した生活排水処理に関する目標値（平成 30 年度）及び実績値（平成 29 年度）を表 3-12 に示します。

表 3-2 で示したように、生活排水処理率は平成 25 年度 94.1%であったものが、平成 29 年度に 95.7%となり増加傾向にあるものの、平成 29 年度実績では平成 30 年度の目標値に 2.4 ポイント届いていない状況にあります。

表 3-12 生活排水処理に関する目標値（平成 30 年度）及び実績値（平成 29 年度）

目標指標	単位	①目標値 (平成 30 年度)	②実績値 (平成 29 年度)	目標との差 (②-①)
行政区域内人口	人	41,260	41,296	-
公共下水道人口	%	69.9	67.0	-2.9
	人	28,837	27,670	-1,167
農業集落排水施設人口	%	25.3	24.7	-0.6
	人	10,448	10,190	-258
合併処理浄化槽人口	%	2.9	4.1	1.2
	人	1,186	1,678	492
生活排水処理率	%	98.1	95.7	-2.4

第2章 課題の抽出

1 生活排水処理施設の整備促進

公共下水道未整備地区において、環境への負荷が高い単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進していくとともに、地形的要因等を考慮の上、公共下水道の整備を進めていく必要があります。

2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の減少により、し尿処理施設（清幸園衛生処理場）へのし尿、浄化槽汚泥の搬入量が減少していくと予想されることから、より効率的な収集・運搬方法や収集量の平準化について検討していく必要があります。

3 生活排水の適正処理の普及・啓発

生活排水の汚濁負荷を低減させるため、発生・排出段階の具体的な取組方法の周知や啓発を実施していく必要があります。

また、更なる水洗化率の向上に向けて、公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進していくとともに、公共下水道未整備地区においては、浄化槽の管理不足による水質汚濁を防ぐため、定期的な保守点検の実施を周知・啓発していく必要があります。

第3章 基本方針

課題を踏まえて、計画を推進していくための基本的な施策の方向性を以下のように定めます。

◆ 基本方針1：地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備は、公共下水道や農業集落排水施設が整備されている区域（以下、「集合処理区域」といいます。）と、これらの施設が整備されておらず各戸で生活排水処理を行う必要がある区域（以下、「個別処理区域」といいます。）に分け、地域の自然的・社会的条件を考慮した上で、適切な生活排水処理施設の整備を進めます。

◆ 基本方針2：し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・処理方法を検討していきます。

◆ 基本方針3：生活排水対策に関する意識の向上

啓発や具体的な取組方法の周知により、行政、町民、事業者により生活排水対策を進めるとともに、環境への負荷が少ない生活排水処理への転換を促進していきます。

第4章 基本計画

1 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理主体

今後の生活排水処理主体を表 3-13 に示します。

生活排水処理施設ごとの処理主体は、現状の体制を基本とし、社会情勢の変化や町民の意向等を勘案し必要に応じて変更を検討することとします。

表 3-13 今後の生活排水処理主体

生活排水処理施設	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	幸田町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	幸田町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
くみ取り便槽	し尿	個人

(2) 生活排水処理施設の整備手法

ア. 集合処理区域

① 公共下水道

南部処理分区、中部処理分区については引き続き公共下水道の整備を進め、北部処理分区については、接続に向けて整備を進めて行くこととします。

また、南部処理分区で発生した下水は蒲郡市に依頼し「蒲郡市下水道浄化センター」で、中部処理分で発生した下水は、西尾市内の終末処理施設「矢作川浄化センター」で引き続き処理するものとします。

② 農業集落排水施設

町内に存在する 13 の農業振興地域の全てで 100%の整備率となっています。今後は施設の適正管理を進め、必要に応じて施設の更新等を行っていきます。

また、農業集落排水施設で発生した浄化槽汚泥は、今後も「清幸園衛生処理場」で処理していくものとします。

イ. 個別処理区域

合併処理浄化槽による処理を推進し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換を促します。

2 生活排水の排出状況の見込み

(1) 生活排水処理に関する目標

生活排水処理目標は、「幸田町污水適正処理構想（平成 29 年 3 月）」の計画普及率（目標年次平成 37 年）をもとに、計画処理区域内人口の推計値で案分して算出しました。

生活排水処理目標を表 3-14 に示します。

ただし、本目標は、全県域污水適正処理構想とは異なります。

表 3-14 生活排水処理目標

○生活排水処理率の目標値

目標指標	実績値	中間目標	達成目標
	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
生活排水処理率	95.7%	98.9%	100.0%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

○行政区域内人口、計画処理区域内人口と水洗化・生活雑排水処理人口の目標値

単位：人

目標指標	実績値	中間目標	達成目標
	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
行政区域内人口	41,296	43,541	45,511
計画処理区域内人口	41,296	43,541	45,511
水洗化・生活雑排水処理人口	39,538	43,078	45,511

(2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳を表 3-15 に示します。

また、生活排水処理形態別人口の将来予測を表 3-16 及び図 3-13 に示します。

表 3-15 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

項目	実績値 ※1	中間目標 ※2	達成目標 ※2
	H29	H35	H40
行政区域内人口	41,296	43,541	45,511
計画処理区域内人口	41,296	43,541	45,511
水洗化・生活雑排水処理人口	39,538	43,078	45,511
公共下水道	27,670	38,774	43,873
農業集落排水施設	10,190	3,306	865
コミュニティ・プラント	-	-	-
合併処理浄化槽	1,678	997	774
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,396	368	0
非水洗化人口 (くみ取り人口)	362	95	0
自家処理人口	0	0	0
生活排水処理率	95.7%	98.9%	100.0%

※1 本町資料による実績値

※2 幸田町污水適正処理構想（H29.3）による目標年次（H37）の人口シェアと H29 実績値を基にして、均等配分

表 3-16 生活排水の処理形態別人口の予測

単位：人

		計画処理区 域内 人口	水洗化・生活雑排水処理人口					生活排水 処理率
			公共 下水道	農業集落排 水施設	コミュニテ ィ・ プラント	合併処理浄 化槽	水洗化・生 活雑排水処 理人口	
実績	H29	41,296	27,670	10,190	0	1,678	39,538	95.7%
予測	H30	41,796	29,541	9,123	0	1,575	40,239	96.3%
	H31	41,816	31,091	7,937	0	1,452	40,481	96.8%
	H32	42,257	32,972	6,818	0	1,343	41,133	97.3%
	H33	42,686	34,875	5,672	0	1,230	41,777	97.9%
	H34	43,118	36,813	4,502	0	1,115	42,430	98.4%
	H35	43,541	38,774	3,306	0	997	43,078	98.9%
	H36	43,955	40,757	2,087	0	877	43,721	99.5%
	H37	44,356	42,759	843	0	754	44,356	100.0%
	H38	44,743	43,132	850	0	761	44,743	100.0%
	H39	45,132	43,507	858	0	767	45,132	100.0%
	H40	45,511	43,873	865	0	774	45,511	100.0%

		水洗化・生活 雑排水未処理 人口（単独処 理浄化槽）	非水洗化人口		
			非水洗化 人口 （くみ取り 人口）	自家処理 人口	計
実績	H29	1,396	362	0	362
予測	H30	1,236	321	0	321
	H31	1,060	275	0	275
	H32	893	232	0	232
	H33	721	187	0	187
	H34	547	142	0	142
	H35	368	95	0	95
	H36	186	48	0	48
	H37	0	0	0	0
	H38	0	0	0	0
	H39	0	0	0	0
	H40	0	0	0	0

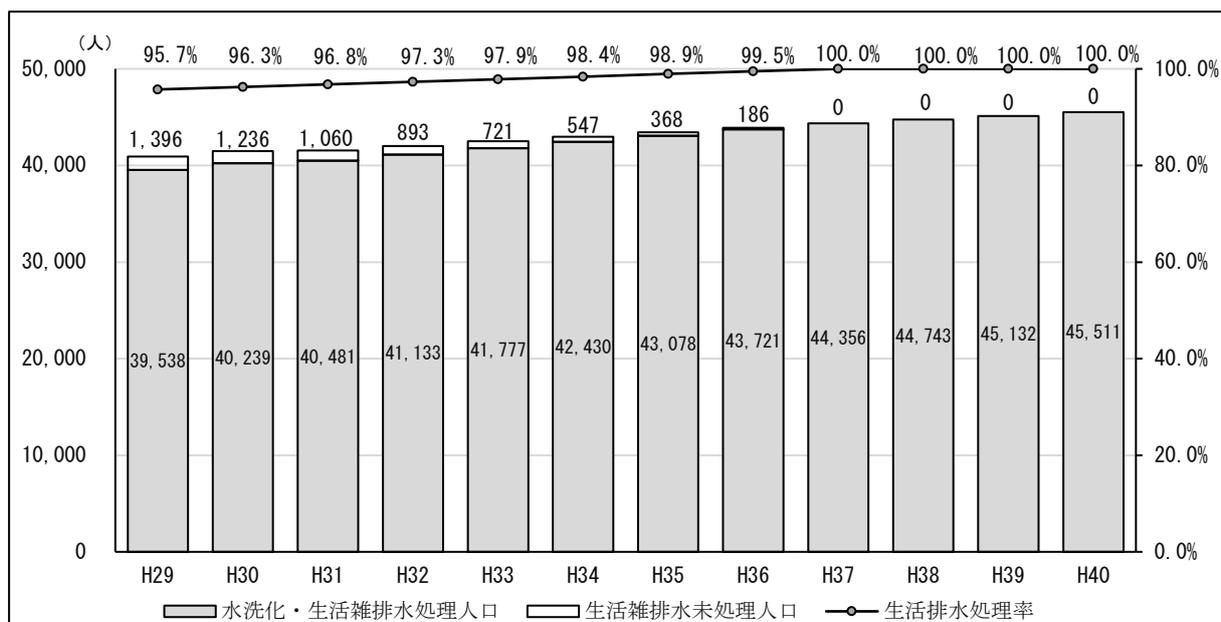


図 3-13 生活排水の処理形態別人口の予測

次に、生活排水の処理形態別人口と処理量の予測を表 3-17 に示します。

表 3-17 生活排水の処理形態別人口と処理量の予測

		人口 (人)		処理量 (kℓ/年)	
		合併処理浄化槽 + 単独処理浄化槽 + 農業集落排水施設	非水洗化人口 (くみ取り人口)	合併処理浄化槽 + 単独処理浄化槽 + 農業集落排水施設	非水洗化人口 (くみ取り人口)
予測	H30	11,935	321	7,228	561
	H31	10,450	275	6,329	481
	H32	9,053	232	5,483	405
	H33	7,624	187	4,617	328
	H34	6,164	142	3,733	248
	H35	4,672	95	2,830	167
	H36	3,149	48	1,907	84
	H37	1,597	0	967	0
	H38	1,611	0	976	0
	H39	1,625	0	984	0
	H40	1,638	0	992	0
一人一日当たりのし尿処理量 (ℓ/人・日) (H25~H29年平均値)				1.7	4.8

※ 処理量は、一人一日当たりのし尿処理量 (ℓ/人・日) (H25~H29年平均値) に処理形態別人口予測値を乗じて算出。

3 し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

現在の収集・運搬体制を基本に、効率化、円滑化を図り、施設に搬入されるし尿・浄化槽汚泥の平準化を推進していきます。

また、収集・運搬車両による交通の妨げを極力抑えるため、主要幹線道路の優先的利用を、許可業者等に指導します。

(2) 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、今後も「清幸園衛生処理場」で処理していきます。また、脱水後の汚泥は「蒲郡市クリーンセンター」に搬入し焼却処分します。

なお処理にあたっては、公共下水道普及による処理量の減少、浄化槽汚泥の割合の増加等の変化に対応した管理運営を行うとともに、処理経費の低減に向けても検討していくものとします。

(3) 最終処分計画

今後も、中間処理後の脱水ろ液は希釈して公共下水道に放流し、脱水汚泥を中間処理することにより発生する焼却灰は蒲郡市に委託し「蒲郡市一般廃棄物最終処分場」に埋立処理することとします。

4 生活排水の適正処理に向けて

生活排水の適正処理の推進に向け、行政・町民・事業者の役割を以下のように定めます。

(1) 行政の役割

- 学校教育をはじめ一般に向けた生活排水処理について学べる機会や場の創出を進め、町民による生活排水対策の意識向上に努めます。
- 生活排水の汚濁負荷を削減させるため、発生・排出段階における具体的な取組方法の周知や啓発を行います。
- 浄化槽設置者に対して、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務の取行について周知・啓発を行います。
- 助成制度の継続を通し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 処理汚泥について、堆肥化等の再生利用を促進します。
- 集合処理区域において、公共下水道または農業集落排水施設の普及率向上に向けて啓発や周知を継続していきます。

(2) 町民の役割

- 生活排水の汚濁負荷量削減に向け、以下に示す取組を行います。
 - ・食用油などを直接排水口に流さない。
 - ・油污れなど汚濁負荷の高い汚れはキッチンペーパー等でふき取ってから洗う。
 - ・洗剤の適正利用に努める。
 - ・風呂の残り湯を洗濯などに利用する。
 - ・生活雑排水を散水等に利用する。
- 集合処理区域内では、公共下水道または農業集落排水施設への早期接続に努めます。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換に努めます。
- 浄化槽を利用している世帯は、保守点検・清掃・法定検査を定められた時期に適切に実施します。

(3) 事業者の役割

- 洗剤の製造業者及び販売業者は、生活排水の汚濁負荷量の削減に有効な洗剤の開発または供給を行います。
- 浄化槽、その他生活排水処理施設の製造業者は、生活排水を適正かつ低環境負荷で処理できる設備や施設の開発を行います。